

協定項目以外の調整方針

(B ランク)

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

目 次

1. 企画財政部会	
企画分科会	1
秘書広報分科会	2
財政分科会	4
人権分科会	6
2. 総務部会	
総務分科会	7
電算分科会	10
消防交通分科会	21
人事給与分科会	32
税務分科会	35
管財分科会	36
議会分科会	47
選挙管理分科会	60
監査分科会	67
3. 住民部会	
住民分科会	81
保険年金分科会	90
環境分科会	92
4. 福祉部会	
高齢福祉分科会	93
社会福祉分科会	99
児童福祉分科会	101
保健分科会	104
5. 経済部会	
商工観光分科会	106
農林分科会	111
農業委員会分科会	112
6. 建設部会	
都市整備分科会	113
都市管理分科会	115
建築分科会	121
7. 上下水道部会	
水道分科会	122
下水道分科会	143
8. 教育部会	
学校教育分科会	148
スポーツ分科会	154
生涯学習分科会	158

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

企画財政部会 企画分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	栃木地区広域行政圏 計画に関すること	国の広域行政圏計画策定要綱 に基づき、栃木地区広域行政圏 計画（市町村圏計画）を栃木地 区広域行政事務組合において、 共同で策定する。	国の広域行政圏計画策定要綱 に基づき、栃木地区広域行政圏 計画（市町村圏計画）を栃木地 区広域行政事務組合において、 共同で策定する。	国の広域行政圏計画策定要綱 に基づき、栃木地区広域行政圏 計画（市町村圏計画）を栃木地 区広域行政事務組合において、 共同で策定する。	国の広域行政圏計画策定要綱 に基づき、栃木地区広域行政圏 計画（市町村圏計画）を栃木地 区広域行政事務組合において、 共同で策定する。	栃木地区広域行 政圏計画に関す ることについ ては、現行のとおり 栃木地区広域行 政事務組合で処 理する。
	7 2					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

企画財政部会 秘書広報分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	市町勢要覧に 関すること	<p>【概要】 ホームページの充実が図られたことから平成18年から休止 最新は平成15年度作成の2004年版 過去に発行した市政要覧は500円で販売</p>	<p>【概要】 町の歴史や現況、統計資料などを掲載 おおむね5年（合併・町制施行）ごとに作成 最新は平成18年度作成</p> <p>【配布】 町内全戸及び近隣市町に配布 視察時等にも町の紹介資料として利用</p>	<p>【概要】 町づくりに関する情報、統計資料、生活便利帳などを掲載 おおむね5年ごとに作成 最新は平成19年度作成の2008年版</p> <p>【配布】 町内全戸及び県内市町に配布 その他希望者には無償で配布</p>	<p>【概要】 まちづくりの方針、観光情報、統計資料などを掲載 おおむね5年ごとに作成 最新は平成19年度作成の2008年版</p> <p>【配布】 町内全戸に配布したほか、500円で販売している。</p>	作成の有無、用途等を含め、合併後に再編する。
2	市町重点事業 説明会の開催 すること	<p>【内容】 栃木市重点事業説明会 市自治会連合会総会に合わせ、当該年度の市の重点事務事業について自治会長等を対象に説明会を開催する。（5月） 資料は、議員に対し行う「主要事務事業説明会資料」に基づき、時点修正を加え各担当部長が説明する。</p>	<p>【内容】 新年度予算や主な事業を掲載した「大平町の予算（予算のあらまし）」の冊子を作成し、全世帯に配布する。 施政方針を広報紙に掲載し、主な事業とともに行政運営の方針を全世帯にお知らせする。</p>	<p>【内容】 新年度の「主要事業の報告」を作成し、自治会長に配布する。</p>	<p>【内容】 新年度予算と合わせ主な事業について町広報紙でお知らせする。</p>	実施方法等については、合併後速やかに再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	儀式、叙勲・褒章受章者に 関すること 20	<p>【概要】</p> <p>(1)叙勲・褒章受章者への祝金贈呈 ・叙勲受章者 30,000 円 ・褒章受章者 20,000 円 ・H20 年度予算(310 千円) ◎栃木市叙勲者等祝金条例 ◎栃木市叙勲者等祝金条例施行規則 (2)市葬及び市民葬の実施 ◎栃木市葬及び栃木市民葬実施要領</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)叙勲・褒章受章者への祝電の送付</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)叙勲・褒章受章者への祝贈呈・祝酒 (2)町葬及び市民葬の実施</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)叙勲・褒章受章者への記念品贈呈、祝電送付 ・叙勲受章者 10,000 円(胡蝶蘭) ただし、町が推薦した受章者である場合には胡蝶蘭の贈呈に代えて祝賀会を開催し記念品代を贈呈する。 ・褒章受章者 10,000 円(胡蝶蘭) ・町長交際費より支出</p>	祝賀の内容等に差異があるため、合併時に再編する。
4	市(町)制式典 に関すること 22	<p>【概要】</p> <p>(1)記念式典の開催 ・5 年ごとの開催 (2)記念事業の開催</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)記念式典の開催 町制施行・3 村合併記念式典を 10 年ごとに開催 (実質 5 年に 1 回開催) (2)記念事業の開催</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)記念式典の開催 ・10 年ごとの開催 (2)記念事業の開催</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)記念式典の開催 ・10 年ごとの開催 (2)記念事業の開催 (3)市民への記念品配布</p>	新市における記念式典の実施に向け、実施方法等について合併後に再編する。
5	新春賀詞交歓会 に関すること 24	<p>【概要】</p> <p>(1)新春賀詞交歓会の開催(1 月第 1 週) ・市、市議会、栃木商工会議所、下野農業協同組合、市自治会連合会の 5 団体による共催 ・会費制(3,000 円) ・H20 年度予算(20 千円) ・参加者約 300 名</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)新春賀詞交歓会の開催(1 月第 2 週金曜日) ・町主催 ・共催 町議会、町商工会、下野農業協同組合の 3 団体 ・会費制(2,000 円) ・共催金 (1 団体 50,000 円) ・H20 年度予算 (870 千円のうち、歳入不足分の 438 千円は町負担) ・参加者約 170 名</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)新春の集いの開催(1 月) ・町主催 ・会費制(2,500 円) ・H20 年度予算(0 千円) ・参加者約 90 名</p>	<p>【概要】</p> <p>(1)新春賀詞交歓会の開催(1 月 7 日前後) ・町主催 ・会費制(2,000 円) ・H20 年度予算(0 千円) ・参加者約 170 名</p>	実施内容等に差異があるため、合併後に再編する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

企画財政部会 財政分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	予算(当初・補正)の編成に関すること	【当初予算編成】 要求方法は、要求限度額設定方式 ・予算編成方針作成（8月中旬）～予算書配布（2月下旬） 【補正予算編成】 (4月・7月・10月・1月)	【当初予算編成】 消費的経費、投資的経費を含めた枠配分方式 ・予算編成方針作成（10月中旬）～予算書配布（2月中旬） 【補正予算編成】 (5月・8月・11月・2月)	【当初予算編成】 ・予算編成方針作成（10月中旬）～予算書配布（2月中旬） 【補正予算編成】 (5月・8月・11月・2月)	【当初予算編成】 ・予算編成方針作成（10月中旬）～予算書配布（2月下旬） 【補正予算編成】 (5月・8月・11月・2月)	予算要求の方法、査定の仕方、作業時期に差異があるため、合併時に再編する。
	2	①地方自治法、自治法施行令及び自治法施行規則に基づき予算科目を設定（款・項・目）。なお、節・細節については任意に設定 ②法令による予算科目の設定のほか、「事業」を目的下位、節の上位に設定	①地方自治法、自治法施行令及び自治法施行規則に基づき予算科目を設定（款・項・目）。なお、節・細節については任意に設定 ②法令による予算科目の設定のほか、執行単位として「事業」「事業種別」毎に予算を区分	①地方自治法、自治法施行令及び自治法施行規則に基づき予算科目を設定（款・項・目）。なお、節・細節については任意に設定	①地方自治法、自治法施行令及び自治法施行規則に基づき予算科目を設定（款・項・目）。なお、節・細節については任意に設定	一般会計において、歳入歳出とも項以下に差異があり、歳出では1市2町と比べ大平町は款が1つ多い。 栃木市は事業別予算、大平町は節・細節主体事業別予算、藤岡町・都賀町は事業別予算ではない。 そのため、合併時に再編する。
2	3					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	会計の設置に關すること	<p>【特別会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業特会 ・老人保健特会 ・介護保険特会（保険事業勘定） ・介護保険特会（介護サービス事業勘定） ・下水道事業特会 ・公共用地先行取得特会 ・後期高齢者医療特会 <p>【公営企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業会計 	<p>【特別会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特会 ・老人保健特会 ・介護保険事業特会 ・下水道事業特会 ・農業集落排水事業特会 ・後期高齢者医療保険特会 ・小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理事業 特会 ・地域改善対策住宅新築資金 等貸付事業費特会 ・大平町医療福祉モール事業 特会 <p>【公営企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業会計 	<p>【特別会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特会 ・奨学資金貸与事業特会 ・西前原たん水防除事業特会 ・老人保健特会 ・後期高齢者医療特会 ・公共下水道事業特会 ・介護保険特会（保険事業勘定） ・介護保険特会（介護サービス事業勘定） ・下水道事業特会 ・後期高齢者医療特会 <p>【公営企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業会計 	<p>【特別会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特会 ・老人保健特会 ・介護保険特会（保険事業勘定） ・介護保険特会（介護サービス事業勘定） ・下水道事業特会 ・後期高齢者医療特会 <p>【公営企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業会計 	<p>以下の方針により、合併時に再編する。</p> <p>① 1市3町全てにあり、制度、形態が同一である場合は、必要性を勘案した上で、統一、一般会計に吸収、廃止、縮小のいずれかを選択する。</p> <p>② 1市3町独自の特別会計は、必要性を勘案した上で、現行のとおり存続、一般会計に吸収、廃止、縮小のいずれかを選択する。</p>

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

企画財政部会 人権分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	人権施策の推進体制に関すること	人権施策推進本部 ・17人（副市長、教育長、全部長）	人権対策推進本部 ・20人（町長、副町長、教育長、全課長）	人権施策推進本部 ・18人（町長、副町長、教育長、全課長）	該当なし	全庁的組織である推進本部については、新市においても必要であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	2		・人権教育啓発推進町民会議 ・人権教育啓発推進町民会議運営委員会 ・人権教育啓発専門委員 ・人権教育啓発推進協議会	・同和対策推進協議会		住民参加型の推進体制については、住民や企業、団体等との連携を図るために必要であり、現行の制度を踏まえ、合併後に再編する。
2	隣保館に関すること	栃木市厚生センター ・社会福祉法に基づき、生活上の相談や地域福祉に関する各種事業を行う。	大平町隣保館（コミュニティセンター） ・社会福祉法に基づき、生活上の相談や地域福祉に関する各種事業を行う。	藤岡町隣保館（館としての機能なし） ・社会福祉法に基づき、生活上の相談や地域福祉に関する各種事業を行う。	該当なし	人権課題解決のための拠点として充実を図るため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	5					
3	同和対策専門委員等に関すること	同和対策専門委員 ・平成15年 廃止	隣保館相談連絡員 ・設置 H5.1.1 ・定数 3名（現在 2名） ・任期 2年	同和対策専門委員 ・設置 S53.3.29 ・定数 2名（現在 1名） ・任期 2年	該当なし	同和対策専門委員等は、法律的根拠がなくなっており、現在の専門委員等が行っている相談業務については、職員及び民間運動団体との連携の中で対応可能と考えられるため、合併時に廃止する。
	12					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 総務分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	地方分権に関すること	【栃木県からの権限移譲数】 法令数 63 項目数 611	【栃木県からの権限移譲数】 法令数 56 項目数 679	【栃木県からの権限移譲数】 法令数 55 項目数 671	【栃木県からの権限移譲数】 法令数 53 項目数 638	地方自治法施行令第5条の規定により、地方公共団体の配置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通公共団体がその事務を継承することから、合併時に再編する。
	6					
2	職務権限に関すること	事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図るため、栃木市事務決裁規程において、市長等の職務権限を定めている。	事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図るため、大平町決裁規程において、町長等の職務権限を定めている。	事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図るため、藤岡町決裁規則において、町長等の職務権限を定めている。	事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図るため、都賀町決裁規程において、町長等の職務権限を定めている。	組織について、部制を執ることから、栃木市の例を参考に、合併時に再編する。
	8					
3	指定管理者制度に関すること【事務手続き等の取扱い】	【概要】 指定管理者制度を導入する施設の検討 指定管理者選定委員会の開催 管理状況評価の実施 候補者の選定	【概要】 指定管理者制度を導入する施設の検討 指定管理者選定委員会の開催 管理状況評価の実施 候補者の選定	【概要】 指定管理者制度を導入する施設の検討 指定管理者選定委員会の開催 候補者の選定	【概要】 指定管理者制度を導入する施設の検討 指定管理者選定委員会の開催 管理状況評価の実施	既に導入している指定管理者制度については新市に引き継がれることから、制度運営の事務手続き等については、合併時に再編する。
	89					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	税外収入金に係る 督促料及び延滞金 徴収に関すること	<p>【督促手数料】 1通につき 100 円</p> <p>【延滞金の額】 延滞金の額は、納入通知書1通の金額（100 円未満の端数はこれを切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年利 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が 50 円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>【督促手数料】 1通につき 50 円</p> <p>【延滞金の額】 延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年利 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が 50 円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>【督促手数料】 1通につき 60 円</p> <p>【延滞金の額】 延滞金の額は、納入通知書1通の金額(1,000 円未満の端数又はその全額が 2,000 円未満であるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が 100 円未満の端数又はその全額が 1,000 円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>【督促手数料】 1通につき 70 円</p> <p>【延滞金の額】 延滞金の額は、納入通知書1通の金額(1,000 円未満の端数又はその全額が 2,000 円未満であるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が 100 円未満の端数又はその全額が 1,000 円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>督促手数料については、税の取扱いと同様に、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>延滞金の額については、税の取扱いに準じている藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。</p>
	9 1					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	自治基本条例に關すること	栃木市自治基本条例 平成21年10月施行	大平町自治基本条例 平成16年7月施行	未制定	未制定	合併後に再編する。
	9 2	【目的】 本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権限及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、市民自治を確立することを目的とする。	【目的】 大平町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、わたくしたち町民の権利と責務、議会と町の責務並びに町政運営の基本原則を定め、もって地方自治の本旨たる住民自治の実現を図ることを目的とする。			
6	執務時間に關すること	執務時間は、栃木市の休日を定める条例（平成元年栃木市条例第2号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時30分までとする。	執務時間は、大平町の休日を定める条例（平成元年大平町条例第6号）に規定する町の休日以外の日の午前8時30分から午後5時30分までとする。	執務時間は、藤岡町の休日を定める条例（平成元年藤岡町条例第2号）に規定する町の休日以外の日の午前8時30分から午後5時30分までとする。	執務時間は、都賀町の休日を定める条例（平成元年都賀町条例第2号）に規定する町の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。 * 人事院勧告に基づく勤務時間の改正に合わせて、平成21年4月1日から施行している。	執務時間については、差異があるため、合併時に統合する。
	9 3					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 電算分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	情報基盤の整備 に関すること	市内全域におけるCATV網による情報基盤の整備を行うため、ケーブルテレビ株式会社に対する国・県における補助事業に関する調整及び事務を行った。	町内全域におけるCATV網による情報基盤の整備を行うため、ケーブルテレビ株式会社に対する国・県における補助事業に関する調整及び事務を行った。	町内全域におけるCATV網による情報基盤の整備を行うため、ケーブルテレビ株式会社に対する国・県における補助事業に関する調整及び事務を行った。	町内全域におけるCATV網による情報基盤の整備を行うため、ケーブルテレビ株式会社に対する国・県における補助事業に関する調整及び事務を行った。	現行のとおり新市において継続する。
	1	現在のところ補助事業を実施する予定はない。	現在のところ補助事業を実施する予定はない。	現在のところ補助事業を実施する予定はない。	現在のところ補助事業を実施する予定はない。	
2	電子自治体の推進に関すること (含LGWAN)	電子自治体推進のため、以下のことを行う。 ・LGWAN（総合行政ネットワーク）との接続 ・LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）登録分局の設置 ・公的個人認証サービスの提供	電子自治体推進のため、以下のことを行う。 ・LGWAN（総合行政ネットワーク）との接続 ・LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）登録分局の設置 ・公的個人認証サービスの提供	電子自治体推進のため、以下のことを行う。 ・LGWAN（総合行政ネットワーク）との接続 ・LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）登録分局の設置 ・公的個人認証サービスの提供	電子自治体推進のため、以下のことを行う。 ・LGWAN（総合行政ネットワーク）との接続 ・LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）登録分局の設置 ・公的個人認証サービスの提供	合併時に統合する。
	4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	6	情報化の推進のため、1人1台のパソコンを配備している。 出先機関も含め、府内LANにより、ネットワーク化している。	情報化の推進のため、1人1台のパソコンを配備している。 出先機関も含め、府内LANにより、ネットワーク化している。	情報化の推進のため、1人1台のパソコンを配備している。 出先機関も含め、府内LANにより、ネットワーク化している。	情報化の推進のため、1人1台のパソコンを配備している。 出先機関も含め、府内LANにより、ネットワーク化している。	情報の共有化を図り、事務の効率化を目指すため、合併時にLANを統合する。
4	9	財務会計事務の適正な管理及び円滑な運用を支援するため、財務会計システムを導入している。 【システム名】 日立総合財務会計システム	財務会計事務の適正な管理及び円滑な運用を支援するため、財務会計システムを導入している。 【システム名】 e-TASK 財務会計システム	財務会計事務の適正な管理及び円滑な運用を支援するため、財務会計システムを導入している。 【システム名】 TASK.NET 財務会計システム	財務会計事務の適正な管理及び円滑な運用を支援するため、財務会計システムを導入している。 【システム名】 e-TASK 財務会計システム	合併時には速やかに予算の執行が可能となるよう、合併時までにシステムを統合する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	電子計算システムの管理運用に関すること(グループウェアシステム)	府内におけるペーパーレス化と情報共有化を促進するため、グループウェアシステムを導入している。	府内におけるペーパーレス化と情報共有化を促進するため、グループウェアシステムを導入している。	府内におけるペーパーレス化、情報共有化の促進及び、府内情報をいち早く提供するため、グループウェアシステムを導入している。	府内におけるペーパーレス化、情報共有化の促進及び、府内情報をいち早く提供するため、グループウェアシステムを導入している。	職員間の情報の共有化及び情報提供のため、合併時にシステムを統合する。
	2 1	【システム名】 GroupmaxCollaboration (グループマックスコラボレーション)	【システム名】 desknet's(デスクネット)	【システム名】 desknet's(デスクネット)	【システム名】 desknet's(デスクネット)	
6	インターネット関連システムに関すること	情報収集による業務の向上及び府外への情報発信・提供のため、インターネット接続設備及び各種サーバを導入している。	情報収集による業務の向上及び府外への情報発信・提供のため、インターネット接続設備及び各種サーバを導入している。	情報収集による業務の向上及び府外への情報発信・提供のため、インターネット接続設備及び各種サーバを導入している。	情報収集による業務の向上及び府外への情報発信・提供のため、インターネット接続設備及び各種サーバを導入している。	合併時にシステムを統合する。
	2 3					

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
7	電算処理委託・システム導入の調整に関すること	各課において個別に行ってい る情報システムの導入及び、電算 処理委託についての調整を実施 し、庁内における情報化の把握 と管理を行う。 電算処理委託契約は、総務課が 一括して行う。	各課において個別に行ってい る情報システムの導入及び、電算 処理委託についての調整を実施 し、庁内における情報化の把握 と管理を行う。 電算処理委託契約は、各課が行 う。	各課において個別に行ってい る情報システムの導入及び、電算 処理委託についての調整を実施 し、庁内における情報化の把握 と管理を行う。 電算処理委託契約は、各課が行 う。	各課において個別に行ってい る情報システムの導入及び、電算 処理委託についての調整を実施 し、庁内における情報化の把握 と管理を行う。 電算処理委託契約は、政策財務 課が一括して行う。	各課において個別に行ってい る情報システムの導入及び、電算 処理委託についての調整を実施 し、庁内における情報化の把握 と管理を行う。	合併時に統合す る。
	24						
8	セキュリティ対策の実施に関すること	個人情報の保護と事務事業の安 定的運用を図るため、情報セキ ュリティポリシー等に定める具 体的なセキュリティ対策を実施 する。	個人情報の保護と事務事業の安 定的運用を図るため、情報セキ ュリティポリシー等に定める具 体的なセキュリティ対策を実施 する。	個人情報の保護と事務事業の安 定的運用を図るため、情報セキ ュリティポリシー等に定める具 体的なセキュリティ対策を実施 する。	個人情報の保護と事務事業の安 定的運用を図るため、情報セキ ュリティポリシー等に定める具 体的なセキュリティ対策を実施 する。	個人情報の保護と事務事業の安 定的運用を図るため、情報セキ ュリティポリシー等に定める具 体的なセキュリティ対策を実施 する。	合併時に再編す る。
	25						

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	情報化推進委員会に関すること	情報通信技術の飛躍的発展に対応した、快適で利便性の高い市民生活及び効率的で信頼性のある質の高い行政サービス実現に向けた情報化を全庁的に推進するため、栃木市庁内情報化推進委員会を設置する。 【構成】 副市長(委員長) 総務部長(副委員長) 企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 経済部長 教育次長	内部情報化・地域情報化を推進し、情報セキュリティに対する対策を検討するため、大平町情報化推進委員会を設置する。 【構成】 副町長(委員長) 教育長 各課長	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
10	栃木県市町村情報化推進協議会に関すること	栃木県市町村情報化推進協議会に参加している。	栃木県市町村情報化推進協議会に参加している。	栃木県市町村情報化推進協議会に参加している。	栃木県市町村情報化推進協議会に参加している。	現行のとおり新市において継続する。
	2 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	災害・不審者情報メール配信に 関すること	<p>【目的】 防犯・防災に係る情報をメールで配信することにより、市民が安全で安心して暮らせることを目的とする。</p> <p>【内容】 防犯・防災・その他情報について、関係課が ASP システムを利用して入力・配信を行う。</p>	<p>【目的】 不審者等に係る情報を保護者や子供を守る防犯ボランティアにメール配信することにより、児童が安全で安心して登下校等ができるることを目的とする。</p> <p>【内容】 防犯・その他情報について、各小学校が配信システムを利用して入力・配信を行う。</p>	該当なし	該当なし	合併後にシステムを統合する。
	28					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	電子計算システムの管理運用に関すること(ウイルス対策システム) 29	<p>【目的】 パソコンのウィルス対策を行う。</p> <p>【内容】 府内LANに接続されたパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、専用サーバでウィルスパターンファイルの配布及び状態確認を定期的に実施する。</p>	<p>【目的】 パソコンのウィルス対策を行う。</p> <p>【内容】 府内LANに接続されたパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、専用サーバでウィルスパターンファイルの配布及び状態確認を定期的に実施する。</p>	<p>【目的】 パソコンのウィルス対策を行う。</p> <p>【内容】 府内LANに接続されたパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、専用サーバでウィルスパターンファイルの配布及び状態確認を定期的に実施する。</p>	<p>【目的】 パソコンのウィルス対策を行う。</p> <p>【内容】 府内LANに接続されたパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、専用サーバでウィルスパターンファイルの配布及び状態確認を定期的に実施する。</p>	合併後にシステムを統合する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	電子計算システムの管理運用に 関すること(ファイルサーバシステム)	【目的】 府内 LAN に接続された各パソコンで使用するファイルの一元管理 【内容】 ファイルサーバを設置し、windows アクティブディレクトリでアクセス制限を行う。	【目的】 府内 LAN に接続された各パソコンで使用するファイルの一元管理 【内容】 ファイルサーバを設置し、windows アクティブディレクトリでアクセス制限を行う。	【目的】 府内 LAN に接続された各パソコンで使用するファイルの一元管理 【内容】 ファイルサーバを設置し、windows アクティブディレクトリでアクセス制限を行う。	該当なし	現行のとおり新市において継続する。ただし、別途 新市全体で利用するサーバを合併時に新設する。
	30					
14	電子計算システムの管理運用に 関すること(資産管理システム)	【目的】 パソコンの利用状況やファイルの操作履歴の管理 【内容】 資産管理システムを利用し、府内 LAN に接続されたパソコンの状況を管理する。 【システム名】 AssetViewHyper	【目的】 パソコンのソフトインストール状況やハードウェア構成の管理 【内容】 資産管理システムを利用し、府内 LAN に接続されたパソコンの状況を管理する。 【システム名】 QND	【目的】 パソコンの利用状況やファイルの操作履歴の管理 【内容】 資産管理システムを利用し、府内 LAN に接続されたパソコンの状況を管理する。 【システム名】 QND	該当なし	情報セキュリティの具体策として有効であり、合併後にシステムを統合する。
	31					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	WAN運用に關すること	<p>出先機関においても、本庁舎同様に府内LANに接続できるよう、WANを整備する。</p> <p>CATV回線を利用したVPNを構築し、本庁舎と出先機関(44施設)を結ぶ。</p>	<p>出先機関においても、本庁舎同様に府内LANに接続できるよう、WANを整備する。</p> <p>NTTの光回線を利用し、本庁舎と出先機関(12施設)を結ぶ。</p>	<p>出先機関においても、本庁舎同様に府内LANに接続できるよう、WANを整備する。</p> <p>CATV回線を利用したVPNを構築し、本庁舎と出先機関(10施設)を結ぶ。</p>	<p>出先機関においても、本庁舎同様に府内LANに接続できるよう、WANを整備する。</p> <p>CATV回線を利用したVPNを構築し、本庁舎と出先機関(公民館)を結ぶ。</p>	ネットワークは合併時に統合する。
	3 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	統合型 G I S (地理情報システム) に関する こと	該当なし	<p>○統合型地図情報システム デジタル化した地図（電子地図）に各種の情報を付加した統合型地図情報を整備し、職員の情報共有と事務効率化を図る。</p> <p>○住民向け地図情報 デジタル化した地図（電子地図）をホームページ上で住民向けに公開し、住民サービスの向上を図る。</p>	該当なし	該当なし	当面は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新市において再編する。
17	ケーブルテレビ 株式会社に関する こと	<p>【栃木ケーブルテレビ】</p> <p>出資額 10,000,000 円</p> <p>株数 200 株</p>	該当なし	<p>【栃木ケーブルテレビ】</p> <p>出資額 500,000 円</p> <p>株数 10 株</p>	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	3 6					
	3 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18	サーバ室の設置 に関すること	【基幹系システムサーバ室】 本庁舎1階 (6 m ²)	【基幹系・情報系システムサー バ室】 本庁舎2階 (15 m ²)	【基幹系・情報系システムサー バ室】 本庁舎別館3階 (21 m ²)	【基幹系システムサーバ室】 本庁舎2階 (8 m ²)	合併時に栃木市庁舎 内に新たにサーバ室 を設置する。
	38	【情報系システムサーバ室】 本庁舎4階 (21 m ²)			【情報系システムサーバ室】 本庁舎2階 (27 m ²)	

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 消防交通分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容																																																																								
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																																																																									
1	消防団員の任用・服務に関すること	<p>○任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長：消防団の推薦に基づき市長が任命 ・その他の団員：市長の承認後団長が、次の資格を有する者のうちから任命 →当該消防団の区内に居住又は勤務し、年齢18歳以上の者で、志操堅固で、かつ身体強健な者 	<p>○任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長：消防団の推薦に基づき町長が任命 ・団長を除く団員：町長の承認後団長が、次の資格を有する者のうちから任命 →本町に居住する年齢18歳以上50歳未満の者で、志操堅固で、かつ身体強健である者 	<p>○任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長：消防団の推薦に基づき町長が任命 ・団長を除く団員：町長の承認後団長が、次の資格を有する者のうちから任命 →本町に居住する年齢18歳以上40歳未満の者で、志操堅固で、かつ身体強健である者 	<p>○任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長・副団長：消防団の推薦に基づき町長が任命 ・団長・副団長を除く団員：町長の承認後団長が、次の資格を有する者のうちから任命 →本町に居住する年齢20歳以上40歳未満の者で、志操堅固で、かつ身体強健である者 	消防団の組織再編に伴い、任用等についても、合併時に再編する。																																																																								
2	消防団員の階級等に関すること	<p>○階級と人数</p> <table> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長 1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副団長 2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>分団長 13名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>副分団長 13名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>部長 37名</td> <td>37名</td> </tr> <tr> <td>班長 102名</td> <td>102名</td> </tr> <tr> <td>団員 342名</td> <td>317名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>510名</td> </tr> </tbody> </table>	定員	実員	団長 1名	1名	副団長 2名	2名	分団長 13名	13名	副分団長 13名	13名	部長 37名	37名	班長 102名	102名	団員 342名	317名	合計	510名	<p>○階級と人数</p> <table> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長 1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副団長 2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>分団長 4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>副分団長 4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>部長 14名</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td>班長 13名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>団員 137名</td> <td>137名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>175名</td> </tr> </tbody> </table>	定員	実員	団長 1名	1名	副団長 2名	2名	分団長 4名	4名	副分団長 4名	4名	部長 14名	14名	班長 13名	13名	団員 137名	137名	合計	175名	<p>○階級と人数</p> <table> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長 1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副団長 2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>分団長 4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>副分団長 4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>部長 8名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>班長 8名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>団員 120名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147名</td> </tr> </tbody> </table>	定員	実員	団長 1名	1名	副団長 2名	2名	分団長 4名	4名	副分団長 4名	4名	部長 8名	8名	班長 8名	8名	団員 120名	120名	合計	147名	<p>○階級と人数</p> <table> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長 1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副団長 2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>分団長 4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>副分団長 4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>部長 6名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>班長 12名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>団員 72名</td> <td>72名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101名</td> </tr> </tbody> </table>	定員	実員	団長 1名	1名	副団長 2名	2名	分団長 4名	4名	副分団長 4名	4名	部長 6名	6名	班長 12名	12名	団員 72名	72名	合計	101名	消防団組織の再編に伴い、各団は方面隊(支団)となるため、合併時に再編する。
定員	実員																																																																													
団長 1名	1名																																																																													
副団長 2名	2名																																																																													
分団長 13名	13名																																																																													
副分団長 13名	13名																																																																													
部長 37名	37名																																																																													
班長 102名	102名																																																																													
団員 342名	317名																																																																													
合計	510名																																																																													
定員	実員																																																																													
団長 1名	1名																																																																													
副団長 2名	2名																																																																													
分団長 4名	4名																																																																													
副分団長 4名	4名																																																																													
部長 14名	14名																																																																													
班長 13名	13名																																																																													
団員 137名	137名																																																																													
合計	175名																																																																													
定員	実員																																																																													
団長 1名	1名																																																																													
副団長 2名	2名																																																																													
分団長 4名	4名																																																																													
副分団長 4名	4名																																																																													
部長 8名	8名																																																																													
班長 8名	8名																																																																													
団員 120名	120名																																																																													
合計	147名																																																																													
定員	実員																																																																													
団長 1名	1名																																																																													
副団長 2名	2名																																																																													
分団長 4名	4名																																																																													
副分団長 4名	4名																																																																													
部長 6名	6名																																																																													
班長 12名	12名																																																																													
団員 72名	72名																																																																													
合計	101名																																																																													

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	表彰(消防団)に関すること	<p>○表彰の範囲 次の各号の 1 に該当し、他の模範となる者 ①生命の危険を冒して職務を遂行した者 ②消防活動上特に功労のあった者 ③一定期間(5 年単位)団員として誠実に勤続した者 ○表彰区分 ①永年勤続(5 年単位) ②優良団員 ③退職団員(在職 20 年以上) ④家族表彰(在職 20 年以上)</p> <p>○表彰方法 市長が表彰状又は感謝状に賞金又は記念品を添えて被表彰者に贈る。</p>	<p>○町長感謝状 ①永年勤続退団者 ②永年勤続表彰(勤続年数 5、8、10、15、20、30、35 年に記念品贈呈 ③永年勤続表彰(勤続年数 20 年団(隊)員令夫人に対する感謝状 ④優良団員表彰(勤続年数 10 年以上の者)</p> <p>○町長、団長による感謝状 ①防火水槽土地協力者 ②水火災の予防又は鎮圧協力者等</p> <p>○団長表彰 ①優良部 ②優良団員</p> <p>○表彰方法 町長、団長が表彰状又は感謝状を被表彰者に贈る。</p>	<p>○表彰の範囲 ①優良団員表彰(部より各 1 名) ②感謝状 水火災の予防又は鎮圧協力者等</p> <p>○表彰方法 町長が感謝状に記念品を添えて被表彰者に贈る。</p>	<p>○表彰区分 ①優良団員表彰(勤続 5 年以上の者) ②退職団員(在職 5 年以上の者) ③令夫人(在職 15 年以上)感謝状 ④火災早期発見協力者感謝状</p> <p>○表彰方法 町長が表彰状又は感謝状に記念品(額)と賞金を添えて被表彰者に贈る。 団長が表彰状に記念品を添えて被表彰者に贈る。 (ただし優良団員表彰は表彰状と記念品(額))</p>	各消防団により表彰の内容に差異があるため、合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	消防団員の公務災害補償・退職報償金に関すること	○公務災害補償及び退職報償金 市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例により支給	○公務災害補償及び退職報償金 町消防団条例により支給	○公務災害補償及び退職報償金 町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例により支給	○公務災害補償及び退職報償金 町消防団条例により支給	各市町の条例により支給されるため、合併時に再編する。
	2 8					
5	消防水利の維持管理及び整備計画に関すること	○整備方針等 ①耐震性防火水槽の設置 (1)H21年度1基 H23年度1基(予定) (2)設置箇所 整備計画及び自治会等からの要望により水利配置を考慮して実施	○整備方針等 ①耐震性防火水槽の設置 (1)H20年度1基 H21年度1基(予定) (2)設置箇所 大平分署と水利配置を考慮して選定	○整備方針等 ①耐震性防火水槽の設置 (1)設置箇所 自治会から要望により水利配置を考慮して実施	○整備方針等 ②消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として水道課に支出	各市町の実情を考慮し、合併後に再編する。
	6 5	②消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として水道課に支出	②消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として水道課に支出	②消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として上下水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として上下水道課に支出	①消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として水道課に支出	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	消防団消防機械器具の配置、整備計画、整備点検に関すること	<p>○整備方針</p> <p>①消防用車両等の整備計画に基づき事務事業評価に計上し、老朽化した車両を計画的に更新する。</p> <p>②消防用機械器具購入費として、消耗した消防ホースや、修理不能の受令機及び老朽化した消防水利標識等を、毎年補充する。</p>	<p>○整備方針</p> <p>①消防用車両等の整備計画に基づき事務事業評価に計上し、老朽化した車両を計画的に更新する。</p> <p>②消防用機械器具購入費として、消耗した消防ホースや、修理不能の受令機及び老朽化した消防水利標識等を、毎年補充する。</p> <p>③消防自動車の耐用年数を15年としてきた。</p>	<p>○整備方針</p> <p>①消防用車両等の整備計画に基づき事務事業評価に計上し、老朽化した車両を計画的に更新する。</p> <p>②消防用機械器具購入費として、消耗した消防ホースや、修理不能の受令機及び老朽化した消防水利標識等を、毎年補充する。</p>	<p>○整備方針</p> <p>①消防用車両等は、老朽化した車両を計画的に更新する。</p> <p>②消防用機械器具購入費として、消耗した消防ホースや、修理不能の受令機及び老朽化した消防水利標識等を、毎年補充する。</p> <p>③消防自動車・小型ポンプの耐用年数を15年としてきた。</p>	各市町の実情を考慮し、合併後に再編する。
	6 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	常備消防に関すること 175	○常備消防に関する事務 【構成市町】 栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、西方町 【運営体制】 消防本部、栃木消防署、大平分署、藤岡分署、都賀分署、西方分署 【職員数】 157人 【配備車両】 水槽付消防ポンプ自動車等27台 【経費負担割合】 均等割17%、人口割83% ○液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務 【構成市町】 栃木市、大平町、藤岡町、都賀町、西方町 【処理件数】 平成19年度（実績） 栃木市 9件、大平町 1件 合計10件				現行のとおり、栃木地区広域行政事務組合で処理する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	自主防災組織の指導及び育成に関すること	○自主防災組織 地域住民における自治会等を単位とした自主的な防災活動により、災害対応及び軽減を図る。	○自主防災組織 地域住民における自治会等を単位とした自主的な防災活動により、災害対応及び軽減を図る。	○自主防災組織 自主防災組織の育成並びに自主防災体制の充実及び強化を図るため、藤岡町地域消防防災活動協力員を設置	○自主防災組織 地域住民における自治会等を単位とした自主的な防災活動により、災害対応及び軽減を図る。	現行の組織を新市に引き継ぎ、引き続き自主防災組織の育成に努める。
	9 1	9組織	1組織 2自治会	地域消防防災活動 協力員 4名 自主防災組織 1組織	地域消防防災活動 協力員 5名 自主防災組織 6組織	
9	危機管理に関すること	○危機管理 平成17年3月に栃木市危機管理基本マニュアルを策定 危機発生時の適切な対応により被害の最小化に努める。	危機管理マニュアルは未策定	危機管理マニュアルは未策定	危機管理マニュアルは未策定	栃木市のマニュアルを基に、合併時に再編する。
	9 3					
10	防災体制に関すること	気象情報や災害の規模に応じ、配備体制を定め、対応している。	気象情報や災害の規模に応じ、配備体制を定め、対応している。	気象情報や災害の規模に応じ、配備体制を定め、対応している。	気象情報や災害の規模に応じ、配備体制を定め、対応している。	災害に備えるため、合併時に再編する。
	1 4 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	災害対策本部に関すること	<p>○災害対策本部組織 ①本部長…市長 ②副本部長…副市長、教育長、総務部長 ③本部員…全部長、消防長、消防次長、消防署長、消防団長 ④各部及び班 (1)統括部 統括班、情報収集班、広報班 (2)援護部 援護班、避難所班、救護班、調達班、防疫衛生班 (3)復興部 復興班、住宅班、給水班 (4)消防部 総務班、予防班、警防班、消防団班</p>	<p>○災害対策本部組織 ①本部長…町長 ②副本部長…副町長 ③本部付 教育長 ④本部員 課長職にある者全員、消防団長、分署長 ⑤活動組織 総務部、企画財政部、管財部、会計部、総務部、生活環境部、健康福祉部、保険児童部、産業振興部、道路建設部、都市計画部、下水道部、水道部、文教部、消防部</p>	<p>○災害対策本部組織 ①本部長…町長 ②副本部長…副町長 ③本部付 教育長 ④本部員 課長職にある者全員、消防団長、分署長 ⑤活動組織 総務企画部、財政管理部、出納部、税務部、福祉環境部、健康増進部、住民部、産業振興部、建設部、上下水道部、教育部、消防部</p>	<p>○災害対策本部組織 ①本部長…町長 ②副本部長…教育長 ③本部員 課長職にある者全員、消防団長、分署長 ④活動組織 総務部、政策財務部、税務部、住民部、保健福祉部、経済部、建設部、水道部、出納部、教育部、消防部</p>	災害に備えるため、合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	防災訓練に関すること	○防災訓練 年1回実施 •訓練内容 ①広報訓練 ②避難訓練 ③救援物資搬送訓練 ④情報収集伝達訓練 ⑤初期消火訓練 ⑥災害派遣要請訓練 ⑦救助訓練 ⑧救護所設置訓練 ⑨炊き出し訓練 ⑩各種体験等	○総合防災訓練 年1回実施 •訓練内容 ①職員動員、災害対策本部設置(現地本部含)訓練 ②情報収集・伝達、災害広報訓練 ③消火、救出救助訓練 ④避難誘導、避難所・救護所設置運営、炊き出し訓練 ⑤応急救護、応急医療訓練 ⑥警戒区域の設定、交通規制訓練 ⑦ヘリコプターを活用した訓練 ⑧広域応援訓練等 ○防災図上訓練 ○通信訓練	○防災訓練 年1回実施 •訓練内容 ①緊急初動体制確立訓練 ②災害対策本部設置訓練 ③消火訓練 ④避難訓練 ⑤救助訓練 ⑥炊き出し訓練	平成14年～平成16年の3か年総合防災訓練を実施したが、近年は実施していない。	市町により訓練に差異があるため、合併後に再編する。
13	地震防災緊急事業5箇年計画に関すること	地震防災緊急事業5箇年計画に基づき地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。	地震防災緊急事業5箇年計画に基づき地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。	地震防災緊急事業5箇年計画に基づき地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。	地震防災緊急事業5箇年計画に基づき地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	168					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	市町水防計画に關すること 173	水防法第32条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。	水防法第32条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。	水防法第32条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。	水防法第32条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。	市町により計画に差異があるため、合併後に再編する。
15	防災士に關すること 188	地域防災力の強化のため、職員が防災士の資格を取得し、地域リーダーを育成して、自主防災組織の設立に繋げる。	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	栃木市ののみの取組みであるため、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	放置自転車対策に関すること	駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所における歩行者等の安全確保を図るため、自転車等の放置防止の措置を講ずる。	駅前駐輪場における自転車の放置に起因する交通障害を防止し、良好な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる。	放置自転車の撤去・保管・処分等について実施した事業はない。	春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動において放置自転車の回収を実施している。	市町により取組みに差異があるため、合併時に再編する。
	106					
17	暴走族対策に関すること	市民生活の安全と平穏の確保を図るため、市・市民・事業者及び関係機関・団体等が一体となって暴走族の根絶に努める。	町民生活の安全と平穏の確保を図るため、町・町民・事業者及び関係機関・団体等が一体となって暴走族の根絶に努める。	町民生活の安全と平穏の確保を図るため、町・町民・事業者及び関係機関・団体等が一体となって暴走族の根絶に努める。	町民生活の安全と平穏の確保を図るため、町・町民・事業者及び関係機関・団体等が一体となって暴走族の根絶に努める。	栃木市の例により合併時に統合する。
	108					
18	違法駐車等の防止に関すること	道路が広く一般交通の用に供されることを確保するとともに、安全で快適な生活環境を確保するため、違法駐車等の防止に努める。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	109					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	防犯灯の設置及び 管理に関すること	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会からの申請に基づき、現地調査ののち、設置の可否を決定し、市が設置する。 <p>【設置補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規、移設は 15,000 円、更新は 10,000 円、小柱設置は 30,000 円をそれぞれ限度とする。 	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会からの申請に基づき、防犯灯設置費の一部を町が補助する。 <p>【設置補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規、移設は 15,000 円、更新は 10,000 円、小柱設置は 30,000 円をそれぞれ限度とする。 	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等からの申請に基づき、現地調査ののち、設置の可否を決定し、町が設置する。 <p>(名称は交通安全灯)</p>	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会からの申請に基づき、現地調査ののち、設置の可否を決定し、町が設置する。 	防犯灯の設置については、栃木市、藤岡町及び都賀町の例により、自治会からの申請に基づき、新市において設置する。
	115	<p>【維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行う。 ・移設、撤去は市が行う。 <p>【電気料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金は自治会が負担 ・市が 1/2 を限度として申請により補助 	<p>【維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・移設、撤去は自治会が行う。 <p>【電気料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金は自治会が負担 	<p>【維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管の取替等の維持管理は町が行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・移設、撤去は町が行う。 <p>【電気料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金は町が負担 	<p>【維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・移設、撤去は町が行う。 <p>【電気料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金は自治会が負担 ・町が申請により補助 <p>自治会管理分 1灯 1,500 円 通学路分 1灯 2,200 円</p>	防犯灯の維持管理については、市町により差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年を中途に再編する。 ただし、再編するまでの間、移設、撤去については新市において行う。 防犯灯の電気料金については、市町により差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年を中途に再編する。 ただし、再編するまでの間、大平町の防犯灯の電気料金については、栃木市及び都賀町の例を参考に補助を行う。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 人事給与分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	職員の採用に關すること	職員の採用事務 ・栃木市職員任用規則 ・採用試験を実施（一般職・専門職） 1～3次試験	職員の採用事務 ・職員の任用規程 ・採用試験を実施（一般職・専門職） 1～2次試験	職員の採用事務 ・採用試験を実施（一般職・専門職） 1～2次試験	職員の採用事務 ・職員の任用規程 ・採用試験を実施（一般職・専門職） 1～2次試験	合併後に再編する。
	3					
2	職員の昇任、降任、異動に關すること	所属長からの推薦等を参考にし、昇任基準に従い、職員の昇任を行う。 関係条例に基づき、分限処分により職員の降任を行う。（希望降任あり） 定期又は必要に応じて人事異動を行う。	昇任は人事評価（勤務年数も基準）や昇任試験結果等を参考とする。 降任は関係条例や、人事評価及び昇任試験結果を基に総合的に行う。 定期又は必要に応じて人事異動を行う。	職員の勤務年数、勤務評価等を参考にし、昇格基準に従い、職員の昇任を行う。 関係条例に基づき、分限処分により職員の降任を行う。（希望降格あり） 定期又は必要に応じて人事異動を行う。	職員の勤務年数、勤務評価等を参考にし、昇格基準に従い、職員の昇任を行う。 関係条例に基づき、分限処分により職員の降任を行う。 定期又は必要に応じて人事異動を行う。	合併時に再編する。
	6					
3	勤務評定に關すること	10月1日を基準日として、一般職の職員へ実施 勤務実績、執務態度及び職務能力について、5段階で評価する。 評価結果を昇給、勤勉手当に反映	12月1日を基準日として、一般職の職員へ実施 業績、能力、態度及び職員相互評価について、5段階で評価する。 評価結果は、昇任試験の採点項目に使用する。処遇には反映しない。	1月1日を基準日として、一般職の職員へ実施 勤務実績、執務態度及び職務能力について、5段階で評価する。 評価結果は、処遇に反映しない。	12月1日を基準日として、全職員を対象に実施 勤務実績、執務態度及び職務能力について、5段階で評価する。 評価結果を昇給に反映	合併後、速やかに再編する。 新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、制度の再構築を図る。
	19					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	臨時職員の賃金 に関すること	臨時職員賃金 (21年度) 事務補助 6,040円 軽度労務 6,040円 重度労務 7,280円 資格職 7,680円 精勤割増無 通勤手当無 支給日 翌月 15日まで	臨時職員賃金(21年度) 事務補助 6,640円 保育士 8,000円 保健師 8,400円 精勤割増無 通勤手当有 支給日 翌月 10日まで	臨時職員賃金 (21年度) 事務補助 6,400円 軽度労務 6,400円 重度労務 8,000円 資格職 8,000円 精勤割増有 通勤手当無 支給日 翌月 10日まで	臨時職員賃金 (21年度) 一般事務 6,200円 用務員 6,200円 保健師 10,000円 保育士 7,600円 保育士補助 7,200円 精勤割増有 通勤手当無 支給日 翌月 5日 (原則)	合併時に再編する。
	3 3					
5	職員厚生会に関 すること	栃木市職員厚生会で職員の福利 厚生事業を実施 ・栃木市職員厚生会に関する条例 ・栃木市職員厚生会に関する規 則、実施要領	職員厚生会はないが、大平町職 員会で職員の福利厚生事業を実 施	職員厚生会はないが、藤岡町管 理職会で職員の福利厚生事業を 実施	職員厚生会はないが、都賀町職 員互助会で職員の福利厚生事業 を実施 ・都賀町職員互助会規約 ・課内旅行承認基準	合併時に再編する。
	4 7					
6	職員の福利厚生 に関すること	職員厚生会で福利厚生事業を実 施	職員会で福利厚生事業を実施	職員研修と同時に福利厚生事業 を実施	職員互助会で福利厚生事業を実 施	【4 7. 職員厚生会 に関すること】と併 せて考え、合併時に 再編する。
	5 1					
7	特別職の旅費に に関すること	市長、副市長の旅費の支給 ・栃木市職員の旅費に関する条 例 ・栃木市職員の旅費支給規則 ・日当は支給しない。	町長、副町長の旅費の支給 ・大平町長の給与及び旅費に關 する条例 ・大平町職員等の旅費に關する 条例 ・大平町職員等の旅費支給規則 ・日当は支給しているが、県内 及び近隣の地域で、宿泊しない 場合は支給しない。	町長、副町長の旅費の支給 ・藤岡町長等の給与及び旅費に 關する条例 ・藤岡町職員の旅費に關する条 例 ・藤岡町職員の旅費支給規則 ・日当は支給しない。	町長の旅費の支給 ・都賀町長の給与及び旅費に關 する条例 ・日当は支給しない。	同一規模の県内市の 例を参考に調整し、 合併時に再編する。 ・日当は支給しない。
	5 8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	職務に専念する義務の免除に関すること	・研修を受ける場合 ・厚生に関する計画の実施に参加する場合等 (例 人間ドック等)	・研修を受ける場合 ・厚生に関する計画の実施に参加する場合等 (例 人間ドック等)	・研修を受ける場合 ・厚生に関する計画の実施に参加する場合等 (例 人間ドック等)	・研修を受ける場合 ・厚生に関する計画の実施に参加する場合等 (例 健康診断等)	1市3町の制度運用に差異があるため、合併時に再編する。
	18					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 税務分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	固定資産評価審査委員会に関すること	委員定数 3人 任 期 3年 報酬額(日額)8,900円 所管課 税務課	委員定数 3人 任 期 3年 報酬額(日額) 委員長 6,500円 委 員 6,000円 所管課 監査委員事務局	委員定数 3人 任 期 3年 報酬額(日額)5,500円 所管課 税務課	委員定数 3人 任 期 3年 報酬額(日額)5,000円 所管課 稽核課	・委員定数、任期、報酬額については、協定項目「11 特別職の身分の取扱い」の協議結果による。 ・所管課については、合併時までに調整する。
	1					
2	市町税等収納管理事務に関すること（口座振替・郵便振替・納付方法等）	【口座振替制度】 ・実施 ・再振替あり 【納付書取扱金融機関】 足利銀行 他7行 【滞納繰越土納期】 5月	【口座振替制度】 ・実施 ・再振替なし 【納付書取扱金融機関】 足利銀行 他6行 【滞納繰越土納期】 5月	【口座振替制度】 ・実施 ・再振替なし 【納付書取扱金融機関】 足利銀行 他7行 【滞納繰越土納期】 5月	【口座振替制度】 ・実施 ・再振替なし 【納付書取扱金融機関】 足利銀行 他8行 【滞納繰越土納期】 3月	・栃木市の例により再振替を実施する。 ・各市町で扱う金融機関すべてで納付可能とする。 ・都賀町の例により滞納繰越分は3月閉鎖とする。
	3 8					
3	固定資産評価員に関すること	固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため設置 議会の同意を得て一人選任・・・総務部長	設置なし	設置なし	固定資産評価員の職務は、町長がこれを行うものとする。 町長の兼務	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 5					
4	税収確保推進本部に関すること	【組織】 本部長・・・副市長 副本部長・・・総務部長 本部員・・・各部長 7 3	【組織】 本部長・・・副町長 副本部長・・・総務課長 本部員・・・各関係課長	【組織】 本部長・・・副町長 副本部長・・・会計管理者 幹事・・・税務課長 本部員・・・本部長が指名	該当なし	合併時までに再編する。 (なお、対象とする債権は、税金のみならず、新公会計制度を視野に入れ、新市全体の債権を取りまとめる組織とする。)
	7 3					
5	収納員に関すること	収納員設置あり ・人数 5人 ・勤務日 週4日 ・基本給 9万円 1 1 4	収納員設置あり ・人数 3人 ・勤務日 月10日 ・基本給 7万円	収納員設置なし	収納員設置なし	新市に収納員を設置する。ただし、配置数や担当地域については、合併後に再編する。
	1 1 4					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 管財分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	建設工事等請負者選考委員会に関すること	<p>【設置目的】 建設工事等入札参加資格者名簿に登録する業者の資格審査並びに建設工事等に係る請負契約等において、競争入札に参加することができる者又は契約の相手方となる者を厳正かつ公平に選定し、建設工事等の適正かつ円滑な執行を図るために、設置する。</p> <p>【審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等入札参加希望者の資格審査 ・予定価格 1 千万円以上の建設工事等の契約方法 ・一般競争入札の入札参加資格要件等 ・総合評価落札方式に係る落札者の決定基準 ・予定価格 1 千万円以上の建設工事等の業者選考 <p>(平成 21 年 4 月 1 日施行)</p> <p>【組織】 9 名で構成 委員長 副市長 副委員長 総務部長 委員 部長 7 名</p> <p>【根拠法令等】 建設工事等請負者選考委員会規程</p> <p>参考 平成 20 年度実績 (2.20 現在) ・開催回数 10 回 ・審議件数 23 件</p>	<p>【設置目的】 建設工事等に係る請負契約等において、競争入札に参加することができる者又は契約の相手方となる者を厳正かつ公平に選定し、建設工事の適正かつ円滑な執行を図るために、設置する。</p> <p>【審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計額 130 万円以上の工事請負の指名競争入札の参加者の選考 ・設計額 50 万円以上の工事関連業務の指名競争入札参加者の選考 ・入札方法の決定 ・一般競争入札の入札参加資格要件等 ・総合評価落札方式に係る落札者の決定基準 <p>【組織】 7 名で構成 委員長 副町長 委員 課長 6 名</p> <p>【根拠法令等】 建設工事請負業者指名選考委員会規程</p> <p>参考 平成 20 年度実績 (2.20 現在) ・開催回数 12 回 ・審議件数 101 件</p>	<p>【設置目的】 建設工事等に係る請負契約等において、競争入札に参加することができる者又は契約の相手方となる者を厳正かつ公平に選定し、建設工事等の適正かつ円滑な執行を図るために、設置する。</p> <p>【審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計額 130 万円以上の工事請負の指名競争入札の参加者の選考 ・設計額 50 万円以上の工事関連業務の指名競争入札参加者の選考 ・総合評価落札方式に係る落札者の決定基準 <p>【組織】 10 名で構成 委員長 副町長 委員 教育長外課長 8 名</p> <p>【根拠法令等】 建設工事請負業者指名選考委員会規程</p> <p>参考 平成 20 年度実績 (2.20 現在) ・開催回数 18 回 ・審議件数 61 件</p>	<p>【設置目的】 建設工事等に係る請負契約等において、競争入札に参加することができる者又は契約の相手方となる者を厳正かつ公平に選定し、建設工事等の適正かつ円滑な執行を図るために、設置する。</p> <p>【審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計額 130 万円以上の工事請負の指名競争入札の参加者の選考 ・設計額 50 万円以上の工事関連業務の指名競争入札参加者の選考 ・入札方法の決定 ・一般競争入札の入札参加資格要件等 ・総合評価落札方式に係る落札者の決定基準 <p>【組織】 5 名で構成 委員長 会計管理者 副委員長 政策財務課長 委員 課長 3 名</p> <p>【根拠法令等】 建設工事請負業者指名選考委員会規程</p> <p>参考 平成 20 年度実績 (2.20 現在) ・開催回数 15 回 ・審議件数 64 件</p>	合併時に再編する。
1						

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2 1 2	建設工事等請負業者の選定に関すること	<p>【選定区分】 予定価格 1 千万円以上の工事（条件付き一般競争入札）→選考委員会で参加資格要件等を審議 1 千万円以上の業務委託及び建設用資材→入札参加者の選考を選考委員会で審議 1 千万円未満の建設工事等→契約検査課で入札参加者を選考 (平成 21 年 4 月 1 日施行)</p> <p>【発注の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,500 万円以上 B 1,500～2,500 万円未満 C 500～1,500 万円未満 D 500 万円未満 (2) 建築一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 3,000 万円以上 B 3,000 万円未満 (3) 補装工事 <ul style="list-style-type: none"> A 500 万円以上 B 500 万円未満 (4) 管及び電気工事 <ul style="list-style-type: none"> A 500 万円以上 B 500 万円未満 (5) その他の建設工事等は等級区分なし 	<p>【選定区分】 予定価格 1 億 2 千 500 万円以上（条件付き一般競争入札）→選考委員会で参加資格要件等を審議 1 億 2 千 500 万円未満の建設工事及び 50 万円以上の建設工事関連業務委託→入札参加者の選考を選考委員会で審議</p> <p>【発注の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,500 万円以上 B 1,500～2,500 万円未満 C 500～1,500 万円未満 D 500 万円未満 (2) 建築一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 8,000 万円以上 B 3,000～8,000 万円未満 C 500～3,000 万円未満 D 800 万円未満 (3) 補装一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,500 万円以上 B 1,500～2,500 万円未満 C 500～1,500 万円未満 D 500 万円未満 (4) 水道施設工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 1,000～2,000 万円未満 C 1,000 万円未満 (5) 管工事 <ul style="list-style-type: none"> A 1,500 万円以上 B 500～1,500 万円未満 C 500 万円未満 (6) 造園工事 <ul style="list-style-type: none"> A 1,500 万円以上 B 500～1,500 万円未満 C 500 万円未満 (7) その他の建設工事 <ul style="list-style-type: none"> A 1,500 万円以上 B 500～1,500 万円未満 C 500 万円未満 	<p>【選定区分】 一般競争は実施していない 指名競争入札の対象工事→入札参加者の選考を選考委員会で審議</p> <p>【発注の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 1,500～2,000 万円未満 C 300 万円未満 (2) 建築一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 5,000 万円以上 B 800～5,000 万円未満 C 800 万円未満 (3) 補装工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 300～2,000 万円未満 C 300 万円未満 (4) 管工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 200～2,000 万円未満 C 200 万円未満 (5) 電気工事 <ul style="list-style-type: none"> A 1,000 万円以上 B 200～1,000 万円未満 C 200 万円未満 (6) その他の建設工事等は等級区分なし 	<p>【選定区分】 予定価格 5 千万円以上の工事(条件付き一般競争入札)→選考委員会で参加資格要件等を審議 5 千万円未満の工事、業務委託→入札参加者の選考を選考委員会で審議</p> <p>【発注の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 300～2,000 万円未満 C 300 万円未満 (2) 建築一式工事 <ul style="list-style-type: none"> A 5,000 万円以上 B 800～5,000 万円未満 C 800 万円未満 (3) 補装工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 300～2,000 万円未満 C 300 万円未満 (4) 管工事 <ul style="list-style-type: none"> A 2,000 万円以上 B 200～2,000 万円未満 C 200 万円未満 (5) 電気工事 <ul style="list-style-type: none"> A 1,000 万円以上 B 200～1,000 万円未満 C 200 万円未満 (6) その他の建設工事等は等級区分なし 	入札参加資格登録期間は各市町とも同じであるが、発注の基準等について、各市町に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 22 年度中に新市において行う平成 23. 24 年度の入札参加資格登録に合わせ、再編する。
	【入札参加資格登録機関】 平成 21. 22 年度の 2 年間	【入札参加資格登録期間】 平成 21. 22 年度の 2 年間	【入札参加資格登録期間】 平成 21. 22 年度の 2 年間	【入札参加資格登録期間】 平成 21. 22 年度の 2 年間	【入札参加資格登録期間】 平成 21. 22 年度の 2 年間	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2 2	建設工事等請負業者の選定に関すること	<p>【指名業者数】</p> <p>300万円未満 5社以上</p> <p>300万円以上 1,000万円未満 6社以上</p> <p>1,000万円以上 3,000万円未満 7社以上</p> <p>3,000万円以上 1億円未満 8社以上</p> <p>1億円以上 1億5,000万円未満 10社以上</p> <p>1億5,000万円以上 12社以上</p> <p>ただし、要綱第10条の指名運用基準の取扱い方針に基づき、業者数を5割程度増やして選定している。</p>	<p>【指名業者数】</p> <p>(1)土木一式工事</p> <p>2,500万円以上 A 8社</p> <p>1,500～2,500万円未満 B 6社</p> <p>500～1,500万円未満 C 5社</p> <p>500万円未満 D 3社以上</p> <p>(2)建築一式工事</p> <p>8,000万円以上 A 8社</p> <p>3,000～8,000万円未満 B 6社</p> <p>500～3,000万円未満 C 5社</p> <p>500万円未満 D 3社以上</p> <p>(3)舗装一式工事</p> <p>2,500万円以上 A 8社</p> <p>1,500～2,500万円未満 B 6社</p> <p>500～1,500万円未満 C 5社</p> <p>500万円未満 D 3社以上</p> <p>(4)水道施設工事</p> <p>2,000万円以上 A 8社</p> <p>1,000～2,000万円未満 B 6社</p> <p>1,000万円未満 C 5社</p> <p>(5)管工事</p> <p>1,500万円以上 A 8社</p> <p>500～1,500万円未満 B 6社</p> <p>500万円未満 C 5社</p> <p>(6)造園工事</p> <p>1,500万円以上 A 6社</p> <p>500～1,500万円未満 B 5社</p> <p>500万円未満 C 3社</p> <p>(7)その他の建設工事</p> <p>1,500万円以上 6社</p> <p>500～1,500万円未満 5社</p> <p>500万円未満 3社</p> <p>指名業者数は、定める数の20%を限度に増減することができる。</p>	<p>【指名業者数】</p> <p>(1)土木一式工事</p> <p>1億円以上 A 13社</p> <p>2,000～1億円未満 A 10社</p> <p>1,500～2,000万円未満 B 8社</p> <p>800～1,500万円未満 C 7社</p> <p>500～800万円未満 D 6社</p> <p>130～500万円未満 5社</p> <p>(2)建築一式工事</p> <p>1億円以上 A 13社</p> <p>6,000～1億円未満 A 10社</p> <p>3,000～6,000万円未満 B 10社</p> <p>800～3,000万円未満 C 8社</p> <p>500～800万円未満 D 6社</p> <p>130～500万円未満 D 5社</p> <p>(3)舗装工事</p> <p>1億円以上 A 13社</p> <p>2,500～1億円未満 A 10社</p> <p>1,500～2,500万円未満 A 9社</p> <p>1,000～1,500万円未満 B 8社</p> <p>500～1,000万円未満 C 7社</p> <p>300～500万円未満 D 6社</p> <p>130～300万円未満 D 5社</p> <p>(4)管及び電気工事</p> <p>1億円以上 A 13社</p> <p>3,000～1億円未満 A 10社</p> <p>2,000～3,000万円未満 A 9社</p> <p>1,500～2,000万円未満 B 8社</p> <p>800～1,500万円未満 C 7社</p> <p>500～800万円未満 D 6社</p> <p>130～500万円未満 D 5社</p> <p>(5)その他の建設工事</p> <p>1億円以上 13社</p> <p>2,500～1億円未満 10社</p> <p>1,200～2,500万円未満 8社</p> <p>800～1,200万円未満 7社</p> <p>500～800万円未満 6社</p> <p>130～500万円未満 5社</p>	<p>【指名業者数】</p> <p>(1)土木一式工事</p> <p>2,000万円以上 A 10社以上</p> <p>300～2,000万円未満 B 8社以上</p> <p>300万円未満 C 6社以上</p> <p>(2)建築一式工事</p> <p>5,000万円以上 A 10社以上</p> <p>800～5,000万円未満 B 7社以上</p> <p>800万円未満 C 5社以上</p> <p>(3)舗装工事</p> <p>2,000万円以上 A 10社以上</p> <p>300～2,000万円未満 B 7社以上</p> <p>300万円未満 C 5社以上</p> <p>(4)管工事</p> <p>2,000万円以上 A 8社以上</p> <p>200～2,000万円未満 B 7社以上</p> <p>200万円未満 C 5社以上</p> <p>(5)電気工事</p> <p>1,000万円以上 A 8社以上</p> <p>200～1,000万円未満 B 7社以上</p> <p>200万円未満 C 5社以上</p> <p>(6)その他の建設工事等は等級区分なし</p>	
	【根拠法令等】 建設工事請負業者選定要綱、入札制度合理化対策実施要領	【根拠法令等】 建設工事請負業者選定要綱、建設工事請負業者指名選考委員会規程	【根拠法令等】 建設工事請負業者選定要綱、建設工事請負業者指名選考委員会規程	【根拠法令等】 建設工事請負業者選定要綱、建設工事請負業者指名選考委員会規程		

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	建設工事及び建設工事関連業務の入札の執行に関すること	【一般競争入札】 原則予定価格 1 千万円以上の建設工事を対象 (平成 21 年 4 月 1 日時点)	【一般競争入札】 予定価格 1 億 2 千 5 百万円以上の建設工事を対象	【一般競争入札】 該当なし	【一般競争入札】 原則予定価格 5 千万円以上の建設工事を対象	入札の執行に関しては、平成 21 年度の入札参加資格登録による、2 年間の格付け等に関連することから、現行のとおりとし、合併後平成 22 年度中に新市において行う平成 23・24 年度の入札参加資格登録に合わせ、再編する。 ただし、入札の方法及び入札の執行者については、入札執行時の統一を図るために、合併時に再編する。
		【指名競争入札】 予定価格 130 万円を超える 1 千万円未満の建設工事、業務委託及び建設用資材の購入を対象	【指名競争入札】 予定価格 130 万円を超える 1 億 2 千 5 百万円未満の建設工事、業務委託を対象	【指名競争入札】 予定価格 130 万円を超える建設工事、業務委託を対象	【指名競争入札】 予定価格 130 万円を超える建設工事、業務委託を対象	
		【入札の方法】 郵便入札による。 (平成 21 年 4 月 1 日施行)	【入札の方法】 持参入札による。	【入札の方法】 持参入札による。	【入札の方法】 持参入札による。 (一般競争入札は郵便入札)	
3	3	【予定価格】 建設工事、業務委託及び建設用資材共に事後公表	【予定価格】 建設工事、業務委託共に事前公表	【予定価格】 建設工事は事前公表、業務委託は非公表	【予定価格】 建設工事、業務委託共に事前公表	【入札執行者】 契約検査課長
		【入札執行者】 町長 (議会案件のみ) 副町長 5 百万円以上 5 千万円未満 管財課長 5 百万円未満	【入札執行者】 町長	【入札執行者】 町長	【入札執行者】 町長	
		【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、事後審査型条件付き一般競争入札執行要領等	【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、条件付き一般競争入札要領等	【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、入札執行事務処理要領	【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、事後審査型条件付き一般競争入札執行要領等	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	建設工事及び建設工事関連業務の契約の締結に 関すること	<p>【契約保証】 対象工事 500 万円以上 保証額 契約金額の 1/10</p> <p>【前金払】 対象工事等 請負代金が 500 万円以上の工事及び工事関連業務委託 支払い金額 請負代金の 4/10 以内、 ただし業務委託は 3/10 以内(1 億円を限度)</p> <p>【中間前金払】 (部分払いとの選択による) 対象工事等 請負代金が 500 万円以上の工事 支払い金額 請負代金の 2/10 以内</p>	<p>【契約保証】 対象工事 500 万円以上 保証額 契約金額の 1/10</p> <p>【前金払】 対象工事等 請負代金が 500 万円以上の工事及び工事関連業務委託 支払い金額 請負代金の 4/10 以内、 ただし業務委託は 3/10 以内 (1 億円を限度)</p> <p>【中間前金払】 該当なし</p>	<p>【契約保証】 対象工事 500 万円以上 保証額 契約金額の 1/10</p> <p>【前金払】 対象工事等 請負代金が 500 万円以上の工事及び工事関連業務委託 支払い金額 1 億円以下 4/10 1 億円超 2 億円以下 3/10 2 億円超 2/10 (1 億円を限度)</p> <p>【中間前金払】 該当なし</p>	<p>【契約保証】 対象工事 500 万円以上 保証額 契約金額の 1/10</p> <p>【前金払】 対象工事等 請負代金が 500 万円以上の工事及び工事関連業務委託 支払い金額 4/10 ただし業務委託は 3/10 以内 (1 億円を限度)</p> <p>【中間前金払】 該当なし</p>	合併時に 再編する。
	9	<p>【部分払】 対象工事等 工事及び工事関連業務委託 支払い金額 既成部分に対する代価の 9/10 を超えない額</p> <p>【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、中間前金払いに係る事務取扱要領</p>	<p>【部分払】 対象工事等 工事及び工事関連業務委託 支払い金額 既成部分に対する代価の 9/10 を超えない額</p> <p>【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則</p>	<p>【部分払】 対象工事等 工事及び工事関連業務委託 支払い金額 既成部分に対する代価の 9/10 を超えない額</p> <p>【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、建設工事請負契約における契約保証事務処理要領等</p>	<p>【部分払】 対象工事等 工事及び工事関連業務委託 支払い金額 既成部分に対する代価の 9/10 を超えない額</p> <p>【根拠法令等】 財務規則、建設工事等執行規則、建設工事に係る前払金・部分払内規</p>	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	建設工事等請負業者の指名停止に関すること	<p>【措置要件及び期間】 次の 12 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載 (1 ~ 12 か月) ・粗雑工事 (1 ~ 6 か月) ・契約違反 (1 ~ 4 か月) ・安全管理措置の不適切(公衆損害事故) (1 ~ 6 か月) ・安全管理措置の不適切(工事関係者事故) (1 ~ 4 か月) ・贈賄 (6~24 か月) ・独占禁止法違反行為 (6~24 か月) ・競売入札妨害又は談合 (6~24 か月) ・建設業法違反行為 (1 ~ 12 か月) ・不正又は不誠実な行為 (1 ~ 12 か月) ・暴力団関係者(改善されたと認められるまで) ・経営不振等(経営の再建がなされたと認められるまで) <p>【対象地域】 市、県内及び県外各々の契約において生じた措置要件により指名停止期間を設定</p> <p>【審査】 建設工事等請負者選考委員会で審査する 【根拠法令等】 建設工事請負業者指名停止基準、入札制度合理化対策実施要綱、建設工事請負業者指名停止基準の運用</p>	<p>【措置要件及び期間】 次の 12 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載 (1 ~ 6 か月) ・粗雑工事 (1 ~ 6 か月) ・契約違反 (1 ~ 4 か月) ・安全管理措置の不適切(公衆損害事故) (1 ~ 6 か月) ・安全管理措置の不適切(工事関係者事故) (1 ~ 4 か月) ・贈賄 (1~12 か月) ・独占禁止法違反行為 (2~12 か月) ・競売入札妨害又は談合 (2~12 か月) ・建設業法違反行為 (1 ~ 9 か月) ・不正又は不誠実な行為 (1 ~ 9 か月) ・暴力団関係者(改善されたと認められるまで) ・経営不振等(経営の再建がなされたと認められるまで) <p>【対象地域】 町、県内、関東各都県、全都道府県各々の契約において生じた措置要件により指名停止期間を設定</p> <p>【審査】 建設工事入札参加資格審査会で審査する 【根拠法令等】 建設工事請負業者指名停止基準</p>	<p>【措置要件及び期間】 次の 12 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載 (1 ~ 6 か月) ・粗雑工事 (1 ~ 6 か月) ・契約違反 (1 ~ 4 か月) ・安全管理措置の不適切(公衆損害事故) (1 ~ 6 か月) ・安全管理措置の不適切(工事関係者事故) (1 ~ 4 か月) ・贈賄 (1~12 か月) ・独占禁止法違反行為 (2~12 か月) ・競売入札妨害又は談合 (2~12 か月) ・建設業法違反行為 (1 ~ 9 か月) ・不正又は不誠実な行為 (1 ~ 9 か月) ・暴力団関係者(改善されたと認められるまで) ・経営不振等(経営の再建がなされたと認められるまで) <p>【対象地域】 町、県内、茨城・群馬・埼玉県、関東各都県、全都道府県各々の契約において生じた措置要件により指名停止期間を設定</p> <p>【審査】 建設工事入札参加資格審査会で審査する 【根拠法令等】 建設工事請負業者指名停止基準</p>	<p>【措置要件及び期間】 次の 12 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載 (1 ~ 6 か月) ・粗雑工事 (1 ~ 6 か月) ・契約違反 (1 ~ 4 か月) ・安全管理措置の不適切(公衆損害事故) (1 ~ 6 か月) ・安全管理措置の不適切(工事関係者事故) (1 ~ 4 か月) ・贈賄 (1~12 か月) ・独占禁止法違反行為 (2~12 か月) ・競売入札妨害又は談合 (2~12 か月) ・建設業法違反行為 (1 ~ 9 か月) ・不正又は不誠実な行為 (1 ~ 9 か月) ・暴力団関係者(改善されたと認められるまで) ・経営不振等(経営の再建がなされたと認められるまで) <p>【対象地域】 町、県内、関東各都県、全都道府県各々の契約において生じた措置要件により指名停止期間を設定</p> <p>【審査】 建設工事指名業者審査会で審査する 【根拠法令等】 建設工事請負業者指名停止基準</p>	指名停止については、不正行為の排除の徹底を図るために、各市町の最も厳しい基準を基本として合併時に再編する。
13						

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	普通財産の管理及び処分に関すること	<p>未利用土地等を調査し、境界等整備済みでかつ需要の見込めるものから、順次処分・貸付する。 処分は、公売又は随意契約により実施</p> <p>法定外公共物の用途廃止後の売却価格は、普通財産（土地）評価基準による。（一般的に市街地宅地で路線価の3割）</p>	<p>未利用土地等を調査し、境界等整備済みでかつ需要の見込めるものから順次、処分・貸付する。 処分は、公売又は随意契約により実施</p> <p>法定外公共物の用途廃止後の売却価格は、公示価格、固定資産評価額等を参考に決定</p>	<p>未利用土地等を調査し、境界等整備済みでかつ需要の見込めるものから順次、処分・貸付する。 処分は、公売又は随意契約により実施</p> <p>法定外公共物の用途廃止後の売却価格は、町有財産（法定外・法定公共物）払下げに伴う売払い価格基準による。（一般的に市街地宅地で固定資産評価額の8割）</p>	<p>未利用土地等を調査し、境界等整備済みでかつ需要の見込めるものから順次、処分・貸付する。 処分は、一般競争入札又は入札不落による随意契約により実施</p> <p>法定外公共物の用途廃止後の売却価格は、都賀町法定外公共物払下げに関する土地評価基準による。（一般的に市街地宅地で固定資産評価額の7割）</p>	普通財産売却までの事務に関する要領等や売却価格の算出方法を一元化するため、合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	物品購入等業者選考委員会に関すること	平成 18 年 4 月 1 日設置	未設置 (ただし、物品の業者選定に係る審議については、建設工事請負業者指名選考委員会で実施している。)	未設置 (ただし、物品の業者選定に係る審議については、建設工事請負業者指名選考委員会で実施している。)	未設置 (ただし、物品の業者選定に係る審議については、建設工事請負業者指名選考委員会で実施している。)	未設置 (ただし、物品の業者選定に係る審議については、建設工事請負業者指名選考委員会で実施している。)
	18	<p>【審査事項】 予定価格が 1 千万円以上の物品購入等に係る ・契約の方法及びその条件の決定 ・指名競争入札の参加者の決定 ・随意契約の理由の適否及び業者の決定</p> <p>【組織】 8 名で構成 委員長 総務部長 副委員長 委員長が指名する者 委員 部長 6 名</p> <p>【根拠法令等】 物品購入等契約事務取扱規程</p>	<p>【審査事項】 ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品</p> <p>【組織】 建設工事請負業者指名選考委員会で実施 7 名で構成 委員長 副町長 委員 課長 6 名</p>	<p>【審査事項】 ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品</p> <p>【組織】 建設工事請負業者指名選考委員会で実施 10 名で構成 委員長 副町長 委員 教育長外課長 8 名</p>	<p>【審査事項】 ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品</p> <p>【組織】 建設工事請負業者指名選考委員会で実施 5 名で構成 委員長 会計管理者 副委員長 政策財務課長 委員 課長 3 名</p>	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容																									
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																										
8 1 19	物品購入等の業者選定及び入札並びに契約に関すること	<p>【入札の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品 <p>上記以外は見積もり合わせを実施</p> <p>【選定区分】 予定価格 1 千万円以上の物品購入等→入札参加者の選考を選考委員会で審議 1 千万円未満の物品の購入→契約検査課で業者選定</p> <p>【一般競争入札】 実施していない</p> <p>【指名競争入札】</p> <p>① 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品 <p>② 指名業者数</p> <table> <tr> <td>300 万円未満</td> <td>3 社以上</td> </tr> <tr> <td>300 万円以上 500 万円未満</td> <td>4 社以上</td> </tr> <tr> <td>500 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>5 社以上</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td> <td>6 社以上</td> </tr> </table>	300 万円未満	3 社以上	300 万円以上 500 万円未満	4 社以上	500 万円以上 1,000 万円未満	5 社以上	1,000 万円以上	6 社以上	<p>【入札の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品 <p>上記以外は見積もり合わせを実施</p> <p>【選定区分】 入札の対象となる全ての案件について、担当課で業者選定し、選考委員会で審議</p> <p>【一般競争入札】 実施していない</p> <p>【指名競争入札】</p> <p>① 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品 <p>② 指名業者数</p> <table> <tr> <td>100 万円未満</td> <td>3 社</td> </tr> <tr> <td>100 万円以上 500 万円未満</td> <td>4 社</td> </tr> <tr> <td>500 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>5 社</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上 3,000 万円未満</td> <td>6 社</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円以上</td> <td>7 社</td> </tr> </table> <p>ただし、2 社を限度として増減できる。</p>	100 万円未満	3 社	100 万円以上 500 万円未満	4 社	500 万円以上 1,000 万円未満	5 社	1,000 万円以上 3,000 万円未満	6 社	3,000 万円以上	7 社	<p>【入札の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が 50 万円以上の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品 <p>上記以外は見積もり合わせを実施</p> <p>【選定区分】 入札の対象となる全ての案件について、担当課で業者選定し、選考委員会で審議</p> <p>【一般競争入札】 予定価格が 5,000 万円以上の物品購入等を対象</p> <p>【指名競争入札】</p> <p>① 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が 50 万円以上 5,000 万円未満の物品購入等 ・予定価格が総額 80 万円を超える備品 <p>② 指名業者数</p> <table> <tr> <td>10 万円未満</td> <td>2 社以上</td> </tr> <tr> <td>10 万円以上 80 万円未満</td> <td>3 社以上</td> </tr> <tr> <td>80 万円以上 200 万円未満</td> <td>4 社以上</td> </tr> <tr> <td>200 万円以上</td> <td>5 社以上</td> </tr> </table>	10 万円未満	2 社以上	10 万円以上 80 万円未満	3 社以上	80 万円以上 200 万円未満	4 社以上	200 万円以上	5 社以上	合併時に再編する。
300 万円未満	3 社以上																														
300 万円以上 500 万円未満	4 社以上																														
500 万円以上 1,000 万円未満	5 社以上																														
1,000 万円以上	6 社以上																														
100 万円未満	3 社																														
100 万円以上 500 万円未満	4 社																														
500 万円以上 1,000 万円未満	5 社																														
1,000 万円以上 3,000 万円未満	6 社																														
3,000 万円以上	7 社																														
10 万円未満	2 社以上																														
10 万円以上 80 万円未満	3 社以上																														
80 万円以上 200 万円未満	4 社以上																														
200 万円以上	5 社以上																														

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8 — 2	<p>【入札の方法】 持参入札</p> <p>【予定価格】 事後公表</p> <p>【入札執行者】 契約検査課長</p> <p>【長期継続契約】 締結することができる主な契約 ・電子計算機及びこれに付随して 使用するものの借入れに関する 契約 ・複写機、印刷機等の借入れに 関する契約 ・車両の借入れに関する契約 ・ソフトウェアの使用に 関する契約 ・庁舎等の管理業務の委託に 関する契約</p> <p>【根拠法令等】 財務規則 物品購入等契約事務処理要領 入札執行事務処理要領 長期継続契約を締結するこ とができる契約を定める条例</p>	<p>【入札の方法】 持参入札</p> <p>【予定価格】 事前公表</p> <p>【入札執行者】 町長 (議会案件のみ) 副町長 700万円未満</p> <p>【長期継続契約】 締結することができる主な契約 ・電子計算機及びこれに付随して 使用するものの借入れに関する 契約 ・複写機、印刷機等の借入れに 関する契約 ・車両の借入れに関する契約 ・ソフトウェアの使用に 関する契約 ・庁舎等の管理業務の委託に 関する契約</p> <p>【根拠法令等】 財務規則 長期継続契約を締結するこ とができる契約を定める条例</p>	<p>【入札の方法】 持参入札</p> <p>【予定価格】 事前公表</p> <p>【入札執行者】 町長</p> <p>【長期継続契約】 締結することができる主な契約 ・電子計算機及びこれに付随して 使用するものの借入れに関する 契約 ・複写機、印刷機等の借入れに 関する契約 ・車両の借入れに関する契約 ・ソフトウェアの使用に 関する契約 ・庁舎等の管理業務の委託に 関する契約</p> <p>【根拠法令等】 財務規則 長期継続契約を締結するこ とができる契約を定める条例</p>	<p>【入札の方法】 持参入札 (一般競争は郵便入札)</p> <p>【予定価格】 事前公表</p> <p>【入札執行者】 町長</p> <p>【長期継続契約】 締結することができる主な契約 ・電子計算機及びこれに付随して 使用するものの借入れに関する 契約 ・複写機、印刷機等の借入れに 関する契約 ・車両の借入れに関する契約 ・ソフトウェアの使用に 関する契約 ・庁舎等の管理業務の委託に 関する契約</p> <p>【根拠法令等】 財務規則 物品購入等契約事務処理要領 入札執行事務処理要領 長期継続契約を締結するこ とができる契約を定める条例</p>		

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	物品購入等入札参加資格者の指名停止に関すること	<p>【措置要件及び期間】</p> <p>次の8項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載 (1~12か月) ・契約違反 (1~4か月) ・贈賄 (6~24か月) ・独占禁止法違反行為 (6~24か月) ・談合 (6~24か月) ・不正又は不誠実な行為 (1~12か月) ・暴力団関係者 (改善されたと認められるまで) ・経営不振 (経営の再建がなされたと認められるまで) <p>【審査】</p> <p>物品購入等業者選考委員会で審査する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>物品購入等入札参加者指名停止基準</p>	指名停止を行っていない。	指名停止を行っていない。	<p>【措置要件及び期間】</p> <p>次の8項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載 (1~6か月) ・契約違反 (1~4か月) ・贈賄 (3~12か月) ・独占禁止法違反行為 (2~9か月) ・談合 (2~12か月) ・不正又は不誠実な行為 (1~9か月) ・暴力団関係者 (改善されたと認められるまで) ・経営不振 (経営の再建がなされたと認められるまで) <p>【審査】</p> <p>指名業者審査会で審査する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>指名競争入札参加資格者指名停止措置要領</p>	合併時に再編する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 議会分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	交際費に關すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・支出額は議長交際費支出基準に基づき決定 ・年度末に通帳に残金がある場合は、精算により一般会計へ戻入 ・ホームページ上で公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長交際費は資金前渡で毎月5万円ずつ受け取り、必要に応じて支出 ・毎月月末に精算し、残金のある場合は戻し入れ ・支払いの都度ホームページ上で公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長交際費は資金前渡で10万円ずつ受け取り、必要に応じて支出 ・会費等は案内状の額、前例、町長交際費の額を参考に支出 ・公開はしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長交際費は必要に応じてその都度支出 ・会費等は案内状の額、前例、町長交際費の額を参考に支出 ・公開はしていない 	合併時に再編する。
	4					
2	議員研修に關すること	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県市議会議長会が主催する研修会に参加 ・栃木県南6市議会議長会が主催する研修会に参加 ・市議会において必要に応じて研修会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国町村議会議長会が主催する研修会 ・下都賀郡議長会が主催する研修会 ・町単独研修 ・大岩藤3町が主催する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国町村議会議長会が主催する研修会 ・下都賀郡議長会が主催する研修会 ・佐野地区市町議会議長会が主催する研修 ・大岩藤3町が主催する研修 ・藤岡町議会が主催する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国町村議会議長会が主催する研修会 ・下都賀郡議長会が主催する研修会 ・町議会において必要に応じて研修会を開催 	合併後に再編する。
	5					
3	議員派遣に關すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において派遣を決定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において派遣を決定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において派遣を決定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において派遣を決定することができる。 	合併時に再編する。
	6					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	退職議員に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 議員共済関係の管理 退職議員の履歴簿管理 議会議員OB会の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 議員共済関係の管理 退職議員の台帳管理 	<ul style="list-style-type: none"> 議員共済関係の管理 退職議員の台帳管理 議会議員OB会の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 議員共済関係の管理 退職議員の台帳管理 議員年金受給者会の対応 	合併時に再編する。
	7					
5	議員の公務災害に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく、議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく、議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく、議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく、議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償 	合併時に再編する。
	8					
6	議員共済に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 議員は「市議会議員共済会」の会員 共済給付金の原資として議員は毎月掛金を、市は負担金を納付するとともに議員は期末手当から特別掛金を納付 退職年金 退職一時金 遺族年金 遺族一時金 公務傷病年金 	<ul style="list-style-type: none"> 議員は「町村議会議員共済会」の会員 共済給付金の原資として議員は毎月掛金を、町は負担金を納付するとともに議員は期末手当から特別掛金を納付 退職年金 退職一時金 遺族年金 遺族一時金 公務傷病年金 	<ul style="list-style-type: none"> 議員は「町村議会議員共済会」の会員 共済給付金の原資として議員は毎月掛金を、町は負担金を納付するとともに議員は期末手当から特別掛金を納付 退職年金 退職一時金 遺族年金 遺族一時金 公務傷病年金 	<ul style="list-style-type: none"> 議員は「町村議会議員共済会」の会員 共済給付金の原資として、議員は毎月掛金を、町は負担金を納付するとともに議員は期末手当から特別掛金を納付 退職年金 退職一時金 遺族年金 遺族一時金 公務傷病年金 	合併時に再編する。
	9					
7	議員表彰に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 全国市議会議長会会長表彰 関東市議会議長会会長表彰 総務大臣表彰・感謝状 栃木市政功労者表彰 栃木市議会議員永年在職議員表彰 	<ul style="list-style-type: none"> 全国町村議会議長会表彰 栃木県町村議会議長会表彰 総務大臣表彰 大平町自治功労者表彰 	<ul style="list-style-type: none"> 全国町村議会議長会会長表彰 藤岡町自治功労者表彰 	<ul style="list-style-type: none"> 全国町村議会議長会表彰 総務大臣表彰 都賀町功労者表彰 	合併時に再編する。
	10					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8	議員台帳に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴をはじめ議会人事に変更がある場合に整理 ・各種表彰の基礎資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴をはじめ議会人事に変更がある場合に整理 ・各種表彰の基礎資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴をはじめ議会人事に変更がある場合に整理 ・各種表彰の基礎資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴をはじめ議会人事に変更がある場合に整理 ・各種表彰の基礎資料 	合併時に再編する。
	1 1					
9	議場等の維持管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・議場、議長応接室、委員会室、議員控室、議会図書室、議会事務局の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場、議長室、議員控室（議会図書室）、議会事務局の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場、正副議長室、議員控室、執行部控室、議会図書室、議会事務局の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場、議長応接室、議員控室、議会図書室、議会事務局の維持管理 	合併時に再編する。
	1 2					
10	広域的組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木地区広域行政事務組合 ・栃木県南公設地方卸売市場事務組合 ・1市5町議会正副議長懇談会 ・1市4町議会正副議長懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木地区広域行政事務組合 ・栃木県南公設地方卸売市場事務組合 ・1市5町議会正副議長懇談会 ・1市4町議会正副議長懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木地区広域行政事務組合 ・佐野地区衛生施設組合 ・栃木県南公設地方卸売市場事務組合 ・1市5町議会正副議長懇談会 ・1市4町議会正副議長懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木地区広域行政事務組合 ・栃木県南公設地方卸売市場事務組合 ・1市5町議会正副議長懇談会 ・1市4町議会正副議長懇談会 	合併時に再編する。
	1 3					
11	事務局機構に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上の職員定数は9人（実数は7人と臨時職員1人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上の職員定数は3人（実数も同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上の職員定数は4人（平成20年12月1日から、専任職員2人と兼務職員2人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上の職員定数は3人（専任職員2人と兼務職員2人） 	合併協定項目「10 一般職の職員の身分の取扱い」の協議結果による。
	1 4					
12	政務調査費に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派（所属議員が1人の場合を含む）に交付 ・年額一人につき36万円を年2回（4月及び10月）に分けて交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・大平町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派（所属議員が1人の場合を含む）に交付 ・月額一人につき1万円を年2回（4月及び10月）に分けて交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に交付 ・月額1万円を月の初日に交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・都賀町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に交付 ・月額1万円を年4回（4月、7月、10月及び1月）に分けて交付 	合併時に再編する。
	1 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	議会公印に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市議会公印規程による。 【使用公印】 ・栃木市議會議長印 ・栃木市議會議副議長印 ・栃木市議会常任委員長印 ・栃木市議会特別委員会印 ・栃木市議会事務局長之印 ・栃木市議会印 	<ul style="list-style-type: none"> ・大平町議会公印規程による。 【使用公印】 ・大平町議會議長印 ・大平町議會議副議長印 ・大平町議会常任委員会委員長印 ・大平町議會運営委員会委員長印 ・大平町議會特別委員会印 ・栃木市議會事務局長之印 ・大平町議会印 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡町議会公印規程による。 【使用公印】 ・藤岡町議會印 ・藤岡町議會議長之印 ・常任委員會委員長印 ・議會運営委員會委員長之印 ・特別委員會委員長印 ・藤岡町議會事務局長印 	<ul style="list-style-type: none"> ・都賀町公印規程に準じる。 【使用公印】 ・都賀町議會印 ・都賀町議會議長印 ・都賀町議會副議長印 ・都賀町議會常任委員長印 ・委員會委員長印 ・都賀町議會特別委員長印 	合併時に再編する。
	16					
14	議長会等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・全国市議會議長会 ・関東市議會議長会 ・栃木県市議會議長会 ・栃木県南6市議會議長会 ・全国高速自動車道市議會協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国町村議會議長会 ・栃木県町村議會議長会 ・下都賀郡町村議會議長会 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国町村議會議長会 ・栃木県町村議會議長会 ・下都賀郡町村議會議長会 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国町村議會議長会 ・栃木県町村議會議長会 ・下都賀郡町村議會議長会 	合併時に再編する。
	17					
15	公用車（議会）の維持管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッサンプレジデント ・トヨタステーションワゴン ・議長車については事務局の運転員が、運転、管理 ・買い替え時期については、特に規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッサンシーマ ・議長車については管財課の運転員が、運転、管理 ・買い替え時期については、特に規定なし。 (一般的の公用車については、10年10万km) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッサングロリア ・運転した職員は、運転日誌に日時・所属氏名・目的地、用務、使用時間・走行距離・給油等などを記入 ・買い替え時期については、特に規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トヨタクラウンマジェスタ ・維持管理等全て総務課管財係で管理 ・運転は、総務課の運転手が対応。運転手の都合がつかない時は事務局で行う。 ・買い替え時期については、特に規定なし。 	合併時に再編する。
	18					

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
16	本会議に関すること	・定例会は毎年4回（3月、6月、9月、12月） ・会議時間は午前10時から午後4時まで。	・定例会は毎年4回（3月、6月、9月、12月） ・会議時間は午前10時から午後5時まで。	・定例会は毎年4回（3月、6月、9月、12月） ・会議時間は午前9時から午後4時まで。	・定例会は毎年4回（3月、6月、9月、12月） ・会議時間は午前9時30分から午後5時まで。	合併時に再編する。	
	19						
17	本会議における発言に関すること	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議長の指定する日（おおむね議会運営委員会開催の4日前）の正午まで。 ・発言時間は、35分以内（答弁を含まない） ・一問一答方式 【質疑】 ・議案等に対する質疑は、一般質問と併せて行う。 ・質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議長の指定する日（おおむね議会運営委員会開催の5日前）まで。 ・発言時間は、答弁を含め60分以内 ・一問一答方式 【質疑】 ・議案等に対する質疑は、そのつど行っている。 ・質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議会運営委員会開催日のおおむね3日前までの午前8時30分から午後5時まで。 ・発言時間は、答弁を含め60分以内 ・一問一答方式 【質疑】 ・質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議会運営委員会開催の1～2日前の午後5時まで。 ・発言時間は、答弁を含め60分以内。 ・初回の発言のみ通告項目全てを質問し、以後の発言は一問一答方式 【質疑】 ・議案等に対する質疑は、議長が先挙手者と認めるものから指名する。（委員長報告に対する質疑も同様） ・質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。 【討論】 ・討論通告の締切りは、表決日の前日の正午まで。 ・発言時間は、20分以内	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議会運営委員会開催の1～2日前の午後5時まで。 ・発言時間は、答弁を含め60分以内。 ・初回の発言のみ通告項目全てを質問し、以後の発言は一問一答方式 【質疑】 ・議案等に対する質疑は、議長が先挙手者と認めるものから指名する。（委員長報告に対する質疑も同様） ・質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。 【討論】 ・議長に発言通告 ・発言時間は、制限しない。	合併後に再編する。
	20		【討論】 ・討論通告の締切りは、表決日の前日の正午まで。 ・発言時間は、20分以内	【討論】 ・特に通告等は行わない。			

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18 21	議案に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法第112条第2項の規定によるもの（団体意思の決定）については所定の賛成者（議員定数の1/2分の1以上）とともに連署し、その他のもの（機関意思の決定）については他に2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出 意見書、決議案は、所管の常任委員あるいは議会運営委員研究会で案文を作成し、同委員会の正副委員長が提出者に、他の委員（正副議長を除く）が賛成者となり議会に提出 その他の議案（委員会条例、会議規則等議会関係の例規の改正等）については、各会派代表者会議、議会運営委員会等で提出者、賛成者を調整して議会に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法第112条第2項の規定によるもの（団体意思の決定）については所定の賛成者（議員定数の1/2分の1以上）とともに連署し、その他のもの（機関意思の決定）については他に2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出 意見書、決議案は、同委員会の委員長が提出者に、議会運営委員会の委員長、副委員長、委員が賛成者となり議会に提出 その他の議案（委員会条例、会議規則等議会関係の例規の改正等）については、原則として議会運営委員会委員長が提出者となり、他の常任委員長が賛同者となり議会に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法第112条第2項の規定によるもの（団体意思の決定）については所定の賛成者（議員定数の1/2分の1以上）とともに連署し、その他のもの（機関意思の決定）については他に2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出 意見書・決議案は、所管の常任委員で案文を作成し、同委員会の委員長が提出者に、他の委員が賛成者となり議会に提出 その他の議案（委員会条例、会議規則等議会関係の例規の改正等）については、議会運営委員会等で提出者、賛成者を調整して議会に提出し、提案理由の説明後、委員会付託を省略して議決 	合併時に再編する。	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	会議結果報告等議決事件の処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 会議結果の報告 議決書の作成 議決証明 議事録の証明 	<ul style="list-style-type: none"> 会議結果の報告 議決書の作成 議決証明 議事録の証明 	<ul style="list-style-type: none"> 会議結果の報告 議決書の作成 議決証明 議事録の証明 	<ul style="list-style-type: none"> 会議結果の報告 議決書の作成 議決証明 議事録の証明 	合併時に再編する。
	22					
20	全員協議会に関すること	<p>【招集要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政に係る重要案件について、市長から依頼があった場合 議会内の協議事項について、議長が招集する場合。 一般選挙後の最初の議会において、自己紹介等を行う場合 その他、必要に応じて。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議は原則公開 	<p>【招集要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町政に係る重要案件について、町長から依頼があった場合 議会内の協議事項について、議長が招集する場合 一般選挙後の最初の議会において、自己紹介等を行う場合 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議は原則非公開 	<p>【招集要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議関連の協議会 自主的意見調整の協議会 町長が意見を聞くための協議会 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議は原則公開 	<p>【招集要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町政に係る重要案件について、町長から開催依頼があった場合 議会内の協議事項について、議長が招集する場合 一般選挙後の最初の議会において、自己紹介等を行う場合 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議は制限公開方式 	合併時に再編する。
	23					
21	会議録にすること	<ul style="list-style-type: none"> 本会議会議録のテープ反訳・印刷製本業務及び会議録検索システム用データベース作成業務を株会議録センターに委託 インターネット検索システムを導入したため、議員への会議録の配布を中止。ただし、会議録を希望する議員に対しては、コピーを配布 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議会議録の速記・印刷製本業務を株大和速記情報センターに委託 インターネット検索システムを導入したため、議員への会議録の配布を中止 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議会議録のテープ反訳・印刷製本業務を株会議録センターに委託 副本1部を執行部に送付。議員には配布しないが、会議録を希望する議員には、コピー（有償）を配布 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議会議録のテープ反訳・印刷製本業務を株会議録研究所に委託 議員等へは会議録を配布しないが、会議録を希望する議員には、コピーを配布 	合併時に再編する。
	24					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	請願・陳情に關すること	<p>【請願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該請願の付託が予想される委員会の正副委員長は、紹介議員となることを差し控える。 受理した請願は、議会運営委員会で付託する委員会を決定 <p>【陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会で、請願に適合するものと決定した陳情は、請願並扱いとする。 陳情書は、会派代表者会議に諮り、議会運営委員会に付議するか決定 	<p>【請願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受理した請願は、議会運営委員会で付託する委員会を決定している。 <p>【陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会で、請願に適合するものと決定した陳情は、請願並扱いとして全員協議会において審査 	<p>【請願・陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受理した請願は、議会運営委員会で付託する委員会を決定 	<p>【請願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副議長及び請願事項を所管する委員会の委員長は、請願の紹介議員となることを差し控える。 受理した請願は、議会運営委員会で審査し、全員協議会で決定 <p>【陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陳情書は、議会運営委員会にて審査し、全員協議会で決定 	合併時に再編する。
	25					
23	常任委員会に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> 総務常任委員会 社会文教常任委員会 経済建設常任委員会 委員の任期は1年（2年の運用としている。） 委員の選任については、会派代表者会議に諮り、各会派ごとの委員割り当てを行い、全員協議会にて内定の上、会議において議長指名の方法により決定 毎年視察を実施。予算は1人年額11万円 	<ul style="list-style-type: none"> 総務常任委員会 経済建設常任委員会 教育厚生常任委員会 委員の任期は2年 委員の選任については、全員協議会において内定の上、本会議において議長指名の方法により決定 毎年視察を実施。予算は1人年額16,200円（旅費日当） 	<ul style="list-style-type: none"> 総務教育常任委員会 民生産業建設常任委員会 委員の任期は2年 常任委員の選任については、あらかじめ全員協議会で調整し、議長が会議に諮って指名する。 議長は総務教育常任委員会に所属 	<ul style="list-style-type: none"> 総務民生常任委員会 教育産業常任委員会 委員の任期は2年 委員の選任については、議長が会議に諮って指名 議長は総務民生常任委員会に所属し、その後、直ちに議会の同意を得て辞任する。 毎年視察を実施。1人年額25千円を補助 	合併時に再編する。
	27					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
24	特別委員会に関すること	・決算審査特別委員会（議長を除く全議員）	・大平町議会広報発行対策特別委員会	該当なし	・合併調査研究特別委員会（議長を除く全議員）	合併時に再編する。
	28					
25	議会の広報・広聴活動に関すること	・栃木市議会広報委員会 委員は若干名（現員数9名） ・定例会の翌月に年4回、26,300部発行 ・音声版／点字版議会だよりも作成 ・議会の状況をケーブルテレビで録画放映を行っている。	・大平町議会広報発行対策特別委員会 委員会は若干名（現員数4名） ・定例会の翌月に年4回9,200部発行 ・原則として、委員が原稿作成 ・委員の構成により研修会又は視察を実施	・藤岡町議会広報委員会 委員は6名 ・定例会の翌々月に年4回、5,300部発行	・都賀町議会だより編集委員会 委員6名 ・定例会の翌々月に年4回、4,000部発行 ・議会だより編集委員会は毎年視察を実施。予算は、1人年額11,800円	合併時に再編する。
	29					
26	議会の傍聴に関すること	・一般席及び報道関係者席に分け、本会議の傍聴人の定員は64人 ・委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できる。	・一般席及び報道関係者席に分け、本会議の傍聴人の定員は50人 ・委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できる。	・一般席及び報道関係者席に分け、本会議の傍聴人の一般席定員は25人 ・委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できる。	・一般席及び報道関係者席に分け、本会議の傍聴人の定員は30人 ・委員会は、報道関係者及び一般傍聴者は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できる。	合併時に再編する。
	31					
27	議決を要しない報告に関すること	【報告事例】 ・監査の結果報告 ・法人の経営状況説明書等 ・基金の運用状況の報告 ・継続費及繰越明許費に関する繰越計算書等	【報告事例】 ・監査の結果報告 ・法人の経営状況説明書等 ・基金の運用状況の報告 ・継続費及繰越明許費に関する繰越計算書等	【報告事例】 ・監査の結果報告 ・基金の運用状況の報告 ・継続費及繰越明許費に関する繰越計算書等 ・健全化判断比率及び資金不足比率について	【報告事例】 ・監査の結果報告 ・法人の経営状況説明書等 ・基金の運用状況の報告 ・継続費及繰越明許費に関する繰越計算書等	合併時に再編する。
	33					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	議会運営委員会・会派代表者会議に関すること	<p>【議会運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会・臨時会の会期、日程及び議事予定 ・一般質問の割り振り ・上程議案等の取り扱い ・毎年視察を実施。予算は、1人年額6万円 <p>【会派代表者会議】</p> <p>○正副議長及び各会派の代表者で構成。必要に応じて議長が招集</p>	<p>【議会運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会・臨時会の会期、日程及び議事予定 ・上程議案等の取り扱い ・毎年視察を実施。予算は、1人年額16,200円 	<p>【議会運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会・臨時会の会期と議事日程 ・一般質問の割り振り ・上程議案等の取り扱い ・本会議における発言の取り消し及び訂正 	<p>【議会運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会・臨時会の会期と議事予定 ・一般質問の割り振り ・上程議案等の取り扱い ・本会議における発言の取り消し及び訂正 ・毎年視察を実施。予算は、1人年額11,800円 	合併時に再編する。
29	委員会条例、会議規則及び市議会先例等に関すること	<p>【委員会条例】</p> <p>標準市議会委員会条例に基づき制定</p> <p>【会議規則】</p> <p>標準市議会会議規則に基づき制定</p> <p>【市議会先例】</p> <p>市議会先例等を収録した「栃木市議会提要」を作成し、各議員に配付（平成19年5月改訂版発行）</p> <p>【申し合わせ等】</p> <p>議会の運営にあたり、必要に応じて、議会運営委員会で確認事項を見直す。</p>	<p>【委員会条例】</p> <p>標準町村議会委員会条例に基づき制定</p> <p>【会議規則】</p> <p>標準町村議会会議規則に基づき制定</p> <p>【町議会先例】</p> <p>町議会先例等を収録した「大平町議会先例集」を作成し、各議員に配付</p> <p>【申し合わせ等】</p> <p>議会の運営にあたり、必要に応じて、議会運営委員会で確認事項を見直す。</p>	<p>【委員会条例】</p> <p>標準町議会委員会条例に基づき制定</p> <p>【会議規則】</p> <p>標準町議会会議規則に基づき制定</p> <p>【町議会先例】</p> <p>町議会先例等を収録したものは現在のところ無いが、必要に応じて議会運営委員会等で確認しながら取り扱っている。</p> <p>【申し合わせ等】</p> <p>議会の運営にあたり、必要に応じて議会運営委員会等で確認事項を見直す。</p>	<p>【委員会条例】</p> <p>標準町議会委員会条例に基づき制定</p> <p>【会議規則】</p> <p>標準町議会会議規則に基づき制定</p> <p>【町議会先例】</p> <p>町議会先例等を収録した「都賀町議会先例集」を作成し、各議員に配付</p> <p>（平成20年2月改訂版発行）</p> <p>【申し合わせ等】</p> <p>議会の運営にあたり、必要に応じて議会運営委員会で確認事項を見直す。</p>	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
30	費用弁償等に 関すること	【費用弁償】 議長等が公務のため旅行した場合に、費用弁償として旅費を支給する。(平成20年度から日当支給廃止)	【費用弁償】 議長等が公務のため旅行した場合に、費用弁償として旅費を支給する。(平成20年度から県内は日当支給廃止)	【費用弁償】 議長等が召集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときはその旅行について、費用弁償として旅費を支給する。	【費用弁償】 議長等が公務のため旅行した場合に、費用弁償として旅費を支給する。	合併時に再編する。
	38					
31	職員の人事に 関すること	・人事課からの異動、昇給、昇任等の資料に基づき議長名で発令 ・辞令は、議長が交付	・総務課からの異動、昇給、昇任等の資料に基づき議長名で発令 ・辞令は、議長が交付	・総務企画課からの異動・退職等の資料に基づき議長名で発令 ・辞令は、議長が交付	・総務課からの異動、昇給、昇格等の資料に基づき議長名で発令 ・辞令は、議長が交付	合併時に再編する。
	39					
32	法定外(任意) の委員会に關 すること	議長の諮問機関 ①議会のあり方検討委員会 委員 9名 ・開かれた信頼される議会を目指して設置 ②合併推進委員会 委員 10名 ・合併推進に向けた検討を行うために設置 ③議会基本条例検討委員会 委員 9名 ・議会の最高法規として議会基本条例を制定するために設置	議長の諮問機関 ①合併検討委員会 委員 全議員 ・合併問題に関する研究や検証などをを行い様々な視点から合併を検討 ②議員定数検討委員会 全議員 ・議員定数のあり方について検討	議長の諮問機関 ①藤岡町合併検討委員会 委員 全議員 ・合併問題についての調査及び検討	該当なし	合併時に再編する。
	42					

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
33	議会基本条例 に関すること	<p>議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、市民の付託に応えられる議会運営の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員相互間の自由討議の推進 ・すべての会議を公開 ・請願、陳情を市民による政策提案として位置づけ ・市民や市民団体等との意見交換の場の設置 ・年1回以上の議会報告会の開催 ・議員の質問に対する市長等の反問権の付与 ・市長における政策等形成過程の説明資料の作成 ・議決事項の追加（基本構想に基づく基本計画） ・最高規範性を明記 ・4年に1度の達成状況の検討と検討結果の公表 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	4 4						

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
34	政治倫理条例 に関すること	<p>この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立に努め、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長等及び議員の責務 ・市民等の責務 ・政治倫理基準 ・政治倫理審査会の設置 ・市民の調査請求権 ・倫理基準違反等の審査 ・資産等報告書の提出 ・協力義務 ・虚偽報告等の公表 ・贈収賄罪宣告後における釈明 ・職務関連犯罪による有罪確定後の措置 ・請負契約等の辞退 	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	4 5					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 選挙管理分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	<p>選挙管理委員会の運営（委員の職務、開催及び運営）に関すること</p> <p>【概要】 定時登録及び各種選挙時の選挙時登録の際選挙管理委員会を開催 【選挙管理委員会】 4名（委員長1名、委員3名） 任期 平成20年3月23日～ 平成24年3月22日 報酬 委員長 年額 312,000円 委員 年額 224,000円</p> <p>【事務手続き】 各種議案に基づき審議する。</p> <p>【選挙人名簿登録者数】 12月2日現在 66,810人 男 32,359人 女 34,451人</p> <p>【実施時期】 定時登録及び選挙時登録時等</p> <p>【職員】 事務局長 1名 (監査委員事務局長兼務) 次長 1名 主幹 1名 (監査委員事務局主幹兼務) 次長補佐 1名 主査 1名 (監査委員事務局主査兼務)</p>	<p>【概要】 定時登録及び各種選挙時の選挙時登録の際選挙管理委員会を開催 【選挙管理委員会】 4名（委員長1名、委員3名） 任期 平成19年12月24日～ 平成23年12月23日 報酬 委員長 年額 195,000円 委員 年額 162,000円</p> <p>【事務手続き】 各種議案に基づき審議する。</p> <p>【選挙人名簿登録者数】 12月2日現在 23,579人 男 11,769人 女 11,810人</p> <p>【実施時期】 定時登録及び選挙時登録時等</p> <p>【職員】 書記長 1名 (総務課長兼務) 書記次長 1名 (総務課行政管理係長兼務) 書記 7名 (総務課職員)</p>	<p>【概要】 定時登録及び各種選挙時の選挙時登録の際選挙管理委員会を開催 【選挙管理委員会】 4名（委員長1名、委員3名） 任期 平成20年6月28日～ 平成24年6月27日 報酬 委員長 年額 178,000円 委員 年額 115,000円</p> <p>【事務手続き】 各種議案に基づき審議する。</p> <p>【選挙人名簿登録者数】 12月2日現在 15,006人 男 7,391人 女 7,615人</p> <p>【実施時期】 定時登録及び選挙時登録時等</p> <p>【職員】 書記長 1名 (総務企画課長兼務) 書記 7名 (総務企画課職員)</p>	<p>【概要】 定時登録及び各種選挙時の選挙時登録の際選挙管理委員会を開催 【選挙管理委員会】 4名（委員長1名、委員3名） 任期 平成17年6月26日～ 平成21年6月25日 報酬 委員長 月額 14,500円 委員 月額 12,500円</p> <p>【事務手続き】 各種議案に基づき審議する。</p> <p>【選挙人名簿登録者数】 12月2日現在 11,186人 男 5,496人 女 5,690人</p> <p>【実施時期】 定時登録及び選挙時登録時等</p> <p>【職員】 書記長（総務課長） 1名 書記 3名（総務課長補佐1名、総務課主任2名） (全員兼務職員)</p>	<p>選挙管理委員会の設置及び定数は、法令の定めるところにより合併時に統合する。</p> <p>報酬については、合併協定項目「1.1 特別職の身分の取扱い」の協議結果による。</p> <p>委員会の開催及び運営については、栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	農業委員会委員選挙執行に関すること	<p>【概要】 任期満了による農業委員会委員の選挙執行 選挙区・定 数 第1選挙区 4人 第2選挙区 5人 第3選挙区 5人 計 14人</p> <p>投票区 6投票区</p>	<p>【概要】 任期満了による農業委員会委員の選挙執行 選挙区・定 数 大平町選挙区 12人</p> <p>投票区 14投票区</p>	<p>【概要】 任期満了による農業委員会委員の選挙執行 選挙区・定 数 第1選挙区 5人 第2選挙区 7人 第3選挙区 5人 計 17人</p> <p>投票区 9投票区</p>	<p>【概要】 任期満了による農業委員会委員の選挙執行 選挙区・定 数 第1選挙区 6人 第2選挙区 6人 計 12人</p> <p>投票区 5投票区</p>	<p>選挙区及び定数については、協定項目「7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。</p> <p>選挙の執行については、現行のとおりとする。</p>
3	選挙公営に関すること	<p>【概要】 選挙運動用自動車の使用及びポスター作成費を公費負担するもの ・平成6年度より施行 平成19年度から市長選挙における選挙運動用ビラを追加 【対象】 ・栃木市長選挙 ・栃木市議会議員選挙 【公費負担の限度額】 ・選挙運動用自動車 　　ハイヤー方式 　　1日当り 60,200円 ・選挙運動用自動車 　　レンタル方式 　　自動車 　　1日当り 15,300円 　　燃 料 　　選挙運動日数×7,350円 　　運転手1日当り 1,700円 ・ポスターの作成 501円 99銭×ポスター掲示場の数 ・ビラの作成（市長選挙）16,000枚×7.3円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4 1 1	各種選挙執行に関する事務	<p>【概要】 公職選挙法等に基づき、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、知事、市議会議員、市長の選挙を管理執行する。</p> <p>【その他】 選挙又は当選の効力に関する争訟関係の事務 最高裁判所裁判官の国民審査 【選挙執行体制等（栃木県知事選挙時）】 ① 投票 投票管理者（市職員管理職） 投票立会人 2人 投票事務従事者（194人） ② 開票 開票区 1 開票所 市総合体育館 開票事務従事者（102人） ③ 選挙公報 新聞折込 28,200部 ④ 選挙入場券 郵送 4名連記のハガキ</p>	<p>【概要】 公職選挙法等に基づき、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、知事、町議会議員、町長の選挙を管理執行する。</p> <p>【その他】 選挙又は当選の効力に関する争訟関係の事務 最高裁判所裁判官の国民審査 【選挙執行体制等（栃木県知事選挙時）】 ① 投票 投票管理者（町職員管理職） 投票立会人 3人 投票事務従事者（81人） ② 開票 開票区 1 開票所 大平町役場 開票事務従事者（65人） ③ 選挙公報 自治会経由 10,800部 ④ 選挙入場券 郵送 1人1枚のハガキ</p>	<p>【概要】 公職選挙法等に基づき、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、知事、町議会議員、町長の選挙を管理執行する。</p> <p>【その他】 選挙又は当選の効力に関する争訟関係の事務 最高裁判所裁判官の国民審査 【選挙執行体制等（栃木県知事選挙時）】 ① 投票 投票管理者（町職員管理職） 投票立会人 2人 投票事務従事者（54人） ② 開票 開票区 1 開票所 藤岡町役場（議会棟） 開票事務従事者（64人） ③ 選挙公報 自治会による配布 5,800部 ④ 選挙入場券 郵送 4名連記のハガキ</p>	<p>【概要】 公職選挙法等に基づき、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、知事、町議会議員、町長の選挙を管理執行する。</p> <p>【その他】 選挙又は当選の効力に関する争訟関係の事務 最高裁判所裁判官の国民審査 【選挙執行体制等（栃木県知事選挙時）】 ① 投票 投票管理者（町職員管理職） 投票立会人 3人 投票事務従事者（39人） ② 開票 開票区 1 開票所 都賀町役場大会議室 開票事務従事者（49人） ③ 選挙公報 自治会別に配布依頼（自治会未加入者は郵送） 4,500部 ④ 選挙入場券 郵送 1人1枚のハガキ</p>	各選挙については法令に基づき執行するが、選挙執行体制等については各市町において差異があるので、合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5 1	投票区に関する こと	<p>【概要】 投票区 34か所 (ポスター掲示場 251か所) 面積 122.06 平方キロメートル 開票区 1か所</p> <p>第1投票所 栃木第四地区コミュニティセンタ 第2投票所 栃木市役所 第3投票所 栃木市立栃木東中学校 第4投票所 栃木市立栃木第一小学校 第5投票所 栃木市ぬまわだ保育園 第6投票所 栃木市立栃木南中学校 第7投票所 市民活動推進センター 第8投票所 栃木市立栃木西中学校 第9投票所 栃木市立栃木第五小学校 第10投票所 栃木市立栃木第二小学校 第11投票所 栃木市立栃木第三小学校（南舎） 第12投票所 栃木市立栃木第三小学校 第13投票所 栃木市大宮地区公民館 第14投票所 新栃木コミュニティ会館 第15投票所 平柳一丁目自治会館 第16投票所 栃木市勤労者総合福祉センター 第17投票所 栃木市立大宮南小学校</p>	<p>【概要】 投票区 18か所 (ポスター掲示場 113か所) 面積 39.80 平方キロメートル 開票区 1か所</p> <p>第1投票所 大平町西地区公民館 第2投票所 富田集会所 第3投票所 白岩経営管理センター 第4投票所 内堀経営管理センター 第5投票所 下皆川第1自治会公民館 第6投票所 大平町隣保館 第7投票所 大平町中央公民館 第8投票所 東地区農村センター 第9投票所 川連集落センター 第10投票所 蔵井公民館 第11投票所 真弓集会所 第12投票所 下高島公民館 第13投票所 北武井集落センター 第14投票所 新農村生活センター 第15投票所 大平町南体育館 第16投票所 榎本集会所 第17投票所 南小学校体育館 第18投票所 農村婦人の家</p>	<p>【概要】 町内投票区 13か所 (内 町外投票所 1か所) (ポスター掲示場 92か所) 面積 60.45 平方キロメートル</p> <p>第1投票所 部屋コミュニティセンター 第2投票所 石川研修館 第3投票所 藤岡町部屋保育所 第4投票所 藤岡町立藤岡第二中学校 第5投票所 藤岡町役場 第6投票所 藤岡町藤岡公民館 第7投票所 原向高間公民館 第8投票所 北川辺町スポーツ遊學館（町外・ 県外） 第9投票所 藤岡町赤麻公民館 第10投票所 飯塚公民館 第11投票所 藤岡町三鴨公民館 第12投票所 大谷田公民館 第13投票所 大田和公民館</p>	<p>【概要】 投票区 6か所 (ポスター掲示場 45か所) 面積 30.52 平方キロメートル 開票区 1か所</p> <p>第1投票所 合戦場小学校 第2投票所 都賀町中央公民館 第3投票所 家中小学校 第4投票所 木コミュニティセンター 第5投票所 赤津小学校 第6投票所 大柿コミュニティセンター</p>	投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5 2		第18投票所 栃木市皆川地区公民館 第19投票所 第八福寿会憩の家 第20投票所 屋内ゲートボール場（スパーク栃木） 第21投票所 新井町公民館 第22投票所 川原田市営住宅集会所 第23投票所 栃木市吹上地区公民館 第24投票所 栃木市立千塚小学校 第25投票所 栃木市立寺尾南小学校 第26投票所 栃木市寺尾地区公民館 第27投票所 根古谷公民館 第28投票所 出流町公民館 第29投票所 栃木市国府地区公民館 第30投票所 国府土地改良区事務所 第31投票所 栃木市立国府北小学校 第32投票所 栃木市立栃木第四小学校 第33投票所 平川公民館 第34投票所 とちぎ西部生きがいセンター				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6 22	期日前投票に関すること	<p>【事務執行の場所】 各選挙において、市役所及び5地区公民館（大宮、皆川、吹上、寺尾、国府）で期日前投票を行っている。</p> <p>【事務執行体制】 市役所：応援職員と臨時職員で対応 期日前投票期間毎日 8時30分から20時まで</p> <p>5地区公民館：公民館の職員で対応 土・日・祝日を除く期日前投票期間 8時30分から17時まで</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において、大平町役場で期日前投票を行っている。</p> <p>【事務執行体制】 選管書記（総務課職員）と応援職員で対応 期日前投票期間毎日 8時30分から20時まで</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において、町役場で期日前投票を行っている。</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員、明るい選挙推進協議会、応援職員で対応 期日前投票期間毎日 8時30分から20時まで</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において、町役場で期日前投票を行っている。</p> <p>【事務執行体制】 町役場：選管書記と応援職員で対応 期日前投票期間毎日 8時30分から20時まで</p>	<p>期日前投票所の場所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>期日前投票事務執行体制については、現行のとおりとする。</p>

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	選挙管理委員会委員等の報酬に関すること	<p>【選挙管理委員会】 4名 (委員長1名、委員3名) 任期 平成20年3月23日～ 平成24年3月22日 報酬 委員長 年額 312,000円 委 員 年額 224,000円 補充員 日額 8,900円</p> <p>【投票立会人等】 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による。 選挙長 日額 10,600円 投票管理者 日額 12,600円 期日前投票管理者 日額 11,100円 投票立会人 日額 10,700円 期日前投票立会人 日額 9,500円 開票立会人・選挙立会人 日額 8,800円</p>	<p>【選挙管理委員会】 4名 (委員長1名、委員3名) 任期 平成19年12月24日～ 平成23年12月23日 報酬 委員長 年額 195,000円 委 員 年額 162,000円 補充員 定めていない</p> <p>【投票立会人等】 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による。 選挙長 日額 10,600円 投票管理者 日額 12,600円 期日前投票管理者 日額 11,100円 投票立会人 日額 10,700円 期日前投票立会人 日額 9,500円 開票立会人・選挙立会人 日額 8,800円</p>	<p>【選挙管理委員会】 4名 (委員長1名、委員3名) 任期 平成20年6月28日～ 平成24年6月27日 報酬 委員長 年額 178,000円 委 員 年額 115,000円 補充員 定めていない</p> <p>【投票立会人等】 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による。 選挙長 日額 10,600円 投票管理者 日額 12,600円 期日前投票管理者 日額 11,100円 投票立会人 日額 10,700円 期日前投票立会人 日額 9,500円 開票立会人・選挙立会人 日額 8,800円</p>	<p>【選挙管理委員会】 4名 (委員長1名、委員3名) 任期 平成17年6月26日～ 平成21年6月25日 報酬 委員長 月額 14,500円 委 員 月額 12,500円 補充員 定めていない</p> <p>【投票立会人等】 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による。 選挙長 日額 10,600円 投票管理者 日額 12,600円 期日前投票管理者 日額 11,100円 投票立会人 日額 10,700円 期日前投票立会人 日額 9,500円 開票立会人・選挙立会人 日額 8,800円</p>	選挙管理委員会委員報酬等については、協定項目「11 特別職の身分の取扱い」の協議結果による。
	26					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

総務部会 監査分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	監査委員及び監査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市監査委員に関する条例（昭和39年条例第11号） ○栃木市監査事務処理規程（昭和45年監査委員告示第6号） ○栃木市監査委員事務局処務規程（昭和45年監査委員告示第7号） ○栃木市監査委員告示の用語の等の統一に関する告示（平成17年監査委員告示第7号） ○栃木市監査委員の保有する情報の公開に関する規程（平成12年監査委員告示第8号） ○栃木市監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（平成14年監査委員告示第12号） ○監査委員事務局設置条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○監査委員条例（昭和39年条例第8号） ○監査委員に関する条例（昭和39年条例第9号） ○大平町監査委員事務局処務規程（平成17年監査告示第1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ○藤岡町監査委員条例（昭和39年条例第206号） ○藤岡町監査委員に関する条例（昭和39年条例第207号） ○藤岡町監査委員事務局処務規程（平成20年監査委員告示第1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都賀町監査委員に関する条例（昭和39年条例第13号） ○都賀町監査委員条例（昭和39年条例第50号） 	監査委員に関する条例、事務局設置条例等条例関係は合併時に制定し、行政委員会規則等は合併後に調整する。
2	監査基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市監査事務処理規程（都市監査基準準則 市の監査委員が実施する監査について一般的に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であり、市の監査基準の指針とされている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○町村監査基準準則 町村の監査委員が実施する監査について一般的に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であり、町村の監査基準の指針とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町村監査基準準則 町村の監査委員が実施する監査について一般的に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であり、町村の監査基準の指針とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町村監査基準準則 町村の監査委員が実施する監査について一般的に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であり、町村の監査基準の指針とされている。 	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	企業会計決算審査に關すること	<p>○地方公営企業（水道事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の時期 6月上旬から7月下旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③事業報告書 ・審査の方法 決算書等の資料の計数の審査 担当課長の決算概況説明 ・意見書提出 受理した日から60日以内、市長に提出 	<p>○地方公営企業（水道事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の時期 7月上旬から8月下旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③事業報告書 ・審査の方法 決算書等の資料の計数の審査 担当課長の決算概況説明 ・意見書提出 受理した日から30日以内、町長に提出 	<p>○地方公営企業（水道事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の時期 7月下旬から8月上旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③事業報告書 ・審査の方法 決算書等の資料の計数の審査 担当課長の決算概況説明 ・意見書提出 受理した日から60日以内、町長に提出 	<p>○地方公営企業（水道事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の時期 7月下旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③事業報告書 ・審査の方法 決算書等の資料の計数の審査 担当課長の決算概況説明 ・意見書提出 受理した日から60日以内、町長に提出 	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	一般会計・特別会計決算審査に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計・特別会計決算審査 ・審査の時期 7月上旬から8月下旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③財産に関する調書 ④基金及びその運用状況 ・審査の方法 <ul style="list-style-type: none"> 決算書等の資料の計数の審査 財政担当者の決算の総括ヒアリング後 対象課を抽出して各課ヒアリング ・意見書提出 受理した日から60日以内、市長に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計・特別会計決算審査 ・審査の時期 7月上旬から8月上旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③財産に関する調書 ④基金及びその運用状況 ・審査の方法 <ul style="list-style-type: none"> 決算書等の資料の計数の審査 対象課ごとに各課ヒアリング ・意見書提出 受理した日から30日以内、町長に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計・特別会計決算審査 ・審査の時期 8月上旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③財産に関する調書 ④基金及びその運用状況 ・審査の方法 <ul style="list-style-type: none"> 決算書等の資料の計数の審査 財政担当課の決算の総括ヒアリング後対象課ごとに各課ヒアリング ・意見書提出 受理した日から30日以内、町長に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計・特別会計決算審査 ・審査の時期 7月上旬から8月上旬 ・決算認定議会 9月議会 ・審査項目 <ul style="list-style-type: none"> ①決算書類 ②付属書類 ③財産に関する調書 ④基金及びその運用状況 ・審査の方法 <ul style="list-style-type: none"> 決算書等の資料の計数の審査 対象課ごとに各課ヒアリング ・意見書提出 受理した日から60日以内、町長に提出 	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5 1	定例監査及び随時監査に関すること	<p>【定例監査】 栃木市監査委員に関する条例に基づいて</p> <p>1. 執行の手順及び対象 年間計画表により、年間で全課を対象に行う。ただし小・中学校については4年で全校を対象に行う。</p> <p>2. 時期 8月～2月</p> <p>3. 説明を聴取する期間 課単位で1時間程度</p> <p>4. 監査資料提出期限 実施日の約15日前</p> <p>5. 結果報告 監査の終了した日から概ね1週間以内に、議長、市長、関係委員会委員長に書面にて報告する。</p> <p>6. 結果公表 栃木市公告式条例の例により掲示する。</p> <p>7. 提出資料 ①事務組織及び職員(機構、職員の配置及び事務分掌) ②事務事業の実施状況 ③1件500万円以上の予算の事業(工事関係)進ちょく状況 ④1件300万円以上</p>	<p>【定例監査】 監査委員に関する条例に基づき 1. 執行の手順及び対象 監査計画及び年間計画により 2年で全課を対象に実施</p> <p>2. 時期 例月監査に併せ、隔月実施</p> <p>3. 説明を聴取する期間 対象課ごとに、2～3時間程度</p> <p>4. 監査資料提出期限 実施日の10日前</p> <p>5. 結果報告</p> <p>6. 結果公表 大平町公告式条例の規定により行う。</p> <p>7. 提出資料 ①事務組織及び職員 ②主要事務事業の実施状況 ③工事の執行状況調 ④委託費の執行状況調 ⑤懸案・その他特に苦心した事業概要 ⑥その他必要な書類</p>	<p>【定例監査】 藤岡町監査委員に関する条例に基づき 1. 執行の手順及び対象 年間計画表により、年間で全課を対象に行う。</p> <p>2. 時期 例月の出納検査に併せ実施</p> <p>3. 説明を聴取する期間 必要に応じて、課単位で1時間程度</p> <p>4. 監査資料提出期限 特に設けていない。</p> <p>5. 結果報告 例月の出納検査結果報告書に併せて町長に書面にて報告する。</p> <p>6. 結果公表 藤岡町公告式条例の規定により行う。</p> <p>7. 提出資料 ①事務事業の実施状況 ②事務事業の歳入歳出執行状況 ③補助金(交付金)の支出状況</p>	<p>【定例監査】 都賀町監査委員に関する条例に基づき 1. 執行の手順及び対象 年間計画表により、年間で全課を対象に行う。</p> <p>2. 時期 8月・10月</p> <p>3. 説明を聴取する期間 必要に応じて、課単位</p> <p>4. 監査資料提出期限 実施日の約7日前</p> <p>5. 結果報告 監査の終了した日から概ね20日以内に、町長に書面にて報告する。</p> <p>6. 提出資料 ①事務事業の実施状況 ②事務事業の歳入歳出執行状況</p>	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5 2	の予算の事業(その他)進ちょく 状況 ⑤補助金(交付金)の支出状況 8. 提出帳簿 ①調定決議書 ②支出負担行為決議書 ③契約書その他支出を伴う決 裁文書 ④旅行命令簿 ⑤時間外等勤務命令簿兼振替 等指定簿 ⑥年次休暇簿等 ⑦資金前途(概算払)整理簿 ⑧備品台帳 ⑨基金台帳 ⑩予算流用・充用承認通知書 ⑪市有自動車運行記録簿 ⑫その他指定するもの 【随時監査】 栃木市監査事務処理規程に基づいて、必要があると認めるとき、定例監査に準じて行う。	【随時監査】 必要があると認めるとき。		【随時監査】 必要があると認めるとき、定 例監査に準じて行う。		【随時監査】 必要があると認めるとき、定 例監査に準じて行う。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	請求又は要求に基づく監査に關すること（直接請求・議会要求・市長要求・住民監査請求等）	<input type="checkbox"/> 直接請求監査 <input type="checkbox"/> 議会要求監査 <input type="checkbox"/> 長の要求監査 <input type="checkbox"/> 住民監査請求監査 <input type="checkbox"/> 職員の賠償責任監査	<input type="checkbox"/> 直接請求監査 <input type="checkbox"/> 議会要求監査 <input type="checkbox"/> 長の要求監査 <input type="checkbox"/> 住民監査請求監査 <input type="checkbox"/> 職員の賠償責任監査	<input type="checkbox"/> 住民監査請求監査 <input type="checkbox"/> 議会要求監査 <input type="checkbox"/> 長要求監査 <input type="checkbox"/> 直接請求監査 <input type="checkbox"/> 職員の賠償責任監査	<input type="checkbox"/> 直接請求監査 <input type="checkbox"/> 議会要求監査 <input type="checkbox"/> 長要求監査 <input type="checkbox"/> 住民監査請求監査 <input type="checkbox"/> 職員の賠償責任監査	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
6						

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	例月現金出納検査に關すること	<p>【検査時期及び期間】</p> <p>1. 期日 毎月 25 日が原則</p> <p>2. 期間 1 日</p> <p>【提出資料】</p> <p>一般会計及び特別会計</p> <p>1. 現金出納月計表</p> <p>2. 歳計現金預金調書</p> <p>3. 運用基金預金調書</p> <p>4. 積立基金預金調書</p> <p>5. 歳入歳出外現金預金調書</p> <p>6. 収支月計表</p> <p>7. 運用基金出納計算書企業会計月次試算表</p> <p>8. 積立基金出納計算書企業会計資金収支表</p> <p>9. 歳入歳出外現金出納計算書</p> <p>10. 現金受払月計表</p> <p>11. 栃木市収納金取扱報告書</p> <p>12. 市税收入額調</p> <p>企業会計(水道事業会計)</p> <p>1. 現金預金出納並びに現金預金保管状況調書</p> <p>2. 預金明細書</p> <p>3. 月計対照表</p> <p>4. 収納金取扱報告書</p> <p>5. 月次合計残高試算表</p> <p>6. 収入支出状況調</p> <p>7. 資金予算表</p> <p>【結果報告】</p> <p>検査結果は、実施日から 1 週間以内に議長、市長、会計管理者、各財産区議長、企業管理者に報告する。</p>	<p>【検査時期及び期間】</p> <p>1. 期日 每月 20 日が原則</p> <p>2. 期間 1 日</p> <p>【提出資料】</p> <p>一般会計及び特別会計</p> <p>1. 歳計預金調書</p> <p>2. 収支日計総括表</p> <p>3. 収支日計総括表(基金)</p> <p>4. 大平町基金総括調書(増減表)</p> <p>5. 大平町基金保管状況調</p> <p>6. 出納受払日計表</p> <p>7. 出納受払月計表</p> <p>8. 残高証明書</p> <p>9. 歳入歳出対比累計月計表(一般会計)</p> <p>10. 歳入歳出対比累計月計表(全会計)</p> <p>企業会計(水道事業会計)</p> <p>1. 水道事業会計現金預金残高表</p> <p>2. 残高証明書</p> <p>3. 出納月計表</p> <p>4. 収納金取扱報告書</p> <p>5. 資金予算表</p> <p>6. 月次合計試算表</p> <p>7. 予算執行実績表説明書</p> <p>8. 月次合計残高試算表説明書</p> <p>【結果報告】</p> <p>検査結果は、実施日から 1 週間以内に議長、町長に報告する。</p>	<p>【検査時期及び期間】</p> <p>1. 時期 每月 15 日が原則</p> <p>2. 期間 1 日</p> <p>【提出資料】</p> <p>全会計歳入歳出月計表</p> <p>全会計現金出納月計表</p> <p>一般会計収支月計表</p> <p>町税収納状況調</p> <p>歳入歳出残高保管区分表</p> <p>現金保管状況表</p> <p>企業会計月次試算表</p> <p>企業会計予算執行状況表</p> <p>企業会計(水道事業会計)</p> <p>現金預金出納並びに現金預金保管状況調書</p> <p>月計表</p> <p>残高証明書</p> <p>資金予算表</p> <p>予算執行実績説明書</p> <p>残高試算表</p> <p>【結果報告】</p> <p>検査結果は、実施日から 1 週間以内に議長、町長、企業管理者に報告する。</p>	<p>【検査時期及び期間】</p> <p>1. 期日 每月 25 日が原則</p> <p>2. 期間 1 日</p> <p>【提出資料】</p> <p>一般会計及び特別会計</p> <p>1. 収支月計表(総括表)</p> <p>2. 現金受払月計報告書</p> <p>3. 現金保管状況表</p> <p>4. 歳入月計表</p> <p>5. 歳出月計表</p> <p>企業会計(水道事業会計)</p> <p>1. 現金預金出納並びに現金預金保管状況調書</p> <p>2. 月計表</p> <p>3. 残高証明書</p> <p>4. 資金予算表</p> <p>5. 予算執行実績説明書</p> <p>6. 残高試算表</p> <p>【結果報告】</p> <p>検査結果は、実施日から速やかに行う。</p>	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
8						

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
8	事務局機構・職員数に関すること	栃木市職員定数条例 監査委員事務局職員定数 3人（平成20年4月1日現在） 栃木市監査委員事務局庶務規程 事務局の組織 監査委員事務局 監査担当	職員定数条例 監査委員事務局職員定数 3人（平成20年11月現在）		藤岡町職員定数条例 監査委員事務局職員定数 2人（平成20年4月1日現在）	都賀町職員定数条例 監査委員事務局職員定数 2人（兼務職員） (平成20年4月1日現在)	合併協定項目「10 一般職の職員の身分の取扱い」の協議結果による。
9	報酬・費用弁償等に関すること	栃木市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 監査委員 (識見) 月額 81,400円 (議選) 月額 46,400円	大平町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 監査委員 (識見) 年額 230,000円 (議選) 年額 190,000円	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 監査委員 (識見) 年額 210,000円 (議選) 年額 165,000円	都賀町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 監査委員 (識見) 月額 20,000円 (議選) 月額 15,000円	監査委員報酬については、合併協定項目「11 特別職の身分の取扱い」の協議結果による。	
10							

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	監査委員公印の管守に関すること	○監査委員公印等 栃木市監査委員事務局庶務規程 【使用公印】 栃木市監査委員之印 栃木市代表監査委員印 栃木市監査委員事務局之印 【使用目的】 監査委員名をもって発する文書 又は、これに準ずる文書等に押印する。 【管 理】 公印の保管責任者は、事務局長 とする。公印の取扱は、栃木市 公印規程の例による。	○監査委員公印等 大平町監査委員事務局庶務規程 【使用公印】 大平町監査委員之印 大平町代表監査委員之印 【使用目的】 監査委員名をもって発する文書 又は、これに準ずる文書等に押印する。 【管 理】 公印の保管責任者は、事務局長 とする。公印の取扱は、大平町 公印規程に準じて処理する。	○監査委員公印等 藤岡町監査委員事務局庶務規程 【使用公印】 藤岡町監査委員之印 藤岡町代表監査委員印 藤岡町監査委員事務局之印 【使用目的】 監査委員名をもって発する文書 又は、これに準ずる文書等に押印する。 【管 理】 公印の保管責任者は、事務局長 とする。	○監査委員公印等 【使用公印】 都賀町代表監査委員之印 【使用目的】 監査委員名をもって発する文書 又は、これに準ずる文書等に押印する。 【管 理】 公印の保管責任者は、事務局長 とする。公印の取扱は、都賀町 公印規程に準じて処理する。	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
11	代表（識見）監査委員の庶務に関すること	地方自治法第199条の3第2項の規定による事務処理 ◆代表監査委員 任期 平成13年12月20日～ 平成21年12月19日 識見委員 板倉 安秀 氏	地方自治法第199条の3第2項の規定による事務処理 ◆代表監査委員 任期 平成17年10月12日～ 平成21年10月11日 識見委員 堀江 智 氏	地方自治法第199条の3第2項の規定による事務処理 ◆代表監査委員 任期 平成20年6月20日～ 平成24年6月19日 識見委員 上岡 秋夫 氏	地方自治法第199条の3第2項の規定による事務処理 ◆代表監査委員 任期 平成19年1月1日～ 平成22年12月31日 識見委員 氏家 弘道 氏	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	行政監査に關すること	栃木市監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	藤岡町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査委員に關し必要な事項は、監査委員が協議して定める。	都賀町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
	2 1	栃木市監査事務処理規程 市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。				
13	財政援助団体等に対する監査に關すること	栃木市監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	藤岡町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査委員に關し必要な事項は、監査委員が協議して定める。	都賀町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
	2 2	栃木市監査事務処理規程 財政的援助を与えていたる団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	公金の収納支払事務に関する監査に關すること	栃木市監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	藤岡町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査委員に關し必要な事項は、監査委員が協議して定める。	都賀町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
	2 3	栃木市監査事務処理規程 指定金融機関等に対し、公金の収納及び支払等の事務処理が法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。				
15	会計管理者及び企業管理者に対する指定金融機関等の検査結果の要求に關すること	栃木市監査事務処理規程 会計管理者及び企業管理者に対する指定金融機関等の検査結果の要求に 關すること 必要に応じ、その都度定める。 (内容) 毎年1月頃に会計管理者及び企業管理者(水道事業)が実施している指定金融機関等の定期検査の結果報告書の提出を受けている。	監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。	藤岡町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査委員に關し必要な事項は、監査委員が協議して定める。	会計管理者に対する指定金融機関等の検査結果の要求に關すること (内容) 各年度初め頃、会計管理者が実施している指定金融機関の検査の結果報告書の提出を受けている。	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
	2 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16 25	年間監査計画及び実施計画の策定に関すること	<p>栃木市監査事務処理規程 監査は、原則としてあらかじめ策定した年間監査計画に基づいて実施する。</p> <p>監査を行うに当たっては、事前にその重点目標を決定したうえ、実施計画を作成し、これに基づいて実施する。</p> <p>(内容) 毎年度始めに、年間監査計画及び実施計画を作成し、各部長及び各課かいに周知している。</p>	<p>大平町監査委員事務局処務規程 監査は、原則としてあらかじめ策定した年間監査計画に基づいて実施する。</p> <p>監査を行うに当たって、事前にその重点目標を決定したうえ、実施計画を作成し、これに基づいて実施する。</p> <p>(内容) 每年度始めに、年間監査計画を作成し、定例課長会議において周知している。</p>	<p>監査は、原則としてあらかじめ策定した年間監査計画に基づいて実施する。</p> <p>(内容) 每年度始めに、年間監査計画を作成し、定例課長会議において周知している。</p>	<p>監査は、原則としてあらかじめ策定した年間監査計画に基づいて実施する。</p> <p>(内容) 每年度始めに、年間監査計画を作成し、定例課長会議において周知している。</p>	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	指定管理者監査 に関すること	<p>栃木市監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。</p> <p>栃木市監査事務処理規程 財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。 (内容) 指名選定により選定された指定管理者について実施する。 指定管理者とする団体等を抽出し12月頃実施 結果報告 監査の終了した日から概ね1週間以内に議長、市長及び関係団体等長に書面にて報告する。</p>	<p>監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。</p>	<p>藤岡町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。</p>	<p>都賀町監査委員に関する条例 この条例に規定するもののか、監査等について必要な事項は、監査委員が協議して定める。</p>	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。
	27					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18 28	財政健全化法に関する健全化判断比率審査	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律</p> <p>財政健全化判断比率についての証書類を審査し、審査の結果について意見書を提出する。</p> <p>【審査の時期】 7月上旬から8月下旬</p> <p>【決算認定議会】 9月議会</p> <p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 <p>【審査の方法】 財政健全化判断比率算出資料の計数等を事務局が事前に確認する。審査にあたっては、財政担当者の決算の総括ヒアリング（説明・質疑）を行う。</p> <p>【意見書提出】 受理した日から60日以内に意見を付けて市長に提出する。</p>	<p>監査委員に関する条例</p> <p>財政健全化判断比率についての証書類を審査し、審査の結果について意見書を提出する。</p> <p>【審査の時期】 7月上旬から8月下旬</p> <p>【決算認定議会】 9月議会</p> <p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 <p>【審査の方法】 財政健全化判断比率算出資料の計数等を事務局が事前に確認する。審査にあたっては、財政担当者からヒアリング（説明・質疑）を行う。</p> <p>【意見書提出】 受理した日から30日以内に意見を付けて町長に提出する。</p>	<p>藤岡町監査委員に関する条例</p> <p>財政健全化判断比率についての証書類を審査し、審査の結果について意見書を提出する。</p> <p>【審査の時期】 7月下旬から8月中旬</p> <p>【決算認定議会】 9月議会</p> <p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 <p>【審査の方法】 財政健全化判断比率算出資料の計数等を事務局が事前に確認する。審査にあたっては、財政担当者の決算の総括ヒアリング（説明・質疑）を行う。</p> <p>【意見書提出】 平成20年度の場合、8月20日までに提出する。</p>	<p>都賀町監査委員に関する条例</p> <p>財政健全化判断比率についての証書類を審査し、審査の結果について意見書を提出する。</p> <p>【審査の時期】 8月上旬</p> <p>【決算認定議会】 9月議会</p> <p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 <p>【審査の方法】 財政健全化判断比率算出資料の計数等を事務局が事前に確認する。審査にあたっては、財政担当者の決算の総括ヒアリング（説明・質疑）を行う。</p> <p>【意見書提出】 受理した日から60日以内に意見を付けて町長に提出する。</p>	栃木市を基にして、新市と同規模自治体を参考に合併後調整する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

住民部会 住民分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	消費者行政に関すること	<p>【情報提供・啓発活動】 消費者が自らが、安全で合理的な消費生活を送るために、各種情報の提供、啓発を実施</p> <p>①消費者教育研修会の実施 ②消費生活展の開催 ③広報紙による啓発等</p> <p>【消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関すること】 立入検査の実施</p>	<p>【情報提供・啓発活動】 消費者が自らが、安全で合理的な消費生活を送るために、各種情報の提供及び相談業務を実施</p> <p>①広報紙による啓発等 ②消費生活講座の開催</p> <p>【消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関すること】 立入検査の実施</p>	<p>【情報提供・啓発活動】 ①消費者への情報提供 ・広報ふじおかへ関連記事を掲載 ②他機関との連携 ・栃木県消費生活センター、藤岡警察署</p> <p>【消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関すること】 立入検査の実施</p> <p>【消費生活リーダー養成事業】 ・消費生活リーダー養成講座終了者に、旅費相当分を補助金として交付する。</p>	<p>【情報提供・啓発活動】 ①消費者への情報提供 ・「つがくらしあんしんガイド」発行 ・広報への掲載 ②他機関との連携 ・栃木県消費生活センター ③消費生活リーダー養成講座 ・終了者に報償費支出</p> <p>【消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関すること】 立入検査の実施</p>	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	消費者団体の支援に すること	地域の消費者リーダーを育成するため、消費生活について自主的に研修する団体を支援する。	地域の消費者リーダーを育成するため、消費生活について自主的に研修する団体を支援する。	地域の消費者リーダーを育成するため、消費生活について自主的に研修する団体を支援する。	該当団体等なし	合併時は現行のとおりとし、合併後、団体へ統合を働きかける。
	9 1	・栃木市消費者友の会への支援（補助金の支出等） ・大平町消費者友の会への支援（補助金の支出等） ・大平町消費生活リーダー会の事務局	・大平町消費者友の会への支援（補助金の支出等） ・藤岡町消費生活友の会への支援（補助金の支出等）			
3	行政相談委員に すること	【概要】 市長推薦で総務大臣委嘱 3名で任期2年	【概要】 町長推薦で総務大臣委嘱 2名で任期2年	【概要】 町長推薦で総務大臣委嘱 1名で任期2年	【概要】 町長推薦で総務大臣委嘱 1名で任期2年	合併時に再編する。
	5	【行政相談に関する担当業務 内容】 ①行政相談委員の推薦 ②相談会場の確保 ③春、秋の行政相談週間の周 知 ④該当啓発会場確保及び配布 物品準備 ⑤地区別行政相談業務連絡会 議の出席 ⑥行政相談票の整理 ⑦行政相談委員との連絡調整	【行政相談に関する担当業務 内容】 ①行政相談委員の推薦 ②春、秋の行政相談週間の周 知 ③地区別行政相談業務連絡会 議の出席 ④行政相談委員との連絡調整 ⑤行政相談懇談会開催の補助	【行政相談に関する担当業務 内容】 ①行政相談委員の推薦 ②春、秋の行政相談週間の周 知 ③地区別行政相談業務連絡会 議の出席 ④行政相談委員との連絡調整	【行政相談に関する担当業務 内容】 ①行政相談委員の推薦 ②相談会場の確保 ③春、秋の行政相談週間の周 知 ④地区別行政相談業務連絡会 議の出席 ⑤行政相談委員との連絡調整	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	6	【弁護士相談概要】 <ul style="list-style-type: none">・開催日時 毎月第2・4金曜日 10:00～12:00・開催場所 市役所・定員 約10人/日・受付 事前予約制 <p>※総合相談の一相談項目として実施。弁護士1名。</p> <p>【19年度実績】<ul style="list-style-type: none">・弁護士相談→195件</p>	【弁護士相談概要】 <ul style="list-style-type: none">・開催日時 奇数月第4木曜日 10:00～12:00・開催場所 隣保館・定員 約6人/日・受付 事前予約制 <p>※隣保館相談業務の一相談事業として実施。 弁護士1名。</p> <p>【19年度実績】<ul style="list-style-type: none">・法律相談→29件</p>	【弁護士相談概要】 <ul style="list-style-type: none">・開催日時 偶数月の火曜日 (月1回) 10:00～12:00・開催場所 中央公民館・定員 6人/日・相談方法 面接による相談予約制・対象者 町内在住者・相談員 弁護士1名 <p>【19年度実績】<ul style="list-style-type: none">・弁護士相談→22件</p>	該当なし	合併時に再編する。
		【場所】 市役所1階市民相談室及び総合相談会場	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
		【相談内容】 様々な民事、家事相談などについて、市民相談員及び職員が市役所の開庁時に随時応じる。	該当なし	該当なし	該当なし	
5	7	【19年度実績】 1,248件				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	総合相談に関すること	<p>【総合相談概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 毎月第2・4金曜日 10:00～12:00 ・開催場所 市役所 ・受付 弁護士相談のみ事前予約制 ・相談項目 弁護士相談、市民相談、行政相談、人権相談、家庭児童相談、青少年相談、移動県民相談 <p>【19年度実績】 255件</p>	<p>【総合相談概要】</p> <p>①年金相談 日時:毎月第4土曜日 午前10:00～12:00 場所:隣保館 相談室 受付:当日 相談員:年金業務従事者(1名)</p> <p>②外国人対象生活相談 日時:毎月第4土曜日 午後8:00～10:00 場所:隣保館 受付:随時 相談員:日本語講座講師(2名)</p> <p>③生活困りごと相談 日時:随時(平日 午前8:30～午後5:30) 場所:隣保館又は電話 受付:随時 相談員:相談担当職員 ※隣保館相談業務の各種相談事業として実施</p> <p>【19年度実績】</p> <p>①年金相談 15件 ②外国人対象生活相談 6件 ③生活困りごと相談 33件</p>	<p>【心配ごと相談概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日 第1・2・3・4火曜日(月4回) ・時間 9:30～12:00 ・場所 福祉センター ・相談員 16名 <p>行政相談員・人権擁護委員・民生委員</p> <p>※事務所を福祉環境課内に置き、相談所の運営を社会福祉協議会に委託。平成21年度から社会福祉協議会が直接行う。</p>	<p>【相談概要】</p> <p>※社会福祉協議会に委託 ①心配ごと・困りごと相談 日時:毎月8日 9:30～12:00 場所:憩いの家 受付:当日 相談員:民生委員2名</p> <p>②心配ごと・困りごと相談 日時:毎月18日 9:30～12:00 場所:赤津支所 受付:当日 相談員:民生委員2名</p> <p>③心配ごと・困りごと・人権・行政相談 日時:毎月28日 9:30～12:00 場所:憩いの家 受付:当日 相談員:民生委員・人権擁護委員・行政相談員社会福祉協議会</p>	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	市民総合賠償補償保険に関すること 10	全国市長会市民総合賠償補償保険 【補償内容】 5型①F型 ・身体賠償 2億円型 ・財物賠償 2,000万円型 ・補償保険 5型 入院 1万円～、通院 6日以上 1万円～ ・保険料 15.63円 【平成20年度】 ※予防接種、公金は、別枠	全国町村会総合賠償補償保険 【補償内容】 6型 ・身体賠償 1.5億円型 ・財物賠償 2,000万円型 ・補償保険 II型 入院 1万円～、通院 6日以上 1万円～ ・個人情報 1億円型 ・予防接種 あり ・公金総合 あり ・保険料 83.3円	全国町村会総合賠償補償保険 【補償内容】 8型 ・身体賠償 2億円型 ・財物賠償 2,000万円型 ・補償保険 III型 入院 2万円～、通院 1日以上 0.5万円～ ・個人情報 2億円型 ・予防接種 あり ・公金総合 あり ・保険料 91.1円	全国町村会総合賠償補償保険 【補償内容】 3型 ・身体賠償 1億円型 ・財物賠償 2,000万円型 ・補償保険 I型 入院 1万円～、通院 6日以上 1万円～ ・個人情報 1億円型 ・予防接種 あり ・公金総合 あり ・保険料 67.2円	栃木市の例により合併時に統合する。
		該当なし	該当なし	町内に活動の拠点を置く住民団体等が行う住民活動中の事故について、住民活動保険をもってこれを補償する。 平成20年度保険料 366,350円 人口 18,134人	該当なし	藤岡町の例により合併時に再編する。
8	住民活動保険に関すること 94	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		市民協働まちづくりファンド（基金）を設け、公益的な活動を行う市民団体に活動経費の一部を助成すること 11	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
9	市民協働まちづくりファンドに関すること 11	市民協働まちづくりファンド（基金）を設け、公益的な活動を行う市民団体に活動経費の一部を助成すること	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	市民協働の推進に関すること	【概要】 府内における市民との協働を推進するため、各課に市民協働推進員を設置するとともに、行政と市民との協働に関する意識の更なる向上を目指し、研修会等を開催した。	【概要】 住民協働を推進するため、人材の育成や関係団体の連携・交流を促進する協議会を設置している。また、府内においても住民協働を促進するため、必要に応じて関係各課の職員による調整会議を開催している。 【内容】 ①市民協働推進員連絡会議 ②協働推進研修会 市職員対象 市職員・市民対象	【概要】 町民との協働を推進するため、行政と町民との協働に関する意識の向上を目指し、議員及び町職員に研修会等を開催した。 【内容】 ①協働のまちづくり連絡協議会 協議会メンバーは、N P O 法人やまちづくり団体、観光ボランティア、商工会、町など11団体	【概要】 住民との協働を推進するため、行政と町民との協働に関する意識の向上を図っている。 【内容】 ①協働推進研修会 職員対象 議員対象	合併後に再編する。
		【内容】 市内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援するため、とちぎ市民活動推進センターと連携し、市民及び特定非営利活動法人を対象として随時情報提供を行う。	【内容】 町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援するため、町民及び特定非営利活動法人を対象として随時情報提供を行う。	【内容】 町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援する。	【内容】 町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援する。	
11	N P O 法人に関すること	【内容】 市内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援するため、とちぎ市民活動推進センターと連携し、市民及び特定非営利活動法人を対象として随時情報提供を行う。	【内容】 町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援するため、町民及び特定非営利活動法人を対象として随時情報提供を行う。	【内容】 町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援する。	【内容】 町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援する。	合併後に再編する。
		1 3				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	NPO法人の設立・解散または合併の認証に関すること	【内 容】 栃木県権限移譲計画に基づき、平成19年度より特定非営利活動促進法及び県の特定非営利活動促進法施行条例に基づく特定非営利活動法人の設立、解散または合併の認証等の事務を行っている。	【内 容】 栃木県権限移譲計画に基づき、平成19年度より特定非営利活動促進法及び県の特定非営利活動促進法施行条例に基づく特定非営利活動法人の設立、解散または合併の認証等の事務を行っている。	【内 容】 栃木県権限移譲計画に基づき、平成19年度より特定非営利活動促進法及び県の特定非営利活動促進法施行条例に基づく特定非営利活動法人の設立、解散または合併の認証等の事務を行っている。	該当なし	栃木市・大平町・藤岡町の例により合併時に統合する。
13	市民活動推進センターに関すること	【拠点の整備及び運営】 ①名称: とちぎ市民活動推進センター（愛称「くらら」） ②目的: 社会貢献活動及び協働の推進 ③機能: 情報収集・提供の一元化、交流・理解促進機能、広報・研修機能、相談機能、活動場所・事務機器の提供 ※指定管理者として特定非営利活動法人ハイジに管理運営を委託	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
14	戸籍システムに関すること	戸籍電算システムにより戸籍簿及び除籍簿を管理する。	戸籍電算システムにより戸籍簿及び除籍簿を管理する。	戸籍電算システムにより戸籍簿及び除籍簿を管理する。	戸籍電算システムにより戸籍簿及び除籍簿を管理する。	合併時にシステムを統合する。
	21、26、32	株式会社T KCのシステムを導入している。	富士通株式会社のシステムを導入している。	富士通株式会社のシステムを導入している。	株式会社富士ゼロックスのシステムを導入している。	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	外国人登録事務に関すること（システムの統合）	外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、外国人の利便の増進と公正な管理に資するため、栃木市に居住する外国人の登録を行っている。	外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、外国人の利便の増進と公正な管理に資するため、大平町に居住する外国人の登録を行っている。	外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、外国人の利便の増進と公正な管理に資するため、藤岡町に居住する外国人の登録を行っている。	外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、外国人の利便の増進と公正な管理に資するため、都賀町に居住する外国人の登録を行っている。	合併時に再編する。
	3 4	外国人登録システムについては、導入していない。	外国人登録システムについては、株式会社T K Cのシステムを導入している。	外国人登録システムについては、導入していない。	外国人登録システムについては、株式会社富士ゼロックスのシステムを導入している。	
16	住民基本台帳に関すること（システムの統合）	住民基本台帳を整備し、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。 住民基本台帳ネットワークシステムに接続し、行政機関への情報提供を行う。	住民基本台帳を整備し、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。 住民基本台帳ネットワークシステムに接続し、行政機関への情報提供を行う。	住民基本台帳の整備をし、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。 住民基本台帳ネットワークシステムに接続し、行政機関への情報提供を行う。	住民基本台帳を整備し、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。 住民基本台帳ネットワークシステムに接続し、行政機関への情報提供を行う。	合併時にシステムを統合する。
	4 2					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	印鑑登録に関する こと	本市の住民基本台帳に登録 されている者及び、本市の外 国人登録原票に登録されてい る者について、印鑑の登録を 行う。	本町の住民基本台帳に登録さ れている者及び、本町の外 国人登録原票に登録されてい る者について、印鑑の登録を行 う。	本町の住民基本台帳に登録さ れている者及び、本町の外 国人登録原票に登録されてい る者について、印鑑の登録を行 う。	本町の住民基本台帳に登録さ れている者及び、本町の外 国人登録原票に登録されてい る者について、印鑑の登録を行 う。	合併時に再編する。
	4 6					
18	自動交付機に関する こと	該当なし	印鑑登録証明書及び住民票の 写しの交付について、自動交 付機を設置することにより、 町民サービスの向上及び窓口 業務の効率化を図る。	該当なし	該当なし	合併時に設置する。
	9 3					
19	住民基本台帳ネット ワークシステムに関する こと	住民基本台帳の情報を記録 したシステムのネットワーク化 を図り、全国共通の本人確 認ができる仕組みを構築す る。 住基カードの受付・作成・ 交付等を行う。	住民基本台帳の情報を記録 したシステムのネットワーク化 を図り、全国共通の本人確 認ができる仕組みを構築す る。 住基カードの受付・交付等 を行う。	住民基本台帳の情報を記録 したシステムのネットワーク化 を図り、全国共通の本人確 認ができる仕組みを構築す る。 住基カードの受付・交付等 を行う。	住民基本台帳の情報を記録 したシステムのネットワーク化 を図り、全国共通の本人確 認ができる仕組みを構築す る。 住基カードの受付・交付等 を行う。	合併時に再編する。
	5 9		作成については委託してい る。	作成については委託してい る。	作成については委託してい る。	

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）住民部会 保険年金分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	出産・葬祭の給付に 関すること	・出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に 380,000 円支給 ・葬祭費 被保険者が死亡した場合に 葬主に対して 50,000 円支給 ・出産育児一時金貸付制度があ る。	・出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に 380,000 円支給 ・葬祭費 被保険者が死亡した場合に 葬主に対して 50,000 円支給	・出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に 380,000 円支給 ・葬祭費 被保険者が死亡した場合に 葬主に対して 50,000 円支給	・出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に 380,000 円支給 ・葬祭費 被保険者が死亡した場合に 葬主に対して 50,000 円支給	現行のとおりとする。 出産育児一時金の 貸付制度は合併時 に廃止する。
2	短期保険証・資格書 発行事務に関するこ と	国民健康保険税を滞納してい る世帯に対し、納税を促すた めに発行する。	国民健康保険税を滞納してい る世帯に対し、納税を促すた めに発行する。	国民健康保険税を滞納してい る世帯に対し、納税を促すた めに発行する。	国民健康保険税を滞納してい る世帯に対し、納税を促すた めに発行する。	栃木市の例により 合併時に統合す る。
	3 1					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	国民健康保険健康優良家庭表彰事業に関すること	平成 20 年度廃止	医療機関で診療を受けていない方に対し、表彰及び記念品を贈呈する。	平成 16 年度廃止	医療機関で診療を受けていない方に対し、表彰及び記念品を贈呈する。	合併時に廃止する。
	3 5					
4	後期高齢者医療健康診査事務に関すること	栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療対象者に対し、健診を行う。	栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療対象者に対し、健診を行う。	栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療対象者に対し、健診を行う。	栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療対象者に対し、健診を行う。	合併後に再編する。
	4 6					
5	特別老人医療費助成に関すること	該当なし	該当なし	満 65 歳から 69 歳で、身体障害者手帳 4 級の一部、5 級、6 級の方に対し医療費を助成する。	該当なし	合併時に廃止する。
	5 7					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

住民部会 環境分科会

No.	事務事業名	現				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	資源再利用化事業（集団回収）に関すること	該当なし (平成19年度廃止)	・資源物回収活動を実施した団体に対し報償金を交付	・町の資源ごみ回収運動に協力した団体に対し報償金を交付	・町の資源ごみ回収運動に協力した団体に対し報償金を交付	合併時に再編する。
	18					
2	廃棄物の不法投棄に関すること	・栃木市廃棄物・土砂等埋立監視員設置規則	・大平町環境美化監視員設置要綱	・藤岡町環境美化監視員設置要綱	・都賀町不法投棄防止条例	合併時に再編する。
	40					
3	一般廃棄物処理有料化等の検討に関すること	・一般廃棄物処理有料化等について、栃木地区広域行政事務組合の構成市町による委員会及び部会で検討を行っている。	・一般廃棄物処理有料化等について、栃木地区広域行政事務組合の構成市町による委員会及び部会で検討を行っている。	・一般廃棄物処理有料化等について、栃木地区広域行政事務組合の構成市町による委員会及び部会で検討を行っている。	・一般廃棄物処理有料化等について、栃木地区広域行政事務組合の構成市町による委員会及び部会で検討を行っている。	合併時に再編する。
	94					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

福祉部会 高齢福祉分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	養護老人ホーム等 入所措置に関する こと	<p>65歳以上で居宅において養護を受けることが困難なものを収容養護する。</p> <p>申請のあったものについて、入所判定委員会の判定結果に基づき、措置の要否を決定する。</p> <p>【委託施設】</p> <p>栃木養護老人ホーム 益子町七井老人ホーム</p>	<p>65歳以上で居宅において養護を受けることが困難なものを収容養護する。</p> <p>申請のあったものについて、入所判定委員会の判定結果に基づき、措置の要否を決定する。</p> <p>【委託施設】</p> <p>栃木市栃木養護老人ホーム 益子町松ヶ丘葵荘 鹿沼市千寿荘</p>	<p>65歳以上で居宅において養護を受けることが困難なものを収容養護する。</p> <p>申請のあったものについて、入所判定委員会の判定結果に基づき、措置の要否を決定する。</p> <p>【委託施設】</p> <p>足利市福寿荘 小山市サンフラワーガーデン 佐野市悠生園 栃木市栃木養護老人ホーム 益子町松ヶ丘葵荘</p>	<p>65歳以上で居宅において養護を受けることが困難なものを収容養護する。</p> <p>申請のあったものについて、入所判定委員会の判定結果に基づき、措置の要否を決定する。</p> <p>【委託施設】</p> <p>栃木市栃木養護老人ホーム 鹿沼市千寿荘</p>	現行のとおりとする。
	5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	2 9	<p>高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、介護保険制度とは別に保健・福祉サービスとして、簡易な日常生活上の援助を行う。</p> <p>(大工・植木手入れ・塗装・除草・家事)</p> <p>【対象者】 日常生活に支障があるひとり暮らし等の高齢者</p> <p>【実施委託先】 栃木市シルバー人材センター</p> <p>【利用者負担】 1 時間(作業員 1 人当たり)150 円 材料費等は実費負担</p> <p>【サービス回数】 原則週 1 回 2 時間以内</p>	<p>在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行う。</p> <p>(1)外出時の援助 (2)食事、食材の確保 (3)家周りの手入れ (4)家屋等の軽微な修繕 (5)家屋内の整理整頓 (6)ごみの搬出 (7)その他</p> <p>【対象者】 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯等</p> <p>【実施委託先】 大平町シルバー人材センター</p> <p>【利用者負担】 費用の 1 割負担 事務費、原材料費等は利用者負担 被保護世帯は、町負担</p> <p>【サービス回数】 (1) (2) (6) (7) 週 2 回以内。1 回あたり 2 時間以内 (3) (4) (5) 年 3 回以内。1 回あたり 6 時間以内</p>	制度なし	制度なし	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
3	介護保険認定外サービスに関すること	ホームヘルパーが自宅に訪問し、調理・掃除等の家事を援助する。 【対象者】 日常生活に支障があるひとり暮らし等の高齢者(介護保険の認定結果により、対象外あり。) 【実施委託先】 栃木市社会福祉協議会 【利用者負担】 家事援助 1時間 200円 身体介護 1時間 400円 【サービス回数】 原則週1回(2時間)	ホームヘルパーが自宅に訪問し、調理・掃除等の家事を援助する。 【対象者】 日常生活に支障があるひとり暮らし等の高齢者(介護保険の認定結果により、対象外あり。) 【実施委託先】 大平町社会福祉協議会 【利用者負担】 家事援助 1時間 200円 身体介護 1時間 400円 【サービス回数】 原則週1回(2時間)	ホームヘルパーが自宅に訪問し、調理・掃除等の家事を援助する。 【対象者】 日常生活に支障があるひとり暮らし等の高齢者(介護保険の認定結果により、対象外あり。) 【実施委託先】 藤岡町社会福祉協議会 【利用者負担】 1割 【サービス回数】 身体的状況、世帯の状況等を勘案して決定	ホームヘルパーが自宅に訪問し、調理・掃除等の家事を援助する。 【対象者】 日常生活に支障があるひとり暮らし等の高齢者(介護保険の認定結果により、対象外あり。) 【実施委託先】 都賀町社会福祉協議会 【利用者負担】 ホームヘルパー派遣事業費用負担基準 【サービス回数】 身体的状況、世帯の状況等を勘案して決定	身体や家事に關すること、外出時の付き添い等にヘルパーを派遣する。 【対象者】 日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上の高齢者、身体障害者及び心身障害児者 【実施委託先】 都賀町社会福祉協議会 【利用者負担】 ホームヘルパー派遣事業費用負担基準 【サービス回数】 身体的状況、世帯の状況等を勘案して決定	合併時に再編する。
4	配食サービス事業に関すること	日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を配食する。 【対象者】 65歳以上ののみのひとり暮らし、高齢者世帯等 【利用回数】 月～金の毎昼食 【利用者負担】 1食につき 300円 【委託料】 1食につき 720円 【委託先】 民間企業	調理が困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。 【対象者】 65歳以上ののみのひとり暮らし、高齢者世帯、障害者等 【利用回数】 週1～2回 【利用者負担】 1食につき 200円 【委託料】 1食につき 500円 【委託先】 大平町社会福祉協議会	■社会福祉協議会が実施 高齢者の給食サービスを実施する。 【対象者】 65歳以上ののみのひとり暮らし、高齢者世帯等 【利用回数】 月2回第2・4木曜日 【利用者負担】 1食につき 100円	在宅のひとり暮らし高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に配食する。 【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者の二人世帯等 【利用回数】 毎週金曜 【利用者負担】 1食につき 300円 【事業実施】 みやこボランティア 町から研修補助金を支出	在宅のひとり暮らし高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に配食する。 【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者の二人世帯等 【利用回数】 毎週金曜 【利用者負担】 1食につき 300円 【事業実施】 みやこボランティア 町から研修補助金を支出	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	紙おむつ交付事業 に関すること	<p>紙おむつを必要とする在宅のねたきり老人等に対し、月額2千円の紙おむつ券を交付し、取扱店で券を利用して購入することにより、助成を行う。</p> <p>【対象者】 ねたきり等の状態が在宅で6か月以上継続しており、要介護3以上の認定を受けている65歳以上の者</p>	<p>介護手当 8,000円の中で実施している。</p>	<p>寝たきり等の65歳以上の在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入費の一部を助成する。(月額3,500円)</p> <p>【対象者】 ねたきり等の状態が在宅で6か月以上継続しており、要介護3以上の認定を受けている65歳以上の者</p>	<p>寝たきり等の65歳以上の在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入費の一部助成とし月3,000円を支給する。</p> <p>【対象者】 介護保険認定調査に基づき、常時使用している者</p>	合併時に再編する。
6	在宅ねたきり老人等介護手当支給事業 に関すること	<p>在宅のねたきり老人又は認知症である老人を常時介護している者に対し、介護手当を支給する。</p> <p>【事業概要】 月額5,000円を年3回支給</p> <p>【対象者】 市内に住所を有する65歳以上のねたきり老人等と同居し、自宅で6か月以上継続して日常生活の介護をしている者</p>	<p>在宅の介護を必要とする者を常時介護している者に対し、介護手当を支給する。</p> <p>【事業概要】 月額8,000円を年2回支給</p> <p>【対象者】 要介護者(要介護4及び5)と同居し、生計を同じくする者で、要介護者の日常生活の介護に当たっている者</p>	<p>6か月以上のねたきり老人又は認知症である老人を在宅で常時介護している者に対し、介護手当を支給する。</p> <p>【事業概要】 月額3,000円を年2回支給</p>	<p>在宅の介護を必要とする者を常時介護している者に対し、要介護手当を支給する。</p> <p>【事業概要】 月額3,000円を年2回支給</p> <p>【対象者】 要介護者(要介護4及び5)と同居し、生計を同じくする者で、要介護者の日常生活の介護に当たっている者</p>	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)償還に関すること 170	地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)の融資償還金の受入、償還状況報告書の提出等を行う。	該当なし	地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)の事務手続きに関して、申請及び連絡調整を行う。	該当なし	藤岡町の例により合併時に統合する。
8	高齢者ふれあい相談員に関すること 33	ひとり暮らし等の高齢者世帯に、相談員による週1回程度の家庭訪問を実施し、安否確認と必要な相談を受ける。 【対象者】 <ul style="list-style-type: none">・70歳以上の独居・70歳以上の高齢者世帯・その他必要な世帯	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。
9	在宅介護支援センター運営事業 44	該当なし	該当なし	該当なし	在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護に必要な各種保健福祉サービスの利用及び適用が円滑に進められるために設置。 【事業内容】 要援護老人等の実態等の把握、相談、指導、保健福祉サービス利用申請手続き等 【運営】 指定管理者 【委託料】 無料	現行のとおりとする。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	生活機能評価健(検)診に関すること	<p>特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため。</p> <p>【対象者】 65歳以上で、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方。後期高齢者医療加入者は個別検診のみ</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集団検診 特定健康診査 (財) 栃木県保健衛生事業団に委託 ②個別健診 特定健康診査、健診ともに同時実施 栃木市医師会と契約 	<p>特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため。</p> <p>【対象者】 65歳以上で、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方。後期高齢者医療加入者は個別検診のみ</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集団検診 特定健康診査 (医) 北斗会 宇都宮東病院に委託 ②個別健診 特定健康診査、健診ともに同時実施 大平町医師会と契約 	<p>特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため。</p> <p>【対象者】 65歳以上で、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方。後期高齢者医療加入者は個別検診のみ</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集団検診 特定健康診査 (財) 栃木県保健衛生事業団・厚生連に委託 ②個別健診 実施なし 	<p>特定高齢者を把握し、要介護状態等になることを予防するため。</p> <p>【対象者】 65歳以上で、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方。後期高齢者医療加入者は個別検診のみ</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集団検診 特定健康診査 (財) 栃木県保健衛生事業団・厚生連に委託 ②個別健診 実施なし 	合併時は現行のとおりとし、平成23年度に再編する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

福祉部会 社会福祉分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	身体障害者用自動車改造費助成に関すること	身体障がい者が、自ら運転する自動車を運転しやすいように改造する費用を助成する。 ① 対象者 身体障害者手帳1級又は2級に該当する上肢下肢又は体幹機能障がいを有する者 所得制限あり。 ② 助成額 上限100,000円	身体障がい者が、自ら運転する自動車を運転しやすいように改造する費用を助成する。 ① 対象者 自らが所有し運転する自動車の制動装置等を改造することにより運転が容易になり、社会参加が見込まれる者 所得制限あり。 ② 助成額 上限100,000円	身体障がい者が、自ら運転する自動車を運転しやすいように改造する費用を助成する。 ① 対象者 自らが所有し運転する自動車の制動装置等を改造することにより運転が容易になり、社会参加が見込まれる者 所得制限あり。 ② 助成額 上限100,000円	身体障がい者が、自ら運転する自動車を運転しやすいように改造する費用を助成する。 ① 対象者 身体障害者手帳1級又は2級に該当する上肢下肢又は体幹機能障がいを有する者 所得制限あり。 ② 助成額 上限100,000円	現行のとおりとする。
	3 2					
2	トータルサポートに関すること	制度を中心とした縦割りの支援から、人を中心据え、「医療」「保健」「福祉」「教育」等、各部門の横断的な調整を図り、現在の課題を総合的に考え、より効果のある支援を行う。また、健診から保育園・幼稚園、小中学校、高校、就労と続くライフステージの別にとらわれない支援環境を整え、生涯にわたり一貫した支援が行える体制作りを行う。 【体制】 福祉トータルサポートセンター 所長 専任職員 6名 トータルサポート専門員 4名	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 5 7					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3 119	地域福祉計画に関すること	<p>【策定内容】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、次世代育成支援対策行動計画4計画の推進に共通する地域福祉の基本理念を掲げるとともに、地域福祉を進める具体的な施策を計画する。</p> <p>【策定年度】 平成22年度（現計画の見直し）</p> <p>【計画期間】 平成23年度から平成28年度</p> <p>【関係団体等】 栃木市社会福祉協議会</p>	未策定	<p>【策定年度】 平成2年に策定したが、見直しはしていない。</p> <p>【関係団体等】 藤岡町社会福祉協議会</p>	未策定	合併後、新市において調整する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB） 福祉部会 児童福祉分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	次世代育成支援対策行動計画に関すること 3 4	急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため、栃木市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定する。	急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため、大平町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定する。	急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため、藤岡町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定する。	急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため、都賀町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定する。	合併後に再編する。
2	民間保育施設整備事業に関すること 3 5	保育所整備基本方針に基づき社会福祉法人が設置運営する児童施設を整備する場合に支援する。 補助額：事業内容により市長が定める額	保育所整備基本方針に基づき社会福祉法人が設置運営する児童施設を整備する場合に支援する。 補助額：事業内容により町長が定める額	保育所整備基本方針に基づき社会福祉法人が設置運営する児童施設を整備する場合に支援する。 補助額：事業内容により町長が定める額	保育所整備基本方針に基づき社会福祉法人が設置運営する児童施設を整備する場合に支援する。 補助額：事業内容により町長が定める額	合併後に再編する。
3	保育所整備基本方針に関すること 3 6	民間活力の活用も視野に入れ、公立と民間の役割分担を明確にしながら保育所整備計画を策定する。	公立保育園の統合計画あり。 民間 2 保育園改築計画あり。	公立保育所の統廃合の計画あり。	該当なし	合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	地域子育て支援センター事業に関すること	0才から6才までの親子の交流の場として、年齢に応じたしつけや遊びの指導を行う。 ・栃木市地域子育て支援センター	0才から6才までの親子の交流の場として、年齢に応じたしつけや遊びの指導を行う。 ・大平町地域子育て支援センター	0才から6才までの親子の交流の場として、年齢に応じたしつけや遊びの指導を行う。 ・藤岡町渡良瀬の里内子育て支援センター	0才から6才までの親子の交流の場として、年齢に応じたしつけや遊びの指導を行う。 ・公立よつば保育園内子育て支援センター	合併時に再編する。
		40				
5	公立保育所に関すること	児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける児童の保育をし、心身の健全な育成を図る。 公立保育所 6か所 定員 ・いまいづみ保育園 100名 ・いりふね保育園 45名 ・おおつか保育園 60名 ・はこのもり保育園 130名 ・そのべ保育園 60名 ・ぬまわだ保育園 80名 給食は、保育所内で調理	児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける児童の保育をし、心身の健全な育成を図る。 公立保育所 4か所 定員 ・西保育所 60名 ・南第1保育所 50名 ・東保育所 40名 ・南第2保育所 35名 給食は、保育所内で調理	児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける児童の保育をし、心身の健全な育成を図る。 公立保育所 4か所 定員 ・三鴨保育所 45名 ・赤麻保育所 45名 ・部屋保育所 60名 ・藤岡保育所 60名 給食は、給食センターで調理	児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける児童の保育をし、心身の健全な育成を図る。 公立保育所 1か所 定員 ・よつば保育園 120名 給食は、保育所内で調理	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		43				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	児童館に関すること	児童館に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。 公設 3か所 ・はこのもり児童センター（直営） ・いまいずみ児童館 ・そのべ児童館（指定管理者に委託） 5 5	地域の児童に「遊び場」を提供し、遊びをとおして児童の健康と体力を増進し、また、情操を豊かにする。 公設 2か所 ・大平町みなみ児童館（直営） ・大平町児童館 (平成21年度より指定管理者に委託)	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	子育て応援企業登録制度に関すること			該当なし	該当なし	
7	6 6		町で提案する基本項目に沿った子育て支援取り組みを実施できる、個人、法人その他団体を町に登録し、広く広報することにより、企業イメージの向上とその姿勢が広く町民に理解されることで、社会全体での子育て意識の醸成を図るもの ・登録期間：3年間	該当なし	該当なし	大平町の例により合併時に統合する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

福祉部会 保健分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
		事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	
1	保健センター建設 に関すること	該当なし	該当なし	○ (仮称) 藤岡町保健センター 【事業概要】 渡良瀬の里に併設して保健 センターを新築し、各種健康 診査、予防接種を行う。 【開設年月日】 平成 23 年 3 月予定 《平成 21 年度》 建設設計業務開始	該当なし	新市に引き継ぐ。
	235					
2	初期救急医療施設 の運営業務に関すること	○栃木地区急患センター 【指定管理者】 栃木市医師会 (1市5町(岩舟町、壬生町を含む)の代表として栃木市が契約) 平成21年度～平成23年度(公募外選定) 【委託業務内容】 休日 午前9時～午後9時(内科・外科) 平日夜間 午後7時～午後10時(内科)	11		現行のとおりと する。	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	救急業務推進事業 (休日外科当番医)に関すること	急患センターで対応している。				現行のとおりとする。
	239					
4	住民健康管理システムに関すること	健康管理システム（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査、健康増進法によるがん検診、予防接種等）の管理を行う。 委託先 TKC	健康管理システム（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査、健康増進法によるがん検診、予防接種等）の管理を行う。 委託先 TKC	健康管理システム（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査、健康増進法によるがん検診、予防接種等）の管理を行う。 委託先 TKC	健康管理システム（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査、健康増進法によるがん検診、予防接種等）の管理を行う。 委託先 TKC	合併時に統合する。
	2					
5	市・町医に関すること	医師に感染症予防、予防接種、健診、公衆衛生に関する業務を委嘱	予防接種、健診を行うため町医を置く。	制度なし	制度なし	合併時に再編する。
	148					
6	新型インフルエンザに関すること	新型インフルエンザの発生、大流行に備え想定される状況を考慮し、健康被害を最小限に抑えるよう対策を講じる。 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・ 対策本部設置、対策行動計画、マニュアルの策定・ 情報収集、住民への周知、広報計画・ 医療従事者用の防護服の備蓄等	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。			
	211					
7	地域医療対策協議会に関すること	栃木地区地域医療対策協議会 ・18名 ・下都賀郡市医師会役員、下都賀歯科医師会会长、栃木県薬剤師会支部長、栃木地区急患センター管理者、二次救急指定病院代表、1市5町首長、県南健康福祉センター所長、栃木地区広域行政事務組合消防本部消防長 ・任期定めなし				現行のとおり存続する。
	10					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

経済部会 商工観光分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	19	○ふるさと雇用再生特別交付金事業 ・雇用継続が見込まれる事業で、求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する。 ・事業期間 平成 21～23 年度 ・総事業費 79,800 千円 ○緊急雇用創出事業 ・離職者に対して、緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する。 ・事業期間 平成 20～23 年度 ・総事業費 58,800 千円	○ふるさと雇用再生特別交付金事業 ・雇用継続が見込まれる事業で、求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する。 ・事業期間 平成 21～23 年度 ・総事業費 54,700 千円 ○緊急雇用創出事業 ・離職者に対して、緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する。 ・事業期間 平成 20～23 年度 ・総事業費 36,200 千円	○ふるさと雇用再生特別交付金事業 ・雇用継続が見込まれる事業で、求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する。 ・事業期間 平成 21～23 年度 ・総事業費 49,100 千円 ○緊急雇用創出事業 ・離職者に対して、緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する。 ・事業期間 平成 20～23 年度 ・総事業費 29,700 千円	○ふるさと雇用再生特別交付金事業 ・雇用継続が見込まれる事業で、求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する。 ・事業期間 平成 21～23 年度 ・総事業費 47,200 千円 ○緊急雇用創出事業 ・離職者に対して、緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する。 ・事業期間 平成 20～23 年度 ・総事業費 27,200 千円	新市において、効果・効率的な事業計画となるよう、合併時に再編する。
		・勤労者、市民の福祉増進と余暇活動充実のための施設 ・多目的ホール、会議室 ・指定管理者に委託	該当なし	該当なし	該当なし	管理運営については、平成 22 年度まで指定管理者に委託しており、現行のとおりとする。
2	24	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、市では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、町では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、町では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、町では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	計量器検査については、現行のとおりとする。
		○計量器検査 ・県が検査主体であるが、市では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、町では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、町では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	○計量器検査 ・県が検査主体であるが、町では事前調査、会場手配、受付等を行う。 ・2 年に 1 回実施され、次回は平成 21 年度	計量器検査については、現行のとおりとする。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	産学連携に関すること 4 7	産学官の連携組織である「蔵の街トライアングルネットワーク」の活動推進	「大学コンソーシアムとちぎ産学官連携サテライトオフィス事業委員会」と町及び商工会とで産学官連携の友好協力協定を締結	該当なし	中小企業が行う高等教育機関等との連携による新製品の開発等に関する共同研究開発事業に対し補助金を交付	各市町で独自の取り組みを行つており、合併後に再編する。
5	倭町駐車場の管理運営に関すること 5 4	・観光客の利便性と道路交通の円滑化を図るための施設 ・指定管理者による管理運営	該当なし	該当なし	該当なし	独自の施設であり、管理運営については平成23年度まで指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
6	観光パンフレット作成に関すること 6 4	・総合パンフレット ・蔵の街ウォーキングマップ ・太平山観光パンフレット ・星野・出流観光パンフレット	・おおひらおでかけガイド ・大平町ハイキングマップ	・藤岡町観光ガイド	・つが彩発見（総合観光パンフレット）	地域ごとのパンフレットは現行のとおりとし、合併後に新市の総合パンフレットを作成する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	とちぎ蔵の街観光館の管理運営業務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産品及び伝統工芸品を展示し、郷土の文化及び伝統を後世に伝え、商工業及び観光事業の振興を図るための施設 ・指定管理者による管理運営 	該当なし	該当なし	該当なし	独自の施設であり、管理運営については平成23年度まで指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	65					
8	とちぎ山車会館の管理運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・人形山車や人形山車に関する資料を収集、保管、展示し、郷土の文化及び伝統を後世に伝えるとともに観光振興を図るための施設 ・指定管理者による管理運営 	該当なし	該当なし	該当なし	独自の施設であり、管理運営については平成23年度まで指定管理者を指定しているため、現行のとおりとする。
	66					
9	まちづくり融資に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的町並み景観形成資金 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み景観形成地区内で景観形成補助金を受けた者に対する融資 ○栃木駅周辺まちづくり資金 <ul style="list-style-type: none"> ・栃木駅周辺土地区画整理事業施行地区内で修景基準に基づく建物の新改築に対する融資 ※融資限度額 30,000千円 	該当なし	該当なし	該当なし	歴史的町並み景観形成資金は、独自の融資制度であり、現行のとおりとする。 栃木駅周辺まちづくり資金は、エリアの拡大を検討する必要があるため、合併後に栃木市の例により統合する。
	73					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	企業誘致に関すること 8 7	市外から優良企業を誘致し、雇用の拡大及び地域の振興を図る。	町外から優良企業を誘致し、雇用の拡大及び地域の振興を図る。	町外から優良企業を誘致し、雇用の拡大及び地域の振興を図る。	町外から優良企業を誘致し、雇用の拡大及び地域の振興を図る。	4市町で同様の事務のため、現行のとおりとする。
11	企業誘致報奨制度に関すること 8 9	工場等の新設・移転を検討している企業に関する情報提供、誘致交渉の仲介等を行う宅地建物取引業者に対して報奨金を支払う。 ・工場等の新設に係る投下固定資産評価額の1/100 上限3,000万円	該当なし	該当なし	該当なし	企業誘致推進のための新たな仕組みを検討し、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	かかしの里管理に関すること	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・町観光事業の健全なる発展、魅力あるふるさとづくりの推進及び地域産業の振興を図るための観光拠点施設 ・直営施設 	該当なし	該当なし	独自の施設であり、現行のとおりとする。
	9 3					
13	まちづくり交流センターに関すること	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり交流センター（プラットおおひら） ・中心市街地に賑わいと活力を創出するためのまちづくりの拠点施設 ・指定管理者 町商工会 	該当なし	該当なし	独自の施設であるため、現行のとおりとする。
	9 5					
14	ふるさとセンター（つがの里）の管理運営業務に関すること	該当なし	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・快適で潤いのあるまちづくりのための地域の拠点となる施設 ・直営施設 	独自の施設であり、現行のとおりとする。
	10 7					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

経済部会 農林分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	出流ふれあいの森に関すること	指定管理者のみかも森林組合に運営管理を委託し、各施設の協定範囲外の維持管理を行う。 ・研修室、コテージ、オートキャンプ場、一般キャンプ場、バーベキュー場	該当なし	該当なし	該当なし	独自の施設のため、現行のとおり新市に引継ぐ。
	161					
2	道の駅に関すること	該当なし	該当なし	道の駅を良好な状態に管理し、各施設の効率的な運営を行う。 ・農産物直売所、地域食材供給施設等	該当なし	独自の施設のため、現行のとおり新市に引継ぐ。
	214					
3	優良農業経営者表彰事業に関すること	該当なし	該当なし	該当なし	農業において、創意工夫を実践され他の模範となる者、省力化・合理化等の経営改善に積極的に取組みを行なう者を町長が表彰し、農業者の意識の高揚を図るとともに、広く町民にその重要性を周知し、農業の振興に資する。	新市において他の表彰規定と調整のうえ、合併後に再編する。
	217					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

経済部会 農業委員会分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	標準小作料改定に關すること	標準小作料額の決定及び改定作業を行う。3年毎に改定を行う。 10haあたり 田(土地改良済) 13,000円 田(同 未済) 10,000円 畑(土地改良済) 7,000円 畑(同 未済) 6,000円 平成 19 年度改定	標準小作料額の決定及び改定作業を行う。3年毎に改定を行う。 10haあたり 田 16,000円 畑 7,000円 平成 20 年度改定	標準小作料額の決定及び改定作業を行う。3年毎に改定を行う。 10haあたり 田(A) 13,000円 田(B) 11,000円 畑 5,000円 平成 19 年度改定	標準小作料額の決定及び改定作業を行う。3年毎に改定を行う。 10haあたり 上田 14,000円 中田 10,000円 下田 6,000円 畑 5,000円 平成 19 年度改定	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
2	農政対策連絡協議会に關すること	農業関係団体と連絡協調を図りながら、農業者の立場を代表し農政活動を行い、農業者の地位の向上に寄与する。	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	47					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

建設部会 都市整備分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	道路改良事業(用地・補償)に関すること	現道の拡幅や線形改良等を行う事業である。	現道の拡幅や線形改良等の建設を行う事業である。	現道の拡幅や線形改良等の建設を行う事業である。	現道の拡幅や線形改良、側溝整備、舗装打替（大規模）の建設を行う事業である。	継続事業及び整備予定の路線については、合併時は現行のとおり業務を進め、新たに整備の計画をする路線については、地域の実情や現場条件等を考慮して、用地取得方法等を合併後に再編する。
	【内容】 ①国庫補助事業 (交付金事業を含む) ②市単独道路改良事業 ※幅員 6 m以上については、 用地は買収、物件は補償	【内容】 ①国庫補助事業 (交付金事業を含む) ②町単独道路改良事業 ※幅員 4 m以上については、 用地は買収、物件は補償	【内容】 ①町単独道路改良事業 ※幅員 4 m以上については、 用地は買収、物件は補償	【内容】 ①国庫補助事業 (交付金事業を含む) ②町単独道路改良事業 ※幅員 4 m以上については、 用地は買収、物件は補償	【内容】 ①国庫補助事業 (交付金事業を含む) ②町単独道路改良事業 ※幅員 4 m以上については、 用地は買収、物件は補償	
1 6						

No.	事務事業名	現 況					調整内容	
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町		
2	道路整備計画に 関すること	優先順位の設定によ り、合理的な道路整備を 推進する。 【概要】 平成19年度に策定 した道路整備計画に基 づき、道路整備事業を進 めている。 平成23年度に見直 し予定 ※幹線道路と生活道路 の整備基準 ※市道整備プログラム に基づき、評価点数上位 路線から順次整備を進 めている。	優先順位の設定より、 合理的な道路整備を推 進する。 【概要】 町振興計画に基づき 道路整備事業を進めて いるが、生活道路に関し ては生活道路マニュア ル（平成18年度策定） により、整備を進めてい る。 ※生活道路整備マニュ アルに基づき、各路線を 点数化し、次年度の新規 路線の整備計画を進め ている。4～5年後に見 直し予定	優先順位の設定によ り、合理的な道路整備を 推進する。 【概要】 町振興計画に基づき、 道路整備事業を進め ている。	優先順位の設定によ り、合理的な道路整備を 推進する。 【概要】 町振興計画に基づき、 道路整備事業を進め ている。	優先順位の設定によ り、合理的な道路整備を 推進する。 【概要】 町振興計画に基づき、 道路整備事業を進め ている。	優先順位の設定によ り、合理的な道路整備を 推進する。 【概要】 町振興計画に基づき、 道路整備事業を進め ている。	道路整備計画に關 することについて は、合併後に再編 する。
	46							

No.	事務事業名	現 況				調整内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1 6	市町道認定・変更・廃止に関すること	【市道認定の手順】 ① 地元及び関係機関等からの要望等 ② 現地確認 ③ 土地の権原の確認 ④ 市道認定基準に照らし審査 ⑤ 議会に議案上程 ⑥ 議会の議決後、告示	【町道認定の手順】 ① 町の政策、地元及び関係機関等からの要望 ② 現地確認 ③ 土地の権原の確認 ④ 議会に議案上程 ⑤ 議会の議決後、告示	【町道認定の手順】 ① 地元及び関係機関等からの要望等 ② 現地確認 ③ 土地の権原の確認 ④ 議会に議案上程 ⑤ 議会の議決後、告示	【町道認定の手順】 ① 地元及び関係機関等からの要望等 ② 現地確認 ③ 土地の権原の確認 ④ 議会に議案上程 ⑤ 議会の議決後、告示	合併時に新市の市道を認定し再編する。
		【市道廃止の手順】 ① 関係機関等からの協議等 ② 廃止の必要性検討 ③ 議会に議案上程 ④ 議会の議決後、告示	【町道廃止の手順】 ① 関係機関等からの協議等 ② 廃止の必要性検討 ③ 議会に議案上程 ④ 議会の議決後、告示	【町道廃止の手順】 ① 関係機関等からの協議等 ② 廃止の必要性検討 ③ 議会に議案上程 ④ 議会の議決後、告示	【町道廃止の手順】 ① 関係機関等からの協議等 ② 廃止の必要性検討 ③ 議会に議案上程 ④ 議会の議決後、告示	
		【市道の概要】 平成19年4月1日現在 ① 路線数 1386路線 ② 実延長 約620km	【町道の概要】 平成19年4月1日現在 ① 路線数 553路線 ② 実延長 約305km	【町道の概要】 平成20年4月1日現在 ① 路線数 877路線 ② 実延長 約336km	【町道の概要】 平成19年4月1日現在 ① 路線数 671路線 ② 実延長 約244km	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2 41	運動公園の管理運営に関すること	<p>【目的】 栃木市総合運動公園の管理運営</p> <p>【内容】 栃木市総合運動公園は、運動施設を含め都市公園として道路管理課で所管している。 管理運営については指定管理者制度を導入している。</p> <p>【概要】 ・指定管理者について 募集方法 公募 指定期間 平成21年4月1日 ～平成26年3月31日 選定方式 プロポーザル方式、選定委員会及び選定会議により候補者を決定</p> <p>【経費】 指定管理料 約808,500千円（5年間） (約161,700千円／年)</p>	<p>【目的】 大平町運動公園の管理運営</p> <p>【内容】 大平町運動公園については、都市計画課にて維持管理をしている。清掃、草刈り、植栽の剪定等が主な作業内容だが、シルバーハウスセンターに業務を委託している。 運営については、教育委員会が行っている。</p>	<p>【目的】 渡良瀬運動公園の管理運営</p> <p>【内容】 渡良瀬運動公園の管理運営については、現在、教育委員会（生涯学習課）で行っている。</p>	<p>【目的】 都賀町市民運動場・都賀町総合運動場・つがスポーツ公園の管理運営</p> <p>【内容】 平成21年度からは、スポーツ公園全てを教育委員会で管理運営する。</p>	個別の施設管理運営であるため、実情に合わせ、合併時は現行のとおりとし、合併後に管理運営の所管等について検討する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3 43	公園等維持管理 に関すること	<p>【目的】 公園等の安全管理及び機能維持の 為の管理及び維持補修を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①公園清掃等 公園内及び施設の清掃、ゴミ拾い (直営で実施)</p> <p>②樹木管理 公園内樹木の育成管理、除草、下 草刈り払い、伐採、剪定、施肥、病 害虫防除、薬剤散布等 (直営及び業者委託)</p> <p>③公園施設の維持管理 公園施設の点検、補修、注油等 (直営及び業者委託)</p> <p>※ 直営については技能労務職員 9 名が従事</p> <p>管理公園数 105公園</p>	<p>【目的】 公園等の安全管理及び機能維持の 為の管理及び維持補修を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①公園清掃等 公園内及び施設の清掃、除草、下 草刈り払い (地元自治会等に委託等)</p> <p>②樹木管理 公園内樹木の育成管理、病害虫防 除・駆除のための伐採、剪定、施肥、 薬剤散布等 (業者委託)</p> <p>③公園施設の維持管理 公園施設の点検、補修、注油等 (業 者委託)</p> <p>管理公園数 64公園</p>	<p>【目的】 公園等の安全管理及び機能維持の ため管理及び維持補修を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①公園清掃等 公園内及び施設の清掃、除草、下 草刈り払い (地元自治会等に委託等)</p> <p>②樹木管理 公園内樹木の育成管理、病害虫防 除・駆除のための伐採、剪定、施肥、 薬剤散布等 (業者委託)</p> <p>③公園施設の維持管理 公園施設の点検、補修、注油等 (業 者委託)</p> <p>管理公園数 24公園</p>	<p>【目的】 公園等の安全管理及び機能維持の ため管理及び維持補修を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①公園清掃等 公園内及び施設の清掃、除草、下 草刈り払い (地元自治会等に委託とシ ルバー委託)</p> <p>②樹木管理 公園内樹木の育成管理、病害虫防 除・駆除のための伐採、剪定、施肥、 薬剤散布等 (業者委託)</p> <p>③公園施設の維持管理 公園施設の点検、補修、注油等 (業 者委託)</p> <p>管理公園数 6公園</p>	各市町の委託形態 に差異があるため、実情に合わせ、 合併時は現行のとおりとし、合併後に 再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4 58	緑の基本計画の推進に関すること	<p>【目的】 栃木市緑の基本計画に基づき、緑の保全、緑化推進を効率的、効果的に推進していく。</p> <p>【内容】 緑の基本計画（H16年度策定）を効率的、効果的に推進するため、官民協働による推進組織として緑の基本計画推進会議を設置（H20年度）し、具体的な推進事項を検討する。</p> <p>【概要】 推進会議の開催 年2回程度 任期 3年 委員 28名</p>	未策定	未策定	<p>【目的】 都賀町緑の基本計画を効率的、効果的に推進していく。 (平成10年度策定)</p>	合併後に新市の緑の基本計画を再編する。ただし、策定済の緑の基本計画については、新たな計画策定時まで存続する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	袋小路整備に關すること	【内容】 袋小路の整備工事の申請があった場合、直営にて防塵処理を実施する。	【内容】 袋小路の整備工事の申請があった場合、パッチング・砂利敷を実施する。	【内容】 今までの整備実績はないが、申請があった場合は公共性を検討し対応する。	【内容】 袋小路の整備工事の要望があった場合、現地を調査し可能なものについて、整備を実施する。	各市町の整備基準に差異があるため、栃木市の例により合併時に再編する。
	6 8	【整備基準】 利用する戸数が2戸以上及び道路幅員が1.80m以上の生活道路で路面舗装は、防塵処理程度とする。	【整備基準】 利用する戸数：5戸以上 幅員：4.0m以上	【整備基準】 なし	【整備基準】 利用する戸数：5戸以上 幅員：4m以上	
6	道普請に關すること	【目的】 市が材料を支給し、地元にて施工する方法により、道路整備等を市民協働で実施する。	制度なし	制度なし	制度なし	栃木市のみ実施しているため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 9					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	74 桜のオーナーに 関すること	<p>【目的】 環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による桜のあるまちづくりを推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①募集本数 30本 ②応募資格 個人、企業、団体等(市外可) ③費用 桜1本につき 30千円の寄附 ④その他 銘板の設置 桜の所有権は市に帰属 	制度なし	<p>【目的】 桜を守り育てる里親制度により、町民参加のボランティアによる自然環境に対する意識の高揚を図り、桜を活かしたまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①募集本数 23本 ②応募資格 個人 ③費用 桜1本につき 20千円の寄附 ④その他 銘板の設置 桜の所有権は町に帰属 	制度なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

建設部会 建築分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況				調整内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	市（町）営住宅等の用地に関すること 7	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅用地の管理 市営住宅土地賃貸借契約締結 占用許可、占用料の収納事務 県営住宅転貸に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅・小集落改良住宅用地の管理 町営住宅・小集落改良住宅用地土地賃貸借契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅用地の管理 	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
2	高齢者向け優良賃貸住宅に関すること 15	・現在栃木市内には高齢者向け優良賃貸住宅の整備はされてないが、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進のため、市は、PR等に努める必要がある。	・高齢者向け優良賃貸住宅の整備に向けて検討中	該当なし	該当なし	栃木市において、平成21年度に実施要綱を整備し、新市において全体に適用する。また、大平町で建設を計画している高齢者向け優良賃貸住宅については、新市に引き継ぐ。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	地方公営企業会計に 関すること	・地方公営企業会計法のもと水道事業 会計規程に基づき事務を遂行	・地方公営企業会計法のもと水道事業 会計規程に基づき事務を遂行	・地方公営企業会計法のもと水道事業 会計規程に基づき事務を遂行	・地方公営企業会計法のもと水道事業 会計規程に基づき事務を遂行	合併時に再編する。
	8					
2	企業会計システムに 関すること	・伝票、日計、支払、月次、予算、決 算処理 ・TKCシステム利用	・伝票、日計、支払、月次、予算、決 算処理 ・KCSシステム利用 ・コンビニ収納実施	・伝票、日計、支払、月次、予算、決 算処理 ・両毛システムズ利用 ・コンビニ収納実施	・伝票、日計、支払、月次、予算、決 算処理 ・TKCシステム利用 ・コンビニ収納実施	合併時にコンビニ収 納は再編し、シス テム関係は合併後に再 編する。
	9					
3	会計・企業債・工事 に関すること (収入・支出の審査)	・収入、支出、伝票、現金・預金、工 事契約、支払の確認、審査、企業債 台帳照合	・収入、支出、伝票、現金・預金、工 事契約、支払の確認、審査、企業債 台帳照合	・収入、支出、伝票、現金・預金、工 事契約、支払の確認、審査、企業債 台帳照合	・収入、支出、伝票、現金・預金、工 事契約、支払の確認、審査、企業債 台帳照合	合併時に事務手順等 は再編し、システム に組み込まれている 台帳等は合併後に再 編する。
	10					
4	水道料金システムに 関すること	・口座振替 農協、銀行25日、信金 28日、再振替日翌月20日 ・料金、貯蔵品管理、起債管理、固定 資産管理はTKCシステム利用	・口座振替 檢針日の翌月25日、再 振替日翌月10日 ・料金、起債管理、固定資産管理はK CSシステム利用	・口座振替 標準25日、再振替日翌 月25日 ・料金、貯蔵品管理、起債管理、固定 資産管理は両毛システムズ利用	・口座振替 月末、再振替日翌月月末 ・料金、起債管理、固定資産管理はT KCシステム利用	合併時は現行のとお りとし、合併後5年 を目途に再編する。
	74					
5	予算・決算に関する こと	・予算編成時期 10月上旬 ・予算要求提出 11月上旬 ・予算内示 1月上旬 ・予算資料印刷 1月下旬 ・決算書、資料 4月上旬 ・印刷 7月上旬 ・議会認定 9月議会	・予算編成時期 11月上旬 ・予算要求提出 12月上旬 ・予算内示 1月上旬 ・町長査定 1月上旬 ・予算資料印刷 2月下旬 ・決算書、資料 4月上旬 ・印刷 8月中旬 ・議会認定 9月議会	・予算編成時期 11月上旬 ・予算要求提出 11月上旬 ・予算内示 1月下旬 ・予算資料印刷 1月下旬 ・決算書、資料 4月上旬 ・印刷 7月上旬 ・議会認定 9月議会	・予算編成時期 11月上旬 ・予算要求提出 12月上旬 ・予算内示 1月上旬 ・予算資料印刷 1月上旬 ・決算書、資料 4月上旬 ・印刷 8月上旬 ・議会認定 9月議会	合併時に再編する。
	13					
6	予算の実施計画及び 資金計画その他の財 政計画に関すること	・事務事業評価に基づき、翌年度、翌々 年度の予算実施方針作成と資金、財 政計画作成	・振興計画に基づき、翌年度翌々年度 の予算実施方針作成と資金、財政計 画作成	・振興計画に基づき、翌年度、翌々年 度の予算実施方針作成と資金、財政 計画作成	・振興計画に基づき、次年度の予算実 施方針作成と資金計画作成	合併時に市長部局の 方針に合せる。
	48					

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
7	14	現金及び有価証券の出納及び保管並びに資金の運用について	収納事務 ・料金等納付された現金(小切手)は収納金引換票とともに日計口座に入金 ・出納、納入金融機関が収納した現金は出納取扱金融機関を経由し日計口座に入金 ・収納金の消し込み ・現金受払日計表と預金口座の残高照合 支払事務 ・支払伝票作成、支払日の1営業前日までに送付、納入通知書を支払日3日前送付、支払合計金額の小切手により出金	収納事務 ・料金等納付された現金(小切手)は窓口収納集計表とともに日計口座に入金 ・出納、納入金融機関が収納した現金は出納取扱金融機関を経由し日計口座に入金 ・収納金の消し込み ・出納日計表と預金口座の残高照合 支払事務 ・支払伝票作成、口座振込分、納付書は振込依頼書と小切手を営業前日までに送付	収納事務 ・料金等納付された現金(小切手)は収納金引換表とともに日計口座に入金 ・出納、納入金融機関が収納した現金は出納取扱金融機関を経由し日計口座に入金 ・収納金の消し込み ・現金受払日計表と預金口座の残高照合 支払事務 ・支払伝票作成、口座振込分、納付書は振込依頼書を支払日2日前支払合計金額の小切手を指定金融機関に送付	収納事務 ・料金等納付された現金(小切手)は収納金引換表とともに日計口座に入金 ・出納、納入金融機関が収納した現金は出納取扱金融機関を経由し日計口座に入金 ・収納金の消し込み ・現金受払日計表と預金口座の残高照合 支払事務 ・支払伝票作成、口座振込分、納付書は振込依頼書を支払日2日前支払合計金額の小切手を指定金融機関に送付	合併時に再編する。
		預かり有価証券 ・預かり有価証券、担保金の受け入れ預り証交付、還付預り証返付、保管		預かり有価証券 ・預かり有価証券、担保金の受け入れ預り証交付、還付預り証返付、保管		預かり有価証券 ・預かり有価証券、担保金の受け入れ預り証交付、還付預り証返付、保管	
		現金出納検査資料 ・毎月末出納検査資料作成	現金出納検査資料 ・毎月末出納検査資料作成	現金出納検査資料 ・毎月末出納検査資料作成	現金出納検査資料 ・毎月末出納検査資料作成		

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
8 16	出納及び収納取扱金融機関について	<p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納・収納取扱金融機関の締結 ・口座振替水道料金収納事務 <p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替収納事務覚書締結 <p>担保保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 登録社債担保権登録済証(100万円) <p>収納手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払 年2回 9月、3月 ゆうちょ銀行口座振替分毎月 1件10円(税抜) 一般納付1件 4円(税抜) <p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 (株)足利銀行 栃木支店 ・収納取扱金融機関 (株)足利銀行 本・支店 (栃木支店除く) (株)みずほ銀行本・支店 (株)群馬銀行本・支店 (株)栃木銀行本・支店 栃木信用金庫本・支店 足利小山信用金庫本・支店 下野農業協同組合本・支店 中央労働金庫本・支店 ゆうちょ銀行 	<p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納・収納取扱金融機関の締結 ・口座振替水道料金収納事務 <p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替収納事務覚書締結 <p>担保保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 担保預金 (100万円) <p>収納手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払 年2回 9月、3月 ゆうちょ銀行口座振替分毎月 1件10円(税抜) 一般納付 1件10円(税抜) <p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 下野農業協同組合大平支店 ・収納取扱金融機関 (株)足利銀行 本・支店 (株)みずほ銀行 本・支店 (株)群馬銀行 本・支店 (株)栃木銀行 本・支店 栃木信用金庫 本・支店 下野農業協同組合本・支店 中央労働金庫 本・支店 ゆうちょ銀行 (口座振替のみ) 	<p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納・収納取扱金融機関の締結 ・口座振替水道料金収納事務 <p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替収納事務覚書締結 <p>担保保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 登録社債担保権登録済証(30万円) <p>収納手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払 年2回 9月、3月 ゆうちょ銀行口座振替分毎月 1件10円(税抜) 一般納付 1件5円(税抜) <p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 (株)足利銀行 藤岡支店 ・収納取扱金融機関 (株)足利銀行 本・支店 (株)みずほ銀行本・支店 (株)群馬銀行本・支店 (株)栃木銀行本・支店 栃木信用金庫本・支店 佐野信用金庫本・支店 下野農業協同組合本・支店 ゆうちょ銀行 (口座振替のみ) 	<p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納・収納取扱金融機関の締結 ・口座振替水道料金収納事務 <p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替収納事務覚書締結 <p>担保保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 登録社債担保権登録済証(20万円) <p>収納手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払 年2回 10月、3月 ゆうちょ銀行口座振替 1件10円(税込) <p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納取扱金融機関 (株)足利銀行 都賀支店 ・収納取扱金融機関 (株)足利銀行 本・支店 (都賀支店除く) (株)みずほ銀行本・支店 (株)群馬銀行本・支店 (株)栃木銀行本・支店 栃木信用金庫本・支店 鹿沼相互信用金庫金崎支店 下野農業協同組合本・支店 ゆうちょ銀行 	出納及び収納取扱金融機関については、地方公営企業法施行令第22条の4に基づき、合併時に(株)足利銀行を総括出納取扱金融機関とし、大平町の出納取扱金融機関下野農業協同組合は存続し、収納取扱金融機関については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に統一する。なお、収納手数料等については、一般会計との収納手数料に整合を図るものとする。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	水道施設の新設・改良・更新計画に関すること	・資金計画、経営計画に基づき施設の新設・改良・更新計画を実施に向け検討	・資金計画、経営計画に基づき施設の新設・改良・更新計画を実施に向け検討	・資金計画、経営計画に基づき施設の新設・改良・更新計画を実施に向け検討	・資金計画、経営計画に基づき施設の新設・改良・更新計画を実施に向け検討 (H20水道ビジョン、認可変更申請作成)	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	18					
10	事業認可の内容、調整に関すること	第3次拡張事業 H14年度～H22年度 計画事業費 59.6億円 計画人口 8万人 計画給水面積 73.33km ² 日最大給水量 38,000m ³ (H21事業変更認可及び簡易水道事業認可予定)	第9次拡張事業 H16年度～H24年度 計画事業費 7.5億円 計画人口 3.04万人 計画給水面積 38.94km ² 日最大給水量 16,600m ³ (H21 榎本簡易水道事業を統合予定)	第4次拡張事業 H14年度～H27年度 計画事業費 29.61億円 計画人口 2.1万人 計画給水面積 31.89km ² 日最大給水量 10,000m ³	都賀町水道事業更新事業 H16年度～H22年度 事業費 5.77億円 都賀町第2浄配水場建設事業 H17年度～H22年度 事業費 6.24億円	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	20					
11	企業管理者の規程及び制定及び改廃に関すること	・起案は水道課で行う。 ・例規審査委員会で内容確認 ・庁議で内容審査 ・議会の議決、規則は庁議後市長の決裁 ・例規集整理は総務課で行う。	・起案は水道課で行う。 ・例規審査会で内容審査 ・課長会議で内容審査 ・議会の議決、規則は町長の決裁 ・例規集整理は総務課で行う。 ・例規集の追録・加除は業者委託	・起案は上下水道課で行う。 ・法令審議会で内容確認 ・庁議で内容審査 ・議会の議決、規則は庁議後町長の決裁 ・例規集整理は総務企画課で行う。	・起案は水道課で行う。 ・法令審議会で内容確認 ・庁議で内容審査 ・議会の議決、規則は庁議後町長の決裁 ・例規集整理は総務課で行う。 ・起案は各担当課で行う。 ・例規集の追録・加除は業者委託	新市の市長部局に合わせるものとする。
	27					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	告示及び訓令に関すること	制定、改廃は市民に公開 ・市庁舎前掲示板 ・公示は市長決裁後、種類、番号、交付年月日記入し告示 水道事業管理者が定める規定は管理者が署名	制定、改廃は町民に公開 ・役場前掲示板 ・西公民館前掲示板 ・公示は町長決裁後、種類、番号、交付年月日記入し告示 ・東地区農村センター前掲示板 ・南公民館前掲示板	制定、改廃は町民に公開 ・町庁舎前掲示板 ・公示は町長決裁後、種類、番号、交付年月日記入し告示	制定、改廃は町民に公開 ・役場前掲示板・赤津支所掲示板種類、番号、交付年月日記入し町長が署名水道事業管理者が定める規定は管理者が署名	新市の市長部局に合わせるものとする。
		28				
13	検針に関すること	目的 ・徴収業務委託業者が検針を行う。(東部地区を偶数月、西部地区を奇数月に検針) ・検針結果を審査、問題がある場合各種調査 ・調定、認定変更事務処理	目的 ・徴収業務委託業者と検針委託者が検針を行う。(偶数月検針地区、奇数月検針地区) ・検針結果を審査、問題がある場合各種調査 ・調査結果に誤りがあるときは修正	目的 ・メーター検針委託業者が検針を行う。(毎月検針) ・検針結果を審査、問題がある場合各種調査 ・調定、認定変更事務処理	目的 ・メーター検針委託業者が検針を行う。(地区交互検針) ・検針結果を審査、問題がある場合各種調査 ・調定、認定変更事務処理	検針については、市町に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		事務手順 ・ハンディターミナルで検針し、データを読み込む ・データで問題が出たときは、エラーデータチェックに基づいて検針員と読み合わせ ・問題のあるものについては委託業者の担当が再検針完了後検針集計書類作成 ・料金計算	事務手順 ・ハンディターミナルで検針し、データを読み込む ・データで問題が出たときは、エラーデータチェックにより委託業者に調査依頼 ・問題のあるものについては委託業者の担当が再検針 ・問題のあるものについてはメーター検針委託業者の担当が再検針完了後検針集計書類作成 ・料金計算 ・料金計算	事務手順 ・ハンディターミナルで検針し、データを読み込む ・データで問題が出たときは、エラーデータチェックによりみつける ・問題のあるものについてはメーター検針委託業者の担当が再検針完了後検針集計書類作成 ・料金計算 ・地区交互検針		

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
14	寄附財産(私有管)調査・受付に関すること 9 4	給水装置工事の設計及び開発行為の際、75 mm以上を配水管、50 mm以下を給水管とし維持管理上必要と認められる場合寄附の指導 寄附については、配水管布設承認申請書提出後、受付・審査を行う。	給水装置工事の設計及び開発行為の際、75 mm以上を配水管、50 mm以下を給水管とし維持管理上必要と認められる場合寄附の指導 寄附については、配水管布設承認申請書提出後、受付・審査を行う。	開発行為の際、協議の中で維持管理上必要と認められる場合寄附の指導 寄附については、寄附申出書による。	20 mm以上で維持管理上必要と認められる場合寄附の指導 寄附については、寄附申出書による水道施設用地は、無償で寄附するものとする。	指導及び寄附の取扱いについては、共同給水管・開発行為等に市町間の差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
15	企業債、補助金の申請に関すること 1 1	企業債、補助金 ・企業債は70件、拡張事業のみ 4,342,738,209円 ・県補助金 849,000円 (市町村総合交付金)	企業債、補助金 ・企業債は 56 件 2,052,537,641円 ・県補助金 648,000円 (市町村総合交付金中水道事業補助金)	企業債、補助金 ・企業債は 1,680,272,450円 ・国庫補助金 H12 から老朽管更新事業	企業債、補助金 ・企業債は 1,078,369,000円 ・一般会計から補助金 40,000,000円	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
16	水道施設の拡張工事及び配水管整備事業の計画、設計、施工、監督に関すること 1 0 5	拡張事業 ・拡張工事の計画 配水管、施設の設計・施工・監督 ・上水道整備事業 老朽管更新事業 他事業に伴う配水管復旧・移設工事（下水道、県事業、区画整理等） ・設計・施工・監督業務	拡張事業 ・拡張工事の計画 配水管、施設の設計・施工・監督 ・上水道整備事業 老朽管更新事業 他事業に伴う配水管復旧・移設工事（下水道、県事業、区画整理等） ・設計・施工・監督業務	拡張事業 ・拡張工事の計画 配水管、施設の設計・施工・監督 ・上水道整備事業 老朽管更新事業 他事業に伴う配水管復旧・移設工事（下水道、道路改良等） ・設計・施工・監督業務	拡張事業完了	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、設計、施工、監督及び事務処理等の取扱いについては、合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	配水施設工事の起工及び精算に関すること	工事の起工 ・設計完了後に管理者の決裁を受け、契約検査課に入札依頼し、決定業者と契約随意契約は、見積微収業者を管理者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 工事の精算 ・工事竣工後関係書類を契約検査課に提出し検査を受け、検査証明書等関係書類を添付し、審査のうえ支払負担金等の請求は、管理者の決裁を受け、調定後請求書と納付書を相手方に送付 工事精算書の作成 ・年度末に固定資産取得一覧を作成し担当に引継ぐ	工事の起工 ・設計完了後に町長の決裁を受け、業務管理係と管財課で入札、決定業者と契約随意契約は、見積微収業者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 工事の精算 ・工事竣工後、財政管理課で検査する。負担金等の請求は、調定後請求書と納付書を相手方に送付	工事の起工 ・設計完了後に町長の決裁を受け、財政管理課で入札、決定業者と契約随意契約は、見積微収業者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 工事の精算 ・工事竣工後、財政管理課で検査する。負担金等の請求は、調定後請求書と納付書を相手方に送付	工事の起工 ・設計完了後に管理者の決裁を受け、総務課で入札、決定業者と契約随意契約は、見積微収業者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 工事の精算 ・工事竣工後関係書類を添付し、業務係で検査する。負担金等の請求は、調定後請求書と納付書を相手方に送付	合併時に再編する。
18	配水管整備事業の計画、設計、施工及び監督に関すること	・計画、設計、施工、監督業務	・計画、設計、施工、監督業務	・計画、設計、施工、監督業務	・計画、設計、施工、監督業務	計画について は、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、設計、施工及び監督業務については、合併時に再編する。
	110					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
19	浄水施設の工事の起工及び精算に関すること	<p>工事の起工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計完了後に管理者の決裁を受け、契約検査課に入札依頼し、決定業者と契約。随意契約は、見積微収業者を管理者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 <p>工事の精算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事竣工後関係書類を契約検査課に提出し検査を受け、検査証明書等関係書類を添付し、審査のうえ支払負担金等の請求は、管理者の決裁を受け、調定後請求書と納付書を相手方に送付 <p>工事精算書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に固定資産取得一覧を作成し担当に引継ぐ。 	<p>工事の起工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計完了後に町長の決裁を受け、業務管理係と管財課で入札、決定業者と契約。随意契約は、見積微収業者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 <p>工事の精算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事竣工後関係書類を添付し、施設係、管財課で検査、負担金等の請求は、調定後請求書と納付書を相手方に送付 	<p>工事の起工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計完了後に町長の決裁を受け、財政管理課で入札、決定業者と契約。随意契約は、見積微収業者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 <p>工事の精算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事竣工後、財政管理課で検査負担金等の請求は、調定後請求書と納付書を相手方に送付 	<p>工事の起工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計完了後に管理者の決裁を受け、総務課で入札、決定業者と契約。随意契約は、見積微収業者の決裁を受け、見積微収後、決定業者と契約 <p>工事の精算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事竣工後関係書類を添付し、業務係で検査、負担金等の請求は、調定後請求書と納付書を相手方に送付 	合併時に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	浄水施設整備事業の 計画、設計、施工及 び監督関すること 138	・計画、設計、施工、監督業務	・計画、設計、施工、監督業務	・計画、設計、施工、監督業務	浄水施設等整備事業 ・平成20年度 第2浄配水場建設 第5水源整備	計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、設計、施工及び監督業務については、合併時に再編する。
21	企業債、補助事業の 設計・施工管理に関 すること 161	・計画・設計・施工・監督業務 ・企業債は拡張事業のみ	・工事の計画立案 ・浄水場の建設 ・配水管、施設設計、施工、監督業務、 補助金申請 ・企業債	・工事の計画立案 ・配水管、施設設計、施工、監督業務、 補助金申請 ・企業債	・工事の計画立案 ・浄水場の建設 ・配水管、施設設計、施工、 監督業務、補助金申請 ・企業債	1市3町の計 画、補助金は現 行のとおり新 市に引き継ぎ、 設計、施工管理 は、合併時に再 編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
22	配水施設（中継配水池・ポンプ場等含む）の維持管理に関すること	・箇部浄水場・川原田浄水場 ・大塚浄水場・大宮浄水場 ・各系統施設　・各施設自家用発電機 合計 31 施設	・川連水源地　・蔵井水源地 ・上高島水源地・榎本水源地 ・各系統施設 合計 20 施設 平成 21 年 4 月 1 日簡易水道(榎本)を上水道に統合	・第 1 浄水場・第 2 浄水場 ・第 3 浄水場 ・各浄水場系統施設 合計 25 施設 ・中央監視システム	・都賀町浄水場 ・浄水場系統施設 合計 13 施設 平成 20 年度に 3 施設増設 ・中央監視制御システム	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		・水道庁舎 ・中央監視制御システム 現状 ・職員による巡視及び点検 ・職員による清掃草刈、一部草刈業務委託 ・施設設備等の異常及び故障対応は、その都度メンテナンス業者依頼 ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検	現状 ・職員による巡視及び点検 ・職員による清掃草刈 ・各施設の通用門施錠、フェンス等外構の点検	現状 ・職員による巡視及び点検 ・業者委託による清掃草刈 ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検	現状 ・職員による巡視及び点検 ・業者委託による清掃草刈 ・業者委託による遠隔監視 ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検	
		9 8	運転維持管理	運転維持管理	運転維持管理	
		1 5 5	・各施設の運転及び塩素・次亜塩素酸ナトリウム消毒の管理 ・H21 運転維持管理及び遠隔監視等の委託	・各施設の運転及び次亜塩素酸ナトリウム消毒の管理 ・H21 委託	・各施設の運転及び塩素・次亜塩素酸ナトリウム消毒及びポリ塩化アルミニウムの管理	運転維持管理 ・各施設の運転操作及び塩素消毒の管理
		1 5 6	保守及び薬品管理 ・保安管理業務委託による毎月点検 ・中央監視制御システムの保守、管理を業者委託 ・液体塩素・次亜塩素酸ナトリウムの購入管理・薬品室施錠管理	保守及び薬品管理 ・次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理	保守及び薬品管理 ・職員の巡視点検 ・液体塩素・次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理 ・ポリ塩化アルミニウムの購入管理	保守及び薬品管理 ・保守管理を業者委託 ・次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	自家用発電機の維持・管理に関すること 99	<ul style="list-style-type: none"> ・菌部浄水場 ・川原田浄水場 ・大塚浄水場 ・大宮浄水場 ・各系統施設 合計 14 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理業務委託による毎月点検、職員による保守点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・川連水源地 ・藏井水源地 ・上高島水源地 ・榎本水源地 (21年統合) 合計 4 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理業務委託による毎月点検、職員による保守点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1浄水場 ・第2浄水場 ・第3浄水場 合計 3 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理業務委託による毎月点検、職員による保守点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・中区増圧場 <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理業務委託による毎月点検、職員による保守点検 	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
24	監視制御システムに 関すること 126	<ul style="list-style-type: none"> ・中央監視制御システム ・中央監視制御システムの保守管理を業者委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央監視システム ・職員の巡視点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央監視システム ・職員の巡視点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央監視制御システム ・中央監視制御システムの保守管理を業者委託 	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
25	浄水施設の維持管理 に関すること 127	<ul style="list-style-type: none"> ・菌部浄水場・川原田浄水場 ・大塚浄水場・大宮浄水場 水源井戸 19 箇所 施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・川連水源地 ・藏井水源地 ・上高島水源地 ・榎本水源地 水源井戸 9 箇所 平成 21 年 4 月 1 日簡易水道(榎本)を上水道に統合、施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・第1浄水場 ・第2浄水場 ・第3浄水場 水源井戸 9 箇所 施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・都賀町浄水場 水源井戸 4 箇所 維持管理委託	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
26	送配水量の管理に すること 128	各浄水場、各増圧ポンプ場の配水量と取水量のデータ管理	配水量と取水量のデータ管理	3 施設浄水場の配水量と取水量のデータ管理	浄水場、増圧場の配水量と取水量のデータ管理	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
27	薬品類の管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 液体塩素、次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 薬品室施錠管理 	<ul style="list-style-type: none"> 次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 薬品室施錠管理 	<ul style="list-style-type: none"> 液体塩素、次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 薬品室施錠管理 ポリ塩化アルミニウムの購入管理 	<ul style="list-style-type: none"> 次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 薬品室施錠管理 	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	129					
28	浄水施設の運転操作及び点検に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・箇部浄水場・川原田浄水場 ・大塚浄水場・大宮浄水場 ・各系統施設 ・各施設自家用発電機 合計 31 施設 運転及び塩素、次亜塩素管理 	<ul style="list-style-type: none"> 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・川連水源地・藏井水源地 ・上高島水源地・榎本水源地 系統施設 ・各合計 20 施設 運転及び次亜塩素管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1浄水場・第2浄水場 ・第3浄水場 ・各浄水場系統施設 合計 25 施設 運転及び塩素、次亜塩素、ポリ塩化アルミニウム管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・都賀町浄水場 <p>合計 13 施設</p> <p>平成 20 年度に 3 施設増設</p> <p>運転及び塩素管理</p>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	132					
29	配水池の管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の残塩測定通用門施錠、フェンス等外構の点検 	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	133					
30	水処理及び塩素滅菌の操作に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・箇部浄水場、川原田浄水場、大塚浄水場、大宮浄水場の施設の塩素及び次亜塩素消毒 ・液体塩素、次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・川連水源地、藏井水源地、上高島水源地、榎本水源地の施設の次亜塩素消毒 ・次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1浄水場、第2浄水場、第3浄水場の施設の塩素及び次亜塩素消毒 ・液体塩素、次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理 ・ポリ塩化アルミニウムの購入管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設の塩素消毒 ・次亜塩素酸ナトリウムの購入管理 ・薬品室施錠管理 	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	134					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	貯蔵品管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵品購入課長決裁後物品購入に基づき貯蔵品購入 入庫 物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫 出庫 出庫伝票発行をもって出庫 その他 貯蔵品出納簿 貯蔵品管理システムの入、出庫伝票に基づき貯蔵品出納簿に記録 ア受入れ 取得価格をもって資産価値を表す。 イ払出し 出庫価格は、先入先出法により算出 ・貯蔵品出納簿 毎月末日 現在貯蔵品出納簿の作成 ・実地棚卸 毎事業年度2回 4・10月 監査事務局員実地棚卸を行う ・保管 水道庁舎敷地内資材倉庫 ・TKCシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵品購入課長決裁後物品購入に基づき貯蔵品購入 入庫 物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫 出庫 出庫伝票発行をもって出庫 その他 貯蔵品出納簿 貯蔵品管理台帳において入、出庫伝票に基づき貯蔵品出納簿に記録 ア受入れ 取得価格をもって資産価値を表す。 イ払出し 出庫価格は、先入先出法により算出 ・貯蔵品出納簿 毎月末日 現在貯蔵品出納簿の作成 ・実地棚卸 毎事業年度2回 4・10月 水道課職員による実地棚卸を行う ・保管 役場雑品倉庫、蔵井水源地倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵品購入課長決裁後物品購入支出伝票に基づき貯蔵品購入 入庫 物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫 出庫 出庫伝票発行をもって出庫 その他 貯蔵品出納簿 貯蔵品管理システムの入、出庫伝票に基づき貯蔵品出納簿に記録 ア受入れ 取得価格をもって資産価値を表す。 イ払出し 出庫価格は、先入先出法により算出 ・貯蔵品出納簿 毎月末日 現在貯蔵品出納簿の作成 ・実地棚卸 毎事業年度2回 4・10月 監査事務局員実地棚卸を行う ・保管 課内に保管 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵品購入課長決裁後物品購入支出伝票に基づき貯蔵品購入 入庫 物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫 出庫 出庫伝票発行をもって出庫 その他 貯蔵品出納簿 出庫伝票に基づき貯蔵品出納を記録 ア受入れ 取得価格をもって資産価値を表す。 イ払出し 出庫価格は、先入先出法により算出 ・貯蔵品出納簿 毎月末日 現在貯蔵品出納簿の作成 ・実地棚卸 毎事業年度2回 4・10月 監査事務局員実地棚卸を行う ・保管 課内に保管 	市町間の固定資産、貯蔵品、起債等は、すべて新市に引き継ぎ、管理・保管等については、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
32	貯蔵品管理（量水器） に関すること	<p>出納・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量水器購入 <p>課長決裁後物品購入伺に基づき貯蔵品購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入庫 <p>物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出庫 <p>出庫伝票発行をもって出庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>貯蔵品出納簿</p> <p>貯蔵品管理システムの入、出庫伝票に基づき貯蔵品出納簿に記録</p> <p>ア受入れ</p> <p>取得価格をもって資産価値を表す。</p> <p>イ払出し</p> <p>出庫価格は、先入先出法により算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵品出納簿 <p>毎月末日 現在貯蔵品出納簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地棚卸 <p>毎事業年度2回 4・10月 監査事務局員実地棚卸を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管 <p>水道庁舎敷地内資材倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TKCシステム 	<p>出納・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量水器購入 <p>課長決裁後物品購入伺に基づき貯蔵品購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入庫 <p>物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出庫 <p>出庫伝票発行をもって出庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>貯蔵品出納簿</p> <p>貯蔵品管理台帳において入、出庫伝票に基づき貯蔵品出納簿に記録</p> <p>ア受入れ</p> <p>取得価格をもって資産価値を表す。</p> <p>イ払出し</p> <p>出庫価格は、先入先出法により算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵品出納簿 <p>毎月末日 現在貯蔵品出納簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地棚卸 <p>毎事業年度2回 4・10月 水道課職員による実地棚卸を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管 <p>役場雑品倉庫</p>	<p>出納・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量水器購入 <p>課長決裁後物品購入の支出伝票に基づき貯蔵品購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入庫 <p>物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出庫 <p>給水装置新設等の申込みの際、出庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸 <p>口径在庫調査</p> <p>4月上旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管 <p>課内に保管</p>	<p>出納・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量水器購入 <p>課長決裁後物品購入の支出伝票に基づき貯蔵品購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入庫 <p>物品納品次第、担当の検収後、入庫伝票を発行し入庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出庫 <p>給水装置新設等の申込みの際、出庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸 <p>口径在庫調査</p> <p>3月下旬</p>	市町間の固定資産、貯蔵品、起債等は、すべて新市に引き継ぎ、管理・保管等については、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
33	固定資産管理に関すること	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理	1市3町の固定資産すべて新市に引き継ぎ、管理については、合併後に再編する。
	162					
34	貯蔵品管理システムに関すること	伝票処理、月次処理、年次処理システムで処理 TKCシステム	KCSシステム	伝票処理、月次処理、年次処理システムで処理 両毛システムズ	なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	165					
35	起債管理システムに関すること	起債情報、償還情報入力、企業債台帳作成、各種償還一覧表作成 TKCシステム	起債情報、償還情報入力、企業債台帳作成、各種償還一覧表作成 KCSシステム	起債情報、償還情報入力、企業債台帳作成、各種償還一覧表作成 両毛システムズ	起債情報、償還情報入力、企業債台帳作成各種償還一覧表作成 TKCシステム	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	166					
36	固定資産管理システムに関すること	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理、資産・償却情報入力 除却情報、固定資産台帳の出力 各種集計票の出力 TKCシステム	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理、資産・償却情報入力 除却情報、固定資産台帳の出力 各種集計票の出力 KCSシステム	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理、資産・償却情報入力 除却情報、固定資産台帳の出力 各種集計票の出力 両毛システムズ	固定資産管理システムにより資産の取得、除却、減価償却の状況を管理、資産・償却情報入力 除却情報、固定資産台帳の出力 各種集計票の出力 TKCシステム	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	167					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
37	49	<p>経理及び業務状況に 関すること</p> <p>経理状況 ・市長に経理状況報告 翌月中旬 試算表、資金予算表</p> <p>業務状況 ・業務状況報告 上・下半期（10月下旬・4月下旬） ・内容 上半期 事業概要 経理概況 前年度決算状況 当該年度予算執行状況</p> <p>下半期 事業概要 経理概況 翌年度予算編成と概要 当該年度予算執行状況</p>	<p>経理状況 ・町長に経理状況報告 翌月下旬 月例監査資料同様</p> <p>業務状況 ・業務状況報告 上・下半期（11月15日・5月15日） ・内容 上半期 事業概要 経理概況 前年度決算状況 上半期総益計算書 上半期余剰金計算書 予算執行実績表 当該年度予算執行状況</p> <p>下半期 事業概要 経理概況 下半期損益計算書 下半期余剰金計算書 貸借対照表 予算執行実績表</p>	<p>経理状況 ・町長に経理状況報告 翌月中旬 試算表、資金予算表</p> <p>業務状況 ・業務状況報告 上・下半期（10月15日・5月15日） ・内容 上半期 事業概要 経理概況 前年度決算状況 当該年度予算執行状況</p> <p>下半期 事業概要 経理概況 翌年度予算編成方針と概要 当該年度予算執行状況</p>	<p>経理状況 ・町長に経理状況報告 翌月下旬 資金予算表、合計資産高 試算表 月例定例監査</p> <p>業務状況 ・業務状況報告 上・下半期（11月下旬・5月下旬） ・内容 事業概要 経理概況 前2号に掲げるもの、経理状況を明 らかにするため管理者が必要とす るもの</p>	経理及び業務 状況について は、公営企業法 に基づき調整 し、合併時に再 編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
38	工事負担金等の調定及び納入通知書発行に関すること	概要 下水道・県事業等他事業からの依頼により、給・配水管の布設替、移転等の工事負担金を請求	概要 下水道・県事業等他事業からの依頼により、給・配水管の布設替、移転等の工事負担金を請求	概要 下水道・県事業等他事業からの依頼により、給・配水管の布設替、移転等の工事負担金を請求	概要 下水道・県事業等他事業からの依頼により、給・配水管の布設替、移転等の工事負担金を請求	工事負担金等については、市町間に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	5 7	事務手続 納入通知の発行と同時に調定簿に金額を記入し決裁	事務手続 納入通知の発行と同時に調定簿に金額を記入し決裁	事務手続 納入通知の発行と同時に調定簿に金額を記入し決裁	事務手続 納入通知の発行と同時に調定簿に金額を記入し決裁	
39	工事負担金等の未収金の管理に関すること	工事負担金等に未納があった場合督促等を行う。	工事負担金等に未納があった場合督促等を行う。	工事負担金等に未納があった場合督促等を行う。	工事負担金等に未納があった場合督促等を行う。	現行のとおりとする。
	5 8					
40	工事の伴う補償に関すること	外部要因等により水道移設等を行う場合原因者に負担金等を請求	外部要因等により水道移設等を行う場合原因者に負担金等を請求	外部要因等により水道移設等を行う場合原因者に負担金等を請求	外部要因等により水道移設等を行う場合原因者に負担金等を請求	現行のとおりとする。ただし、補償等の算出は合併後に再編する。
	1 0 7					
41	工事負担金等（給水工事）の未収金の管理に関すること	未収金を把握し催促する。	未収金を把握し催促する。	未収金を把握し催促する。	未収金を把握し催促する。	現行のとおりとする。
	1 4 9					
42	未収金の徴収・滞納整理（給水工事負担金等）に関すること	電話等で催促する。	電話等で催促する。	電話等で催促する。	電話等で催促する。	現行のとおりとする。
	1 5 4					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
43	用途種別の決定に關すること	<p>目的 使用者使用実態に即した料金賦課</p> <p>概要 ・用途別料金体系 メーター使用料 口径別 家事用、営業用、官公署 学校用、工業用、臨時用</p> <p>事務 新設、開栓時に使用開始届等により、装置使用者の申請に基づき、用途別決定。必要な場合は、協議する。</p>	<p>目的 使用者使用実態に即した料金賦課</p> <p>概要 口径別 従量制料金 口径 13 mm～150 mm 用途種別なし</p> <p>事務 新設のメータ一口径による。</p>	<p>目的 使用者使用実態に即した料金賦課</p> <p>概要 ・用途別料金体系 メーター使用料 口径別 家事用、官公署学校用、 工業用、臨時用</p> <p>事務 新設、開栓時に使用開始届等により、装置使用者の申請に基づき、用途別決定。必要な場合は、協議する。</p>	<p>目的 使用者使用実態に即した料金賦課</p> <p>概要 ・用途別料金体系 メーター使用料 口径別 家事用、営業用、団体用、 臨時用</p> <p>事務 新設、開栓時に使用開始届等により、装置使用者の申請に基づき、用途別決定。必要な場合は、協議する。</p>	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
44	不納欠損処分に関すること	<p>概要 未納の水道料金、下水道使用料の時効に伴う不納欠損処分</p> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ欠損処分 ・起算日 督促状納期限後の月末から5年間後 ・料金システムに対象年度月の時効処理日付入力 ・下水道使用料は、不納欠損リストを送付 <p>預り金時効処分 所在不明等還付できない預り金を時効処分</p> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度修正損として予定額を予算計上 ・不納欠損リスト作成し、内容金額を確認後、決裁 ・起算日 請求できる日の月末から5年間、料金システムに対象年度月の時効処理日付入力後処理 ・不納欠損リスト保存 	<p>概要 未納の水道料金、下水道使用料の時効に伴う不納欠損処分</p> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起算日 検針月から5年後 ・料金システムに対象年度月の時効処理日付入力 <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ欠損処分 ・起算日 初回督促状納期限後の月末から5年間後 ・料金システムに対象年度月の時効処理日付入力 ・下水道使用料は、不納欠損リストを送付 <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針から5年を経過した未納金のうち、行方不明で徴収不可能な使用者の抽出 ・不納欠損リスト作成し、内容金額を確認後、決裁 ・不納欠損した料金は簿外資産で管理 	<p>概要 未納の水道料金、下水道使用料の時効に伴う不納欠損処分</p> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度末 欠損処分 ・起算日 督促状納期限後の月末から5年間後 ・料金システムに対象年度月の時効処理日付入力 <p>預り金時効処分 所在不明等還付できない預り金を時効処分</p> <p>事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度修正損として予定額を予算計上 ・不納欠損リスト作成し、内容金額を確認後、決裁 ・起算日 請求できる日の月末から5年間、料金システムに対象年度月の時効処理日付入力後処理 ・不納欠損リスト保存（簿外管理） 	<p>概要 未納の水道料金、下水道使用料の時効に伴う不納欠損処分</p> <p>事務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度末 欠損処分 ・起算日 督促状納期限後の月末から5年間後 ・料金システムに対象年度月の時効処理日付入力 <p>預り金時効処分 所在不明等還付できない預り金を時効処分</p> <p>事務手續</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度修正損として予定額を予算計上 ・不納欠損リスト作成し、内容金額を確認後、決裁 ・起算日 請求できる日の月末から5年間、料金システムに対象年度月の時効処理日付入力後処理 ・不納欠損リスト保存（簿外管理） 	不納欠損処分については、現行のとおり引き継ぎ、合併時に再編する。
	93					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	受託工事の設計、監督に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・県、下水道事業、区画整理等、他事業の依頼による受託工事の設計・監督 ・打合せ、協議し、現地立会 ・工事竣工後、負担金算定、請求 ・給水管申し込みによる設計・監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、下水道事業、区画整理等、他事業の依頼による受託工事の設計・監督 ・打合せ、協議し、現地立会 ・工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、建設課事業、区画整理等、他事業の依頼による受託工事の設計・監督 ・打合せ、協議し、現地立会 ・工事竣工後、負担金算定、請求 ・指定工事事業者が工事完了後、給水装置竣工届提出及び検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、下水道事業、区画整理等、他事業の依頼による受託工事の設計・監督 ・打合せ、協議し、現地立会 ・工事竣工後、負担金算定、請求 	合併時に再編する。
46	外部要因の折衝及び立会に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ、協議し、現地立会 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ、協議し、現地立会 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ、協議し、現地立会 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ、協議し、現地立会 	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
47	公共下水道事業に伴う配水管整備の設計、監督に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	設計、監督等は合併時に再編し、負担金算出等は合併後に再編する。
48	区画整理事業に伴う配水管整備の設計、監督に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、監督、工事竣工後、負担金算定、請求 	設計、監督等は合併時に再編し、負担金算出等は合併後に再編する。
	120					
	121					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
49	水道施設の調査研究 に関すること	調査研究 ・マッピング機能を利用し、老朽管数量、更新計画策定に活用 ・管網解析により配水管付設計画策定 ・ブロック毎の水圧分布作成	調査研究 ・管網解析により配水管付設計画策定 日立アクアマップ	調査研究 ・管末残塩測定の実施 ・ブロック毎の水圧分布作成 ・施設の更新計画に活用	調査研究 ・マッピング機能を利用し、老朽管数量、更新計画策定に活用 ・管網解析により配水管付設計画策定 ・施設の更新計画に活用 用地補償コンサルタント	合併時は現行のとおりとし、 合併後に再編する。
	122					
50	水道施設情報管理シ ステムに係る管路情 報の収集及び図面整 理、保管に関するこ と	・竣工図書の整理保存 ・管網図の記入	・竣工図書の整理保存 ・マッピングデータ作成	・竣工図書の整理保存 ・管網図の記入修正	・竣工図書の整理保存 ・管網図の記入修正	合併時は現行のとおりとし、 合併後に再編する。
	123					
51	管路施設図の更新に 関すること	・配水管網図の整備	・給配水管図の整理更新 ・管路管理システムに入力	・配水管網図の整備	・配水管網図の整備	合併時は現行のとおりとし、 合併後に再編する。
	124					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

上下水道部会 下水道分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1 32	公共下水道事業 基本計画に関すること	<p>【事業の目的】 雨水の排除（浸水の防除）、居住環境の改善、便所の水洗化公共用水域の水質保全を目的に、基本計画を作成する。</p> <p>【事務概要】 ①公共下水道の基本計画構想・調査・予測・調整・計画 ②関連計画・法令との調整 ③基本計画・施設計画資料作成</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①下水道の種類 →流域関連公共下水道 ②計画目標年次 →平成27年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →巴波川処理区 ⑤下水道基本計画の作成 →平成12年3月 2. 渡良瀬流域下水道 該当なし</p>	<p>【事業の目的】 雨水の排除（浸水の防除）、居住環境の改善、便所の水洗化公共用水域の水質保全を目的に、基本計画を作成する。</p> <p>【事務概要】 ①公共下水道の基本計画構想・調査・予測・調整・計画 ②関連計画・法令との調整 ③基本計画・施設計画資料作成</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①下水道の種類 →流域関連公共下水道 ②計画目標年次 →平成27年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →巴波川処理区 ⑤下水道基本計画の作成 →平成14年1月 2. 渡良瀬流域下水道 ①下水道の種類 →流域関連公共下水道 ②計画目標年次 →平成27年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →大岩藤処理区 ⑤下水道基本計画の作成 →昭和63年3月</p>	<p>【事業の目的】 雨水の排除（浸水の防除）、居住環境の改善、便所の水洗化公共用水域の水質保全を目的に、基本計画を作成する。</p> <p>【事務概要】 ①公共下水道の基本計画構想・調査・予測・調整・計画 ②関連計画・法令との調整 ③基本計画・施設計画資料作成</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 該当なし</p>	<p>【事業の目的】 雨水の排除（浸水の防除）、居住環境の改善、便所の水洗化公共用水域の水質保全を目的に、基本計画を作成する。</p> <p>【事務概要】 ①公共下水道の基本計画構想・調査・予測・調整・計画 ②関連計画・法令との調整 ③基本計画・施設計画資料作成</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①下水道の種類 →流域関連公共下水道 ②計画目標年次 →平成27年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →巴波川処理区 ⑤下水道基本計画の作成 →平成16年3月 2. 渡良瀬流域下水道 該当なし</p>	市町の基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2	公共下水道事業認可(汚水)に關すること	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の汚水幹線の整備を推進するため、国庫補助の事業採択に向け関係機関との協議調整をする。</p> <p>【事務概要】 公共下水道の調査・計画・設計等、事業計画認可資料の作成及び認可申請</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①最終認可取得年平成 18 年 ②次期認可取得年平成 24 年 2. 渡良瀬流域下水道 ①最終認可取得年平成 20 年 ②次期認可取得年平成 27 年</p>	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の汚水幹線の整備を推進するため、国庫補助の事業採択に向け関係機関との協議調整をする。</p> <p>【事務概要】 公共下水道の調査・計画・設計等、事業計画認可資料の作成認可申請</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①最終認可取得年平成 18 年 ②次期認可取得年平成 24 年 2. 渡良瀬流域下水道 ①最終認可取得年平成 21 年 ②次期認可取得年平成 27 年</p>	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の汚水幹線の整備を推進するため、国庫補助の事業採択に向け関係機関との協議調整をする。</p> <p>【事務概要】 公共下水道の調査・計画・設計等、事業計画認可資料の作成認可申請</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①最終認可取得年平成 18 年 ②次期認可取得年平成 24 年 2. 渡良瀬流域下水道 ①最終認可取得年平成 21 年 ②次期認可取得年平成 27 年</p>	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の汚水幹線の整備を推進するため、国庫補助の事業採択に向け関係機関との協議調整をする。</p> <p>【事務概要】 公共下水道の調査・計画・設計等、事業計画認可資料の作成認可申請</p> <p>【事業内容】 1. 巴波川流域下水道 ①最終認可取得年平成 18 年 ②次期認可取得年平成 24 年 2. 渡良瀬流域下水道 ①最終認可取得年平成 21 年 ②次期認可取得年平成 27 年</p>	市町の認可については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
3	公共下水道事業認可(雨水)に關すること	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の雨水幹線の整備を推進する。</p> <p>【現状】 ・現認可面積200ha ・整備面積9ha</p>	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の雨水幹線の整備を推進する。</p> <p>【現状】 ・現認可面積155ha ・整備面積155ha</p>	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の雨水幹線の整備を推進する。</p> <p>【現状】 ・現認可面積32ha ・未整備</p>	<p>【事業の目的】 公共下水道基本計画内の雨水幹線の整備を推進する。</p> <p>【現状】 ・現認可面積0ha ・未整備</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	公共下水道事業実施計画に関すること	<p>【事業の目的】 栃木市公共下水道基本計画（全体計画）及び栃木市公共下水道事業計画（認可）に基づき公共下水道の普及促進計画を図る。</p> <p>【事業の概要】 下水道法・下水道整備緊急措置法により定めた事業の実施・目標・事業量に対し、下水道施設（管渠・ポンプ等）の設置・増設・改築を行う。</p> <p>【栃木市公共下水道の概要】 全体計画区域 2,031 h a 現事業認可区域 1,366 h a (平成23年度まで)</p>	<p>【事業の目的】 大平町公共下水道基本計画（全体計画）及び大平町公共下水道事業計画（認可）に基づき公共下水道の普及促進計画を図る。</p> <p>【事業の概要】 下水道法・下水道整備緊急措置法により定めた事業の実施・目標・事業量に対し、下水道施設（管渠・ポンプ等）の設置・増設・改築を行う。</p> <p>【大平町公共下水道の概要】 全体計画区域 渡良瀬川下流 703 h a 巴波川 44 h a 現事業認可区域 渡良瀬川下流 439 h a (平成26年度まで) 巴波川 2.5 h a (平成23年度)</p>	<p>【事業の目的】 藤岡町公共下水道基本計画（全体計画）及び藤岡町公共下水道事業計画（認可）に基づき公共下水道の普及促進計画を図る。</p> <p>【事業の概要】 下水道法・下水道整備緊急措置法により定めた事業の実施・目標・事業量に対し、下水道施設（管渠・ポンプ等）の設置・増設・改築を行う。</p> <p>【藤岡町公共下水道の概要】 全体計画区域 489 h a 現事業認可区域 339.2 h a (平成20年度まで)</p>	<p>【事業の目的】 都賀町公共下水道基本計画（全体計画）及び都賀町公共下水道事業計画（認可）に基づき公共下水道の普及促進計画を図る。</p> <p>【事業の概要】 下水道法・下水道整備緊急措置法により定めた事業の実施・目標・事業量に対し、下水道施設（管渠・ポンプ等）の設置・増設・改築を行う。</p> <p>【都賀町公共下水道の概要】 全体計画区域 454.7 h a 現事業認可区域 316 h a (平成23年度まで)</p>	市町の実施計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 処理区(巴波川処理区・大岩藤処理区)は、別々に再編する。
	35					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5 72	下水道整備基本構想(県生活排水処理構想)に関すること	<p>【目的】 生活排水処理施設を、県と連携を図りながら経済性・効率性を鑑み、また施設の事業間の連携を図り、地域の特性に応じた最も経済的な整備手法を選定し、汚水処理施設を普及する。</p> <p>【概要】 社会情勢の変化や、少子化・人口減少などの社会構造の変化に伴い、下水道整備基本構想が5年経過しているため、構想の見直しを行う。</p> <p>【計画策定年度】 平成21・22年度</p> <p>【構想の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成7年度 栃木県全県域下水道化構想の策定 ②平成11年度 栃木市下水道整備基本構想の策定。 ③平成15年度 栃木県生活排水処理構想の策定(栃木県全県域下水道化構想の見直し) 	<p>【目的】 生活排水処理施設を、県と連携を図りながら経済性・効率性を鑑み、また施設の事業間の連携を図り、地域の特性に応じた最も経済的な整備手法を選定し、汚水処理施設を普及する。</p> <p>【概要】 社会情勢の変化や、少子化・人口減少などの社会構造の変化に伴い、下水道整備基本構想が5年経過しているため、構想の見直しを行う。</p> <p>【計画策定年度】 平成21年度</p> <p>【構想の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成7年度 栃木県全県域下水道化構想の策定 ②平成13年度 大平町生活排水処理構想の策定 ③平成15年度 大平町下水道課構想の見直し ④平成15年度 栃木県生活排水処理構想の策定(栃木県全県域下水道化構想の見直し) 	<p>【目的】 生活排水処理施設を、県と連携を図りながら経済性・効率性を鑑み、また施設の事業間の連携を図り、地域の特性に応じた最も経済的な整備手法を選定し、汚水処理施設を普及する。</p> <p>【概要】 社会情勢の変化や、少子化・人口減少などの社会構造の変化に伴い、下水道整備基本構想が5年経過しているため、構想の見直しを行う。</p> <p>【計画策定年度】 平成21・22年度</p> <p>【構想の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成7年度 栃木県全県域下水道化構想の策定 ②平成11年度 藤岡町下水道整備基本構想の策定 ③平成15年度 栃木県生活排水処理構想の策定(栃木県全県域下水道化構想の見直し) ④平成15年度 農業集落排水事業の取込みに伴う都賀町下水道整備基本構想の策定。 	市町の下水道整備基本構想については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。	

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6 93	農業集落排水事業計画に関すること	該当なし	該当なし	<p>【目的】 農業用水の水質保全と生活環境の整備を行い、農業生産の増大・農業施設の機能維持及び農村の生活環境の改善を図る。</p> <p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巴波川南部地区は、供用開始済。 供用開始 平成19年4月 ・巴波川西部地区は、整備中 供用開始予定 平成23年4月 	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。

樣式 2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会への報告（ランクB）

教育部会 学校教育分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	教育委員会に関する こと	教育委員会の事務を行う。 教育委員 5名 報酬（年額） 委員長 704,400円 委員 531,600円	教育委員会の事務を行う。 教育委員 5名 報酬（年額） 委員長 342,000円 職務代理 294,400円 委員 256,000円	教育委員会の事務を行う。 教育委員 6名 報酬（年額） 委員長 300,000円 委員 238,000円	教育委員会の事務を行う。 教育委員 6名 報酬（年額） 委員長 312,000円 委員 264,000円	協定項目 1 1 特別職 の身分の取扱いの協 議結果に基づき、合併 時に再編する。
2	教育委員会所管の予 算及び決算の統括に 関すること	教育委員会所管の予算及び決 算に関する事務を行う。	教育委員会所管の予算及び決 算に関する事務を行う。	教育委員会所管の予算及び決 算に関する事務を行う。	教育委員会所管の予算及び決 算に関する事務を行う。	合併時に再編する。
3	学校予算配分・調整 に関すること	小中学校の予算を配分・調整 し、学校に対して予算説明会 を行う。	小中学校の予算を配分・調整 し、学校に対して予算説明会 を行う。	小中学校の予算を配分・調整 し、学校に対して予算説明会 を行う。	小中学校の予算を配分・調整 し、学校に対して予算説明会 を行う。	合併時に再編する。
4	事務局及び教育機関の職 員（県費負担職員を除く） の任免、給与、服務及び身 分に関すること	技能員、図書館事務を全小中 学校に配置している。	用務員、図書館事務を全小中 学校に配置している。	用務員、図書館事務を全小中 学校に配置している。また、 バス運転手を部屋小に配置	用務員、図書館事務を全小中 学校に配置している。また、 バス運転手を赤津小に配置	合併時に再編する。
5	教育委員会の所管に 属する職員の人事に 関すること	教育委員会の所管に属する職 員の人事に関する事を教務 課で担当する。	教育委員会の所管に属する職 員の人事に関する事を学校 教育課で担当する。	教育委員会の所管に属する職 員の人事に関する事を学校 教育課で担当する。	教育委員会の所管に属する職 員の人事に関する事を教育 委員会事務局で担当する。	合併時に再編する。
	8					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	教育基本計画に関すること	教育委員会の基本計画等の調整に関して各課との連絡調整を図る。	教育委員会の基本計画等の調整に関して各課との連絡調整を図る。	教育委員会の基本計画等の調整に関して各課との連絡調整を図る。	教育委員会の基本計画等の調整に関して各課との連絡調整を図る。	合併後に再編する。
	22					
7	情報公開に関すること	住民から情報公開請求があつた場合に、請求に基づき対応する。	住民から情報公開請求があつた場合に、請求に基づき対応する。	住民から情報公開請求があつた場合に、請求に基づき対応する。	住民から情報公開請求があつた場合に、請求に基づき対応する。	合併時に統合する。
	26					
8	学校建設及び学校施設の耐震化に関すること	快適な教育環境を確保するため、学校施設整備を行う。また、児童生徒の安全確保、地域住民の避難場所として耐震化を図る。	快適な教育環境を確保するため、学校施設整備を行う。また、児童生徒の安全確保、地域住民の避難場所として耐震化を図る。	快適な教育環境を確保するため、学校施設整備を行う。また、児童生徒の安全確保、地域住民の避難場所として耐震化を図る。	快適な教育環境を確保するため、学校施設整備を行う。また、児童生徒の安全確保、地域住民の避難場所として耐震化を図る。	1市3町で計画又は実施している事業について、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	27					
9	学校教育用コンピュータ整備事業に関すること	小中学校に学習用コンピュータ、校内 LAN 等を整備する。	小中学校に学習用コンピュータ、校内 LAN 等を整備する。	小中学校に学習用コンピュータ、校内 LAN 等を整備する。	小中学校に学習用コンピュータ、校内 LAN 等を整備する。	合併後に再編する。
	42					
10	学校教育負担金に関すること	教育振興、教員の資質向上を図るため、小中学校負担金を交付し、教育内容の充実を図る。	教育振興、教員の資質向上を図るため、小中学校負担金を交付し、教育内容の充実を図る。	教育振興、教員の資質向上を図るため、小中学校負担金を交付し、教育内容の充実を図る。	教育振興、教員の資質向上を図るため、小中学校負担金を交付し、教育内容の充実を図る。	合併後に再編する。
	44					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	寺尾地区小中学校の統合に関すること	寺尾中央小と寺尾南小について、寺尾中との一体校舎型に統合する事務を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	5 8					
12	栃木第一小学校・第二小学校の統合に関すること	栃木第一小学校と第二小学校を統合する事務を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	5 9					
13	学力調査に関すること	小6、中1.2年生を対象に学力テスト実施する。	小4.5.6、中1.2年生を対象に学力テスト実施する。	小中学校全学年を対象に学力テストを実施する。	該当なし	合併時に再編する。
	6 9					
14	適応指導教室に関すること	不登校児童生徒を対象とした学校復帰への支援を行うほか、保護者を含めた教育相談を実施し、支援・指導を行う。	不登校児童生徒を対象とした学校復帰への支援を行うほか、保護者を含めた教育相談を実施し、支援・指導を行う。	不登校児童生徒を対象とした学校復帰への支援を行うほか、保護者を含めた教育相談を実施し、支援・指導を行う。	該当なし	合併後に再編する。 ただし、勤務に関しては合併時に再編する。
	8 9					
15	社会科副読本に関すること	小学3、4年生を対象に、自ら住んでいる地域を学習とするため、教材として社会科の副読本を編集し、配布する。 (2年に一度)	小学3、4年生を対象に、自ら住んでいる地域を学習とするため、教材として社会科の副読本を編集し、配布する。 (4年に一度作成)	小学3、4年生を対象に、自ら住んでいる地域を学習とするため、教材として社会科の副読本を編集し、配布する。 (指導要領の改訂に合わせて作成)	小学3、4年生を対象に、自ら住んでいる地域を学習とするため、教材として社会科の副読本を編集し、配布する。 (4年に一度作成)	平成22から23年度に調査研究・印刷し、平成24年度を中途に使用するため、合併後に再編する。
	9 3					
16	教育研究所事務に関すること	栃木市総合計画の基本理念に基づき、教職員の研修、教育課程の研究等に取組み、教育のシンクタンクとして教育研究所を設置している。	大平町教育計画に基づき、教職員の研修、教育課程の研究等に取組むため、教育研究所を設置している。	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
	9 5					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
17	外国人子女、帰国子女受入に関すること	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小中学校に日本語指導講師を派遣し、週2日、1日当たり2時間の語学指導を行う。 日本語の習得状況に応じて、最長1年間指導を行う。	外国人児童生徒等（海外帰国児童生徒を含む）のうち、学校生活において日本語指導が必要な者に対し語学指導を行う。	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小中学校に学校経営支援員を派遣し、週3日、1日当たり6時間の語学指導を行う。 期間は、日本語の習得状況に応じて指導を行う。	受け入れ先学校との連携を深め、スムーズな受入を進める。 現在、都賀町の小中学校には、外国人子女不在	合併後に再編する。
	151					
18	臨海自然教室に関すること	児童の心身ともに調和のとれた健全な育成のため、とちぎ海浜自然の家での自然体験活動を通じて学校教育活動を推進する。 個人負担金あり (バス代1,000円/人)	児童の心身ともに調和のとれた健全な育成のため、とちぎ海浜自然の家での自然体験活動を通じて学校教育活動を推進する。 バス代個人負担金なし	児童の心身ともに調和のとれた健全な育成のため、とちぎ海浜自然の家での自然体験活動を通じて学校教育活動を推進する。 バス代個人負担金なし	児童の心身ともに調和のとれた健全な育成のため、とちぎ海浜自然の家での自然体験活動を通じて学校教育活動を推進する。 バス代個人負担金なし	合併時に再編する。
	154					
19	要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関すること	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費、医療費、学校給食等必要な援助を行う。	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費、医療費、学校給食等必要な援助を行う。	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費、医療費、学校給食等必要な援助を行う。	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費、医療費、学校給食等必要な援助を行う。	合併時に再編する。
	168					
20	教師用教科書指導書の取扱に関すること	教師用教科書指導書を使用することで教育の質を確保し、児童生徒が学習内容を深く理解するようとする。 【経費】 前回改訂時購入額 小学校 29,000千円 中学校 9,000千円	教師用教科書指導書を使用することで教育の質を確保し、児童生徒が学習内容を深く理解するようとする。 【経費】 前回改訂時購入額 小学校 6,500千円 中学校 4,200千円	教師用教科書指導書を使用することで教育の質を確保し、児童生徒が学習内容を深く理解するようとする。 【経費】 前回改訂時購入額 小学校 3,400千円 中学校 1,800千円	教師用教科書指導書を使用することで教育の質を確保し、児童生徒が学習内容を深く理解するようとする。 【経費】 前回改訂時購入額 小学校 4,603千円 中学校 2,154千円	合併時に再編する。
	173					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
21	学校心臓検診委員会に関する事務	小1、小4、中1年生を対象に学校心臓検診を実施する。	小1、小4、中1年生を対象に学校心臓検診を実施する。	小1、中1年生を対象に学校心臓検診を実施する。	小1、中1年生を対象に学校心臓検診を実施する。	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	180					
22	学校腎臓検診委員会に関する事務	児童生徒全員の学校腎臓検診の3次検診を実施し結果を委員会で判定し事後指導する。	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	181					
23	学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関すること	学校医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 内科、耳鼻科 450円 眼科 390円 学校歯科医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 450円 学校薬剤師 基本額(年間) 78,500円	学校医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 内科、耳鼻科 450円 眼科 390円 学校歯科医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 450円 学校薬剤師 基本額(年間) 78,500円	学校医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 450円 学校歯科医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 450円 学校薬剤師 基本額(年間) 65,000円	学校医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 内科・眼科 840円 学校歯科医 基本額(年間) 196,800円 人数割(1人) 450円 学校薬剤師 基本額(年間) 159,500円	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
	184					
24	児童生徒健康診断業務に関すること	児童生徒定期健康診断 ①尿・寄生虫・心電図 ②心臓検診 ③結核検診	児童生徒定期健康診断 ①尿・寄生虫・心電図 ②心臓検診 ③結核検診	児童生徒定期健康診断 ①尿・寄生虫・心電図 ②貧血検査 ③心臓検診 ④結核検診	児童生徒定期健康診断 ①尿・寄生虫・心電図 ②貧血検査 ③心臓検診 ④結核検診	藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。
	189					
25	学校給食共同調理場及び運営協議会に関すること	栃木市立学校給食共同調理場運営協議会(委員22名以内で組織)	大平町学校給食センター運営委員会(委員10名以内で組織)	藤岡町学校給食センター運営委員会(委員16名以内で組織)	都賀町学校給食センター運営委員会(委員12名以内で組織)	合併時に再編する。
	192					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
26	学校給食調理場の建設計画に関すること	来年度以降、栃一小・栃二小の統合に伴う調理場の再編について検討する予定である。	学校給食センター施設整備検討協議会を設置し、建設までの様々な課題等を協議している。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	195					
27	学校給食調理・配達業務民間委託に関すること	10 調理場のうち 5 調理場の調理配達業務を民間業者に委託している。	共同調理場の調理配達業務を民間業者に委託している。	民間委託を含めて給食調理業務の見直し検討の予定はない。	共同調理場の調理配達業務を民間業者に委託している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	206					

様式2

栃木地区合併協議会への報告（ランクB）

教育部会 スポーツ分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	体育指導委員会に關すること	<p>市のスポーツの振興のため、市民に対しスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う。</p> <p>【委員数】 20人</p> <p>【任期】 2年（平成20年4月1日から平成22年3月31日）</p> <p>【報酬】 年額31,500円</p>	<p>町のスポーツの振興のため、市民に対しスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う。</p> <p>【委員数】 14人</p> <p>【任期】 2年（平成20年4月1日から平成22年3月31日）</p> <p>【報酬】 日額5,500円</p>	<p>町のスポーツの振興のため、市民に対しスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う。</p> <p>【委員数】 12人</p> <p>【任期】 2年（平成20年4月1日から平成22年3月31日）</p> <p>【報酬】 年額36,000円</p>	<p>町のスポーツの振興のため、市民に対しスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う。</p> <p>【委員数】 12人</p> <p>【任期】 2年（平成20年4月1日から平成22年3月31日）</p> <p>【報酬】 日額5,000円</p>	従来の地域の活動が低下しないよう、合併時に再編する。なお、協定項目11特別職の身分の取扱いの協議結果による。
2	社会体育施設の整備及び管理運営について	<p>市民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るため、社会体育施設の整備及び管理運営を行う。</p> <p>①大塚運動広場 ②大宮運動広場 ③剣道場 ④弓道場</p> <p>※栃木市総合運動公園（体育館含む）は道路管理課所管</p>	<p>町民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るため、社会体育施設の整備及び管理運営を行う。</p> <p>①大平町体育館 ②大平町南体育館 ③大平町武道館 ④大平町運動公園</p>	<p>町民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るため、社会体育施設の整備及び管理運営を行う。</p> <p>①藤岡町総合体育館 ②藤岡町弓道場 ③藤岡町渡良瀬運動公園 ④三鴨スポーツ広場</p>	<p>町民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るため、社会体育施設の整備及び管理運営を行う。</p> <p>①都賀町民運動場 ②都賀町体育センター ③総合運動場 ④南部コミュニティセンター運動場・体育館 ⑤木コミュニティセンター運動場・体育館 ⑥大柿コミュニティセンター体育館 ⑦つがスポーツ公園</p>	各地域における社会体育施設が果たしてきた役割を踏まえ存続するとともに、管理運営については、合併後に再編する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	総合型地域スポーツクラブ育成事業に関すること	地域において、子どもから高齢者を含めた誰もが様々なスポーツを楽しむことができるスポーツクラブを育成する。 • クラブマネージャー研修会への参加	地域において、子どもから高齢者まで「誰でも、簡単に、楽しく」参加できる他種目・他世代型スポーツクラブ「大平スポーツネット」への支援を行う。 • 補助金 700 千円	地域において、子どもから高齢者を含めた誰もが様々なスポーツを楽しむことができるスポーツクラブを育成する。 • 設立に向け検討中	地域において、子どもから高齢者まで「誰でも、簡単に、楽しく」参加できる他種目・他世代型スポーツクラブ「あいあいクラブ都賀」への支援を行う。 • 補助金 300 千円	未育成地区の掘り起こし及び既存団体への継続支援を行う。
	5					
4	生涯スポーツ推進業務に関すること	小・中学生の健全育成を図る「青少年スポーツ推進事業」と中高年が健康で活力に満ちた有意義な老後を過ごすための一助となるよう「中高年スポーツ推進事業を行う。	町民の体力・健康づくりとスポーツ底辺の拡大を目指し行う事業で、体育協会専門部と連携を図りスポーツ教室を開催する。	町民のだれもが参加でき、参加者の親睦と健康増進を図るために各種大会・スポーツ教室等を開催する。	町民のだれもが参加でき、参加者の親睦と健康増進を図るために各種大会・スポーツ教室等を開催する。	従来の地域活動が低下するところがないよう、合併後に事業の再編を行う。
	6					
5	体育祭に関すること	市民の健康保持増進と参加者相互の親睦を図る。 【名称】各支部体育祭 (6 部支) 【主催】体育協会 教育委員会	町民の健康保持増進と参加者相互の親睦を図る。 【名称】町民体育祭 【主催】体育協会	地区民の健康保持増進と参加者相互の親睦を図る。 【名称】地区民体育祭 (小学校区の運動会と共に) 【主催】体育協会各支部	町民の健康保持増進と参加者相互の親睦を図る。 【名称】町民体育祭 【主催】実行委員会町	従来どおり分散開催し、合併後に再編する。
	20					
6	県民スポーツ大会に関すること	栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル 【予算】 一般会計 260 千円 体育協会 496 千円 合 計 756 千円	栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル 【予算】 一般会計 120 千円 体育協会 845 千円 合 計 965 千円	栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル 【予算】 一般会計 214 千円 体育協会 530 千円 合 計 744 千円	栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル 【予算】 一般会計 — 千円 体育協会 775 千円 合 計 775 千円	合併後に統合する。
	23					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	スポーツふれあいセンターの管理運営に関すること	該当なし	該当なし	スポーツふれあいセンターの管理運営を行う。 ・利用時間 9:00～17:30 ・休館 月曜、休日の翌日 ・運動公園管理	該当なし	現行のとおりとする。
	26					
8	渡良瀬運動公園の維持管理に関すること	該当なし	該当なし	渡良瀬運動公園の維持管理を行う。 ・除草業務 ・遊具保守点検 ・公益施設清掃管理	該当なし	現行のとおりとする。
	29					
9	スポーツ推進員に関すること	該当なし	地域住民（各自治会）のスポーツ振興を図る。 【定数】 46人 (各自治会1人) 【任期】 2年（平成20年4月1日から 平成22年3月31日） 【報酬】 日額5,500円	該当なし	該当なし	合併後に再編する。なお、協定項目11特別職の身分の取扱いの調整結果による。
	32					
10	運動ひろば等に関すること	地域におけるコミュニティづくりとスポーツの振興を図る。 【名称】 尻内河川敷運動場 柳原河川敷運動場 大光寺河川敷運動場 皆川東宮運動場 ニュースポーツ広場	地域におけるコミュニティづくりとスポーツの振興を図る。 【名称】 地域のひろば（7か所）	該当なし	地域におけるコミュニティづくりとスポーツの振興を図る。 【名称】 赤津スポーツひろば 赤津地区運動場用地	現行のとおりとする。
	33					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	社会体育施設の使用許可に関すること	総合運動公園については、道路管理課が所管し（株）メディカルフィットネスとちの木が管理している。	社会体育施設の使用の許可・使用許可の取り消し等・利用の時間・休館日・使用料・使用料減免について定めている。	社会体育施設の使用の許可・使用許可の取り消し等・利用の時間・休館日・使用料・使用料減免について定めている。	社会体育施設の使用の許可・使用許可の取り消し等・利用の時間・休館日・使用料・使用料減免について定めている。	合併後に再編する。
	3 5					
12	市民スポーツ大会に関すること	市民の健康保持増進と参加者相互の親睦を図る。 【主催】 体育協会 教育委員会 【競技種目】 12種目 【競技方法】 12支部対抗	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	3 7					

様式2

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町地区合併協議会への報告（ランクB）

教育部会 生涯学習分科会

No.	事務事業名	現 況				調整内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	社会を明るくする運動に関すること	犯罪防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め犯罪や非行のない社会を築くための全国的な運動 ・組織構成は26団体 ・実施委員会、栃木市集会の開催 ・広報紙掲載 ・報道機関への情報提供 ・街頭宣伝、街頭啓発	犯罪防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め犯罪や非行のない社会を築くための全国的な運動 ・組織構成は13団体 ・実施委員会、大平町集会の開催 ・広報紙へ掲載 ・子どもの安全を守る連絡会議の開催 ・街頭宣伝、街頭啓発	犯罪防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め犯罪や非行のない社会を築くための全国的な運動 ・組織構成は40団体 ・横断幕・幟旗の設置 ・街頭宣伝 ・街頭啓発（呼びかけ）	犯罪防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め犯罪や非行のない社会を築くための全国的な運動 ・組織構成は20団体 ・実施委員会、都賀町集会の開催 ・街頭啓発活動 ・更生保護女性会等による町内3箇所の啓発	栃木市の例により合併時に統合する。
2	勤労者体育センターの管理運営に関すること	勤労者等の健康保持増進とスポーツの振興を図る。 ・指定管理者制度導入施設平成18年度から22年度までの5年間) ・使用許可申請書関係 ・使用料等の収納管理 ・運営委員会の開催 ・施設の維持管理	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	技能センター に関するこ と	勤労青年の福祉増進を図るた め、職業訓練施設としての栃木共 同高等産業技術学校へ施設を貸 与するもの ・行政財産使用許可事務 ・栃木共同高等産業技術学 校への運営費補助金交付 ・補助金 740,000 円	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例に より合併時に 統合する。
	29					
4	社会教育に係 る企画・調整に に関するこ と	「栃木市の教育」の中で社会教育 についての基本方針や重点目標 等を明記	「大平町社会教育行政基本方針 と施策」の中で、社会教育につい ての基本方針や重点目標等を明 記	「藤岡町の教育の基本」の中で、 社会教育についての基本方針や 重点目標等を明記	「都賀町の教育」の中で、社会教 育についての基本方針や重点目 標等を明記	合併後に再編 する。
	72					
5	社会教育指導 員に関するこ と	社会教育の特定の分野について の、直接指導、学習相談又は社会 教育関係団体の育成等 配置 5 名	社会教育の特定の分野について の、直接指導、学習相談又は社会 教育関係団体の育成等 配置 3 名	社会教育の特定の分野について の、直接指導、学習相談又は社会 教育関係団体の育成等 配置 3 名	社会教育の特定の分野について の、直接指導、学習相談又は社会 教育関係団体の育成等 配置 0 名	合併時に再編 する。
	75					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	社会人権教育 に関すること	家庭教育学級や女性学級、高齢者 教室で、人権講座を開催	人権講演会、指導者養成講座、リ ーダー研修等を開催	人権教育指導者や住民を対象と して人権研修を開催	ふれあい大学、女性セミナーの講 座で、人権教育講座を開催	所管部署を統 一し、合併後 に再編する。
	76					
7	家庭教育に關 すること	家庭教育学級の開催 家庭教育オピニオンリーダーの 活用	家庭教育学級の開催 家庭教育オピニオンリーダーの 活用	親学習プログラムの実施家庭教 育オピニオンリーダーの活用	家庭教育学級の開催 家庭教育オピニオンリーダーの 活用	合併後に再編 する。
	101					
8	生涯学習推進 本部に関する こと	市の生涯学習を総合的に整備、充 実する方策等を研究協議し、生涯 学習を計画的に推進する。	町の生涯学習の総合的かつ効果 的な推進を図る	町の生涯学習の総合的かつ効果 的な推進を図る。	町の生涯学習の総合的かつ効果 的な推進を図る	合併後に再編 する。
	119					
9	図書館の施設 管理運営業務 に関すること	【運営管理形態】 指定管理者による運営管理(平成 21年度～25年度) 【開館時間】 ①月曜日から木曜日 9時～19時 ②土曜日、日曜日、祝日 9時～17時 253	【運営管理形態】 指定管理者による運営管理(平成 19年度～21年度) 【開館時間】 ①4/1～9/30 火曜日から金曜日 9時30分～19時 土曜日、日曜日、祝日 9時30分～17時30分 ②10/1～3/31 火曜日から金曜日 9時30分～18時 土曜日、日曜日、祝日 9時30分～17時	【運営管理形態】 町直営 【開館時間】 ①火曜日から日曜日 9時～18時	【運営管理形態】 町直営 【開館時間】 ①火曜日から日曜日 9時～17時	合併時は現行 のとおりと し、平成26 年度に再編す る

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	図書館電算システム機器の維持管理、保守業務に関すること	所蔵資料データ及び貸出・返却データの管理を行う。 【リース期間】 平成 21 年 8 月まで（再リース） 【システム名】 日立 LOOKS RⅢ	所蔵資料データ及び貸出・返却データの管理を行う。 【リース期間】 平成 22 年 3 月まで（再リース） 【システム名】 日立 LOOKS 21P 0450	所蔵資料データ及び貸出・返却データの管理を行う。 【リース期間】 平成 25 年 9 月まで（再リース） 【システム名】 富士通 ILIS(アイリス)	所蔵資料データ及び貸出・返却データの管理を行う。 【リース期間】 平成 22 年 5 月まで（再リース） 【システム名】 富士通 ILIS(アイリス)	合併後に再編する。
		259	【マーク】NPL	【マーク】TRC	【マーク】TRC	
11	移動図書館運営管理業務に関すること	移動図書館車の維持・管理・保守 ・現行車両 1 台 ・現在のステーション 24か所・6コース ・正職員 1 名、 臨時職員 1 名 月・火・水に 1 日 4 箇所巡回	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
		273				
12	図書館振興基金に関すること	【目的】 図書館振興経費の財源に充てるため。 【基金総額】 24, 850 千円	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編する。
		331				

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	コピーサービス料金に関すること	○料金 ・白黒コピー 20円/枚 ・カラーコピー B4 サイズまで 50円/枚 A3 サイズまで 80円/枚	○料金 ・1枚20円 (用紙の大きさは問わない) ・白黒のコピー料金 ・カラーコピーへの対応なし (料金の規定なし)	○料金 ・1枚20円 (用紙の大きさは問わない) ・白黒のコピー料金 ・カラーコピーへの対応なし (料金の規定なし)	○料金 ・1枚20円 (用紙の大きさは問わない) ・白黒のコピー料金 ・カラーコピーへの対応なし (料金の規定なし)	栃木市の例により合併時に統合する。
	332					
14	地区公民館運営管理業務に関すること	地区住民の教養向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するために設置 館長 非常勤職員 任期 2年 報酬 95,800円 土、日の休館日は鍵を貸し出し利用できる。 貸し出し事務、開館時間、使用区分等については、中央公民館運営管理業務と同じとなっている。	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に再編する。
	318					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
15	働く婦人の家事業に関すること	市内在住・在勤の女性を対象に、女性の社会進出促進やその意識の向上、福祉の増進に資する事業を行なう。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	10					
16	男女共同参画推進指導員に関すること	男女共同参画の推進に向け、啓発指導を行なう指導員を置く。 ・1名 ・とちぎし共生大学の企画・運営 ・男女共同参画に関する出前講座講師 ・男女共同参画活動に対する指導・助言等 ・週24時間勤務	該当なし	該当なし	該当なし	協定項目11特別職の身分の取扱いの協議結果に基づき、栃木市の例により合併時に統合する。
	12					
17	市民会館の管理に関すること	勤労青少年ホーム・働く婦人の家・技能センター・勤労者体育センターを総称して市民会館とし、総合的に管理する。	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	302					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
18	郷土芸能に關すること	地域住民の生活に密着し、保存・伝承されてきた民俗芸能等を保護し、地域文化の振興と地域社会づくりに貢献する。	地域住民の生活に密着し、保存・伝承されてきた民俗芸能等を保護し、地域文化の振興と地域社会づくりに貢献する。	地域住民の生活に密着し、保存・伝承されてきた民俗芸能等を保護し、地域文化の振興と地域社会づくりに貢献する。	地域住民の生活に密着し、保存・伝承されてきた民俗芸能等を保護し、地域文化の振興と地域社会づくりに貢献する。	合併後に再編する。
	237					
19	公文書の収集・整理作業に關すること	古文書の収集・整理を実施	古文書の収集・整理を実施	古文書は収集・整理を実施。公文書は役所からの文書廃棄作業の過程で必要と思われる文書を収集	古文書の収集・整理を実施	合併後に再編する。
	291					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	コミュニティ 推進協議会に 関すること	栃木市コミュニティ推進協議会 加入団体 189団体	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編 する。
	41					
21	コミュニティ センターに關 すること	<ul style="list-style-type: none"> ・第三地区コミュニティセンター ・第四地区コミュニティセンター ・第五地区コミュニティセンター ・第六地区コミュニティセンター 施設の管理・維持費は市が負担	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・大柿コミュニティセンター ・木コミュニティセンター ・南部コミュニティセンター 施設の管理・維持費は町が負担	合併時は現行 のとおりと し、合併後に 再編する。
	114					
22	ふるさと文化 振興基金に關 すること	ふるさと文化振興基金 【目的】 市民文化の振興を図り、個性的な 地域づくりを推進するため 【基金総額】 111,084千円 (H20年9月30日現在)	ふるさと文化うるおい基金 【目的】 文化の振興を図り、個性豊かな文 化の薫るまちづくりを推進する ため 【基金総額】 13,691千円 (H20年3月31日現在)	該当なし	該当なし	合併後に再編 する。
	216					

No.	事務事業名	現 況				調整内容
	事務事業番号	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	文化会館の維持管理運営に関すること	名称・栃木市文化会館 休館日・毎週水曜日、火曜日の午後 (平成21年度より指定管理者制度へ移行)	名称・おおひら町民ホール 休館日・毎週月曜日、第1火曜日、祝日	名称・藤岡町文化会館 休館日・毎週月曜日	名称・都賀町産業文化会館 休館日・祝日	合併後に再編する。
	240					
24	文化会館の施設整備に関すること	開館以来、老朽化・劣化が著しい。	開館以来、老朽化・劣化が著しい。	開館以来、老朽化・劣化が著しい。	開館以来、老朽化・劣化が著しい。	合併後に再編する。
	241					
25	文化会館貸館業務に関すること	会館施設設備及び備品を市民の教育、文化の振興、教養を醸成する場、さらには創作活動の発表の場としての利用に供する。(平成21年度より指定管理者制度導入へ移行)	町民の芸術、文化の振興及び福祉の増進を図る。	会館施設や設備を、町民の教育文化の振興及び活動の発表の場としての利用に供する。	地域の文化活動の育成及び地域文化芸術振興を図る。	合併後に再編する。
	247					